

全国的な学力調査の今後の改善方策について（まとめ）（案）

平成 2 9 年 月 日
全国的な学力調査に関する専門家会議

全国学力・学習状況調査は、平成 1 9 年度の開始以来、平成 2 8 年度調査で 1 0 年目を迎えた。この間、国・教育委員会・学校では、調査を通じて、教育施策や教育指導の課題を把握・分析し、改善・充実を図るという、継続的な検証改善サイクルを確立する取組が行われている。また、理科の実施、都道府県・市町村教育委員会による調査結果の公表方法の見直し、経年変化分析調査の実施、保護者に対する調査の実施など、調査自体の改善を図ってきたところである。

学習指導要領の改訂などの方向性を踏まえ、全国的な学力調査を引き続き、^{しっかい}悉皆、かつ、毎年度実施する必要性やメリットを示した上で、全国的な学力調査の全体像や具体的な改善方策などについて整理する。

1. 全国的な学力調査を悉皆、かつ、毎年度実施する必要性

全ての教育委員会・学校・個々の児童生徒に対する教育施策・教育指導の改善・充実を図るためには、全国的な学力調査を悉皆、かつ、毎年度実施することが必要であり、以下のように整理できる。

- 全国学力・学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、
 - ・ 全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することによって、国や全ての教育委員会における教育施策の成果と課題を分析し、その改善を図る
 - ・ 学校における個々の児童生徒への教育指導や学習状況の改善・充実等に役立てる
 - ・ そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的としている。
- 上記の目的を確実に果たすには、
 - ・ 全ての市町村教育委員会において、自らの教育施策の成果と課題を分析し、その改善を図ることができるようにするためには、全ての市町村教育委員会を対象に調査を実施すること
 - ・ 全ての学校において、個々の児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるためには、全ての学校の該当する学年の教科の内容の指導を受けている全ての児童生徒を対象に、毎年度調査を実施すること
 - ・ 国、全ての教育委員会、全ての学校、全ての児童生徒において、教育施策や教育指導

の改善・充実を図る取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するためには、全ての教育委員会、全ての学校、該当する学年の教科の内容の指導を受けている全ての児童生徒を対象に、毎年度調査を実施することが必須となるため、引き続き、全国的な学力調査を悉皆、かつ、毎年度実施する必要がある。

- 全国的な学力や学習状況の傾向、又は、都道府県別の学力や学習状況の傾向を単純に把握するだけならば、抽出方式による調査でも可能である。国際的な学力調査であるOECD生徒の学習到達度調査（PISA）や国際数学・理科教育動向調査（TIMSS）も抽出方式による調査により、参加国・地域の傾向を把握・分析している。しかしながら、全ての教育委員会における教育施策の改善・充実、全ての学校における該当する学年以外の児童生徒を含む個々の児童生徒に対する教育指導の改善・充実を図るためには、全国的な学力調査を悉皆、かつ、毎年度実施することが必要である。

2. 悉皆、かつ、毎年度調査を実施するメリット

全国的な学力調査を悉皆、かつ、毎年度実施することは、以下の四つのメリットが挙げられる。

（1）全ての教育委員会・学校・児童生徒に対する具体的なメッセージ

- 全国的な学力調査を悉皆、かつ、毎年度実施することは、毎年度、全ての教育委員会、全ての学校、当該年度の調査に参加した全ての小学校第6学年と中学校第3学年に対し、教科の設問と質問紙調査項目を示すことになる。
- そのため、調査実施後に調査問題を全て公開することにより、全ての教育委員会、学校、児童生徒は、各設問の誤答の状況などから課題の有無を把握し、把握した課題の解決に向けて取り組むことができる。
- さらに、調査問題は、全ての教育委員会、学校、児童生徒に対して、学習指導要領の理念・目標・内容等に基づき、学習指導上特に重視される点や身に付けるべき力を具体的に示すメッセージとなる問題を出題することができる。
- また、質問紙調査項目も同様に、調査実施後に全て公開することにより、全ての教育委員会、学校、児童生徒に対して、教育施策や教育指導の改善・充実に資する指導方法や学習に対する関心・意欲・態度などに関し、具体的なメッセージとなる調査項目を提示することができる。
- なお、調査により測定できるのは学力の特定の一部であることなどについて、留意する必要がある。

(2) 教育に関する様々な分析の基盤となる調査

- 全国学力・学習状況調査は、全ての教育委員会・学校・児童生徒を対象に、毎年度実施しているからこそ、推計値を用いることなく、調査としての信頼性を確保することができる。これとともに、調査結果を国や教育委員会、大学等の研究機関等が行う他の調査と組み合わせることにより、新たな知見を導くことができる。
- 全国学力・学習状況調査では、教科に関する調査と児童生徒や学校に対する質問紙調査により、児童生徒の学習状況、学校の取組、教育環境と学力との傾向を全国、教育委員会、学校ごとに分析し、全国的な傾向と都道府県ごとの傾向を公表している。文部科学省では、調査結果を踏まえ、学習・指導方法の改善等の教育施策の改善・充実を図っている。また、各教育委員会や学校では、都道府県ごとの児童生徒の学習状況、学校の取組、教育環境の違いと学力との傾向を参考とし、教育施策や教育指導の改善・充実に生かしている。
- その上で、全国学力・学習状況調査は全ての教育委員会や学校、児童生徒を対象としているため、教育委員会や学校を特定して、更に詳細な調査を行えば、高い成果を上げている教育委員会や学校の取組、教育環境を実証的に分析することができる。
- 一方、文部科学省では、全国学力・学習状況調査の結果を公表し、各教育委員会・学校・児童生徒に対して結果を提供している。それとともに、毎年度、大学等の研究機関に委託して調査結果を用いた追加分析を行い、教育委員会や学校に対して情報提供を行っている。文部科学省が行う委託調査研究にとどまらず、大学等の研究者が全国的な学力調査の個票データを活用できるようにすることにより、新たな知見が得られることが期待される。

(3) 教育委員会・学校における教育に関する継続的な検証改善サイクルの基盤の提供

- 教育委員会の中には、各教育委員会の教育振興基本計画等において、教育施策の目標値を全国学力・学習状況調査の教科の平均正答率等や質問紙調査項目の回答割合に置いているところもある。また、同様に、学校の中には、学校運営における目標値として、教科の平均正答率等や質問紙調査項目の回答割合を掲げているところもある。
- また、全ての教育委員会や学校を対象に調査を実施していることから、各教育委員会や学校は、教科の設問や質問紙調査項目によって明らかになった課題に対し、当事者意識を持って対応することができている現状がある。過去の調査問題や調査結果は、校内研究や校外の教員同士の授業研究、授業設計の際の基礎資料として活用されている。さらに、学校によっては、できるだけ早く調査結果を教育指導の改善・充実に生かすため、調査結果が提供される前に、自ら採点を行うところも存在する。

- 全国的な学力調査を全ての教育委員会、学校を対象に、毎年度実施することにより、各教育委員会や学校における教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するために必要な数値や課題等を示すことができる。

(4) 一人一人の児童生徒に対する教育指導の改善・充実

- 全国的な学力調査を全ての学校・児童生徒を対象とし、調査実施後に調査問題と質問紙調査項目を全て公開することにより、各学校において、一人一人の児童生徒の学力や学習状況を把握して、全国的な状況との比較などにより、指導に生かすことができる。また、調査結果の分析を踏まえて、校内研究を行うことなどにより、学校全体ないし各学級としての指導方法等の改善につなげる取組が行われている。さらに、各学校では、そのような教育指導の改善・充実を図る取組を進めることが期待される。

3. 悉皆、かつ、毎年度調査のメリットを生かした全国的な学力調査の全体像

各教育委員会や学校における教育施策や教育指導の改善・充実に資するため、全国学力・学習状況調査では、調査実施後に調査問題と質問紙調査項目を全て公開することとしている。他方で、悉皆調査であり、かつ、調査問題を公開するために予備調査を実施することがなじまない等の理由から、年度間の調査問題の等化は行っていない。また、学校の取組だけでなく、家庭の状況も学力に影響を及ぼしていることから、児童生徒及び学校に対する質問紙調査項目だけでは、学力の要因を把握することは難しい面もある。

そこで、全国的な学力調査を悉皆、かつ、毎年度実施し、そのメリットを生かしつつ、様々な課題を克服するため、全国的な学力調査は、以下のような全体像の下に実施すべく、改善を図っていく必要がある。

(1) 実施教科

- 全国学力・学習状況調査の教科に関する調査は、
 - ・ 国の責務として果たすべき義務教育の機会均等とその水準の維持向上という観点からの学力等の把握が必要であること
 - ・ 大規模な調査を確実に実施する必要があることといったことに加え、
 - ・ 読み・書き・計算など、日常生活やあらゆる学習の基盤となる内容を扱う教科であること等から、小学校の国語・算数、中学校の国語・数学を毎年度実施している。これらの教科については、今後も引き続き、毎年度実施する必要がある。
- また、理科については、
 - ・ 科学技術人材の育成等のために、理科教育の充実が求められている
 - ・ 科学的な思考力、表現力、科学への関心を高める学習の充実が求められている

- ・ 児童生徒の「理科離れ現象」の実態把握と課題の改善が必要である
 - ・ 国際的な学習到達度調査であるTIMSSやPISAでは、「理科」や「科学的リテラシー」を調査内容としている
- こと等を踏まえ、平成24年度と平成27年度の3年に一度、実施している。今後も3年に一度程度の実施を続けていく必要がある。

- さらに、「英語教育実施状況調査」の中・高等学校の生徒の英語力に関するアンケート結果では、十分な改善が見られていないなど、各種調査によって中・高等学校の生徒の英語力の状況が明らかになった。このことを踏まえ、生徒の英語力を把握し、着実な英語力向上を図るため、中学生の英語力を測る調査について、悉皆で行われる全国学力・学習状況調査の中で、3年に一度程度実施する必要がある。

(2) 調査結果の分析・公表及び提供

- 各教育委員会や学校においては、全国学力・学習状況調査の毎年度の調査結果の分析を行う際、域内又は学校内の全体的な状況を把握するため、全国や都道府県・市町村の平均正答率との比較による分析を行うことが中心となっている現状がある。しかしながら、児童生徒が必要な学力を身に付けているかどうかについて、各教育委員会や学校、児童生徒が捉えられるようにする観点からは、平均正答率を示されるだけでは、必ずしも十分ではないと考えられる。
- また、教育施策や教育指導の改善・充実に役立てるため、調査問題に関する出題の趣旨や正答・誤答の解説、指導の改善・充実の在り方、一人一人の児童生徒に対する個人票等の分析結果について各教育委員会や学校へ提供している。教員一人一人が児童生徒のつまづきを把握し、より一層の施策や指導の改善・充実に生かしていくためには、今まで以上に、教育委員会・学校・児童生徒が調査結果を活用しやすくしていく必要がある。
- そこで、各教育委員会や学校が児童生徒の学力の状況をより客観的・多角的に、教育委員会全体や学校全体として把握・分析できるような仕組みが必要である。
- 全国学力・学習状況調査の全国的な傾向に関する結果分析については、児童生徒や学校の質問紙調査項目と学力との単純な相関関係の分析だけでなく、教育委員会や学校における教育施策や教育指導の改善・充実に役に立つ、より詳細な分析結果を結果公表時に併せて公表する必要がある。

(3) 悉皆、かつ、毎年度実施する調査を補完する調査

- 現在の悉皆、かつ、毎年度実施する全国学力・学習状況調査では、調査問題の全てを公表することにより、教育施策や教育指導の改善・充実に活用している。他方で、調査問

題の全てを公表することから、同じ問題を活用して調査結果を年度間で厳密に比較することは行っていない。

- また、現在の全国学力・学習状況調査では、全ての児童生徒が同一の調査問題を解答することにより、学校において、同一の調査問題から導かれる個々の児童生徒の課題を把握し、教育指導の改善・充実に活用している。しかしながら、学校の負担等を考慮し、教科に関する調査の実施時間は限られており、年度ごとの設問数・出題範囲は限定的である。そのため、国として毎年度把握できるのは学力の一部である。
- したがって、全国学力・学習状況調査では、悉皆、かつ、毎年度実施する本体調査とは別に、より幅広く学力の状況を把握し、その経年変化を分析できるようにするため、抽出方式で行う経年変化分析調査を平成25年度と28年度の2回、実施してきた。この調査では、幅広い内容を出題すべく複数分冊を用意するとともに、調査問題については一部のみを公表することとしている。全国的な学力の経年変化を分析するために、当該調査については、今後も継続的、かつ、定期的を実施する必要がある。
- さらに、全国学力・学習状況調査では、教科に関する調査とともに、児童生徒及び学校に対する質問紙調査を行うことにより、児童生徒や学校の状況と学力との関係を把握・分析している。しかしながら、児童生徒や学校に対する調査のみでは、家庭の状況を踏まえた、教育施策や教育指導の改善・充実に生かすことのできる分析結果を提供することは難しい。そのため、平成25年度には、悉皆、かつ、毎年度実施する本体調査とは別に、抽出方式で、保護者に対する調査を実施しており、今後も継続的、かつ、定期的、同様の調査を実施する必要がある。

4. 具体的な改善方策

前述した「3. 悉皆、かつ、毎年度調査のメリットを生かした全国的な学力調査の全体像」の下、当面、以下の改善方策を進める必要がある。

(1) 学習指導要領改訂を反映した調査問題や質問紙調査項目

- 全国学力・学習状況調査では、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、学習指導要領の理念・目標・内容等に基づき、全ての児童生徒に身に付けさせるべき基盤的な内容を調査問題として出題し、全国的な児童生徒の学力を把握・分析している。
- 学習指導要領の改訂に向け、中央教育審議会において「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月)が取りまとめられた。この答申の中で、育成を目指す資質・能力を明確化していくことや、各学校において、学習指導要領等を受け止めつつ、子供たちの

姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づきどのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し改善していくのかという「カリキュラム・マネジメント」を確立することといった方向性が示されている。

- 全国学力・学習状況調査の調査問題については、新しい学習指導要領が求める育成を目指す資質・能力を踏まえ、それを教育委員会や学校に対して、具体的なメッセージとして示すものとなるよう検討を進める。新しい学習指導要領が実施される前の段階においても、その方向性を勘案しながら、現行の学習指導要領に基づく調査問題の工夫を行うことが必要である。
- また、調査問題に限らず、児童生徒や学校に対する質問紙調査項目においても、新しい学習指導要領の理念が、教育委員会や学校に反映されているのか、把握・分析することができるものにしていく必要がある。さらに、質問紙調査項目によって、非認知能力を把握・分析できることも必要である。
- なお、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」においても、義務教育段階の学習内容を含めた高校生に求められる基礎学力の定着度合いの把握が可能な出題が行われることが期待される。

(2) 中学生の英語力を測る調査を平成31年度から3年に一度程度実施

- 文部科学省では、生徒の英語力向上を目指して、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」（平成26年12月）などを踏まえ、小・中・高等学校を通じた先進的な取組や教員研修などの支援を進めてきた。しかしながら、平成23年度以降毎年実施してきた「英語教育実施状況調査」の中・高等学校の生徒の英語力に関するアンケート結果では、十分な改善が見られていない。
- 各種調査によって明らかになった中・高等学校の生徒の英語力の状況を踏まえ、生徒の着実な英語力向上を図るため、平成27年6月に、文部科学省において、生徒の英語力向上のための国、地域、学校における検証改善サイクルの構築を進める「生徒の英語力向上推進プラン」が策定・公表された。同プランでは、中学校において「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の英語力を測定する全国的な学力調査を国が新たに実施することで英語力を把握することが示されている。
- これらを受けて、中学生の英語力を測る調査について、悉皆で行われる全国学力・学習状況調査の中で平成31年度から実施し、その後も継続的に、3年に一度程度実施する必要がある。

- また、平成31年度から調査を円滑に実施するため、平成30年度に抽出方式で予備調査を行う必要がある。
- (3) 児童生徒の学力の状況をより客観的・多角的に評価できる仕組みの導入（詳細は別添1参照）
- 各教育委員会や学校では、全国学力・学習状況調査の結果分析について、全国や都道府県・市町村の平均正答率との比較により分析を行うことが中心となっている現状がある。しかしながら、児童生徒が必要な学力を身に付けているかどうかについて、各教育委員会や学校、児童生徒が捉えられるようにする観点からは、平均正答率を示されるだけでは、必ずしも十分ではないと考えられる。
 - また、平成27年度秋の年次公開検証（「秋のレビュー」）等の指摘事項に対する文部科学省の対応状況において、「国として一定の学力水準を示す（指標の設定等）などの学力の状況を客観的に評価するための改善を図り（平成30年度からの導入を目指す）、個々の児童生徒にきめ細かく指導できるようにする」としている。このことなどを踏まえ、各年度の全国学力・学習状況調査において、各教育委員会や学校が児童生徒の学力の状況をより客観的・多角的に、教育委員会全体や学校全体として評価できるよう、新たな分析指標の設定等について、平成30年度から導入する必要がある。
 - 具体的には、以下のものを新たに教育委員会・学校に提供する。
 - ・ 一人一人の児童生徒に調査結果を提供する個人票について、教員が個々の児童生徒の学習上の課題についての指導に活用しやすくし、児童生徒が学習上の課題を理解するのに資するよう改善・充実することを検討する
 - ・ 学校・学級ごとに、文部科学省としてS-P表を作成・提供することにより、学校・学級の学習上の課題を明らかにし、学校における教育指導の改善・充実に活用しやすくする
 - ・ 各教育委員会に対し、学校ごとに、学校がより一層指導を充実すべきと考えられる一定の学力層の児童生徒の人数及びその割合を示す。このことにより、教育委員会において、学校ごとの状況を参考に、教職員の配置や学校への予算配分等への配慮など、教育施策の改善・充実のために活用しやすくする
 - 学校がより一層指導を充実すべきと考えられる一定の学力層の児童生徒の人数及びその割合については、以下の方法により算定する。
 - ・ 参加した児童生徒の半数以上が正答している設問は、全国的に見て比較的正答することが容易だったと考えられる設問であり、一人一人の児童生徒にとって、比較的課題を克服しやすいと推測される設問として取り扱う
 - ・ そのため、国語、算数・数学の教科ごとに、比較的課題を克服しやすいと推測される設問として、全国正答率50%以上の設問を取り出す

- ・ そのような正答率が比較的高い設問のうち、正答の設問数が2分の1以下であった児童生徒について、学校ごとに人数及びその割合を割り出す
- なお、新たに提供する分析指標の設定等については、教育委員会や学校が教育施策や教育指導の改善・充実への活用状況などを踏まえ、不断の見直しを行う必要がある。
- あわせて、全国学力・学習状況調査は、教育委員会や学校の平均正答率等の数値データによる単純な比較や序列化、過度な競争を行うものではなく、あくまでも、教育委員会や学校、個々の児童生徒の課題を把握・分析し、教育施策や教育指導の改善・充実を図るものである。こういった調査本来の趣旨・目的について、改めて教育委員会や学校に対して共通理解を得て、その認識を深く浸透させるとともに、教育委員会・学校との間で調査への適切な向き合い方や適切な指導改善の方策等について理解を深め合う必要がある。

(4) 指定都市の調査結果の公表方法（詳細は別添2参照）

- 国として全国学力・学習状況調査を実施する説明責任を果たすため、調査結果については、全国的な傾向だけでなく、都道府県ごとの状況を示してきた。今般、教育行政における指定都市を取り巻く現状等を勘案し、国として、より積極的に説明責任を果たすべく、指定都市の結果を公表することについて検討を進めた。
- 現在の全国学力・学習状況調査では、国が以下のことなどを勘案し、都道府県別の調査結果を公表してきた。
 - ・ 規模（域内の広さ、児童生徒数、学校数等）が大きく、様々な地域を包含することなどから、弊害が生じるおそれが比較的小さいと考えられること
 - ・ 都道府県教育委員会独自の学力調査においても、都道府県全体の調査結果を公表している例が多く見られること
 - ・ 都道府県教育委員会は、教職員の給与費を負担するとともに広域で人事を行うなど役割と責任を担っていること
 - ・ 国として国全体の調査結果について、説明責任を有しており、その観点から全国的な調査結果だけを示すのでは十分ではなく、都道府県単位程度の状況について公表する必要があること
- 指定都市の取り巻く現状や都道府県・指定都市教育委員会の意向を勘案すると、
 - ・ 全国学力・学習状況調査や指定都市独自の学力調査で多くの指定都市が市全体の調査結果を公表しており、参加する児童生徒数に関して指定都市は都道府県と同規模を有することから、国が指定都市の結果を公表しても、弊害が生じるおそれは比較的に小さいこと
 - ・ 教職員給与負担等は指定都市へ移譲すると、全国学力・学習状況調査によって指定

都市の教育施策についての課題を把握できたとしても、都道府県教育委員会が指定都市教育委員会に対して講じることができる教育施策は非常に限られること

- ・ 都道府県・指定都市教育委員会で、国が指定都市の結果を公表することに反対しているところは少数であったこと

から、平成29年度から国が指定都市の調査結果を公表し、国民に対して、より一層説明責任を果たしていくこととする。

- しかしながら、国が指定都市の調査結果を公表することにより、序列化や過度な競争を招かないよう、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表するなど、必要な配慮を行うこととする。

- なお、都道府県の結果公表については、「都道府県（指定都市を含む）の調査結果」も「都道府県（指定都市を除く）の調査結果」もいずれを国が公表するにしてもメリットがある。それぞれの公表内容のメリットを生かすため、両方の調査結果を公表することとする。

(5) 都道府県・指定都市の教科・質問紙調査項目に関する数値の公表（別添3参照）

- 国では、従前より、平均正答率だけでなく、都道府県ごとの様々な数値を公表してきており、平成29年度調査からは指定都市の結果を公表することとしている。これまで以上に、多角的な分析を行いやすくするとともに、国としての説明責任を果たすため、平成29年度から、都道府県・指定都市ごとの特徴がより分かりやすい様式での提供・公表を行う必要がある。

- 具体的には、以下のものについて、新たに都道府県・指定都市の一覧での提供・公表を行う。

- ・ 2教科4区分（理科を実施する場合には3教科5区分）ごとに、児童生徒を正答数の大きい順に整列し、人数割合により25%刻みで四つの層分けを行い、A～D層として示した割合
- ・ 「全国学力・学習状況調査結果チャート」[学校運営]における学校質問紙調査項目に係る領域ごとの数値
- ・ 「全国学力・学習状況調査結果チャート」[児童生徒]における児童生徒質問紙調査項目に係る領域ごとの数値
- ・ 年度ごとの調査内容・結果を踏まえた、特徴的な質問紙調査項目の回答状況

- なお、A～D層として示した児童生徒の割合、特徴的な質問紙調査項目の回答状況について、序列化や過度な競争を招かないよう、都道府県・指定都市の一覧での公表は、

整数値で行う。しかしながら、それらについては、調査結果概況資料など都道府県別・指定都市別にまとめた資料では、小数点以下第一位まで公表する。

- また、都道府県・市町村教育委員会が教育施策の改善・充実に活用しやすくするため、従前より提供してきた設置管理者・学校の様々な数値について、平成29年度から、設置管理者や学校の特徴がより分かりやすい様式での提供を行う。ただし、設置管理者・学校の当該数値は、引き続き、国は公表しない。
- さらに、平均正答率については、学力面において、細かい桁における微小な差異は、実質的な違いを示すものではないため、国としては、小数点以下を四捨五入した整数値で結果を提供することとする。ただし、教育委員会や学校に対しては、児童生徒の個票データを提供するため、より細かな数値を算出し、分析・公表を行うことは可能である。

(6) 全国的な傾向に関する調査結果のより詳細な分析を結果公表時に併せて公表

- 全国学力・学習状況調査では、児童生徒や学校の質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との関係について分析を行っている。しかしながら、個々の質問紙調査項目と学力との関係を分析するだけでは、児童生徒や学校の状況と学力との関係を必ずしも正確に把握することができていないとの指摘がある。
- そのため、全国的な学力調査の分析については、個々の質問紙調査項目と学力との相関関係だけでなく、質問紙調査項目をまとめた領域と学力との相関関係や、学力に与える影響が大きい質問紙調査項目を統制した三重クロス分析など、各教育委員会や学校において、教育施策や教育指導の改善・充実により一層資する分析を行い、調査結果の公表と併せて、分析結果を公表する必要がある。
- また、それぞれの教育委員会や学校では、提供された域内や校内の調査結果を分析し、教育施策や教育指導の改善・充実に活用している。それらの分析の中には、他の教育委員会や学校でも活用できるものもあり、国として事例を収集し、教育委員会に対して情報提供することが必要である。

(7) 小学校調査と中学校調査の調査結果の連携（別添4参照）

- 現在、小学校調査の結果は、8月中に教育委員会・学校に提供しているが、児童が卒業する翌年3月まで、小学校が調査結果を活用できる期間は短い。小学校調査の結果を児童が進学する中学校と共有することができれば、調査結果をより有効に活用できると考えられる。
- そのため、平成29年度から、各学校の設置管理者の判断の上、児童が進学する中学

校に小学校調査の結果を送付するなどの方法によって小・中学校間での情報共有を図ることができる旨、明確にする。このことにより、小・中学校間で成果と課題を継続的に把握・検証し、小中一貫した教育の改善・充実に取り組むことが期待される。

- また、各教育委員会においては、小学校調査と中学校調査の結果や、教育委員会独自調査の結果の関係についての継続的な把握・分析結果を踏まえた、教育施策の改善・充実に取り込むことができる。
- 文部科学省としては、平成29年度の小学校調査を受けた児童が中学校調査を受ける平成32年度以降、小・中学校間で情報共有を図った学校の情報を活用し、同一児童生徒の小学校調査と中学校調査の結果の関係についての分析を行う必要がある。また、小・中学校間で情報共有を図った教育委員会・学校に対しては、当該教育委員会・学校の分析結果を提供する必要がある。

(8) 経年変化分析調査の継続的、かつ、定期的な実施

- 全国学力・学習状況調査では、各教育委員会、学校において、一人一人の児童生徒に対する教育指導の改善・充実に図るべく、調査実施後に調査問題を全て公表し、具体的に、どのような設問で、どのようなつまづきがあったのか、正確に把握できるようにしている。他方で、調査問題の全てを公表することから、同じ問題を活用して調査結果を年度間で厳密に比較することは行っていない。
- また、現在の全国学力・学習状況調査では、全ての児童生徒が同一の調査問題を解答することにより、学校において、同一の調査問題から導かれる個々の児童生徒の課題を把握することができ、教育指導の改善・充実に活用することができる。しかしながら、学校の負担等を考慮し、教科に関する調査の実施時間は限られている。そのため、年度ごとの設問数・出題範囲は限定的であり、国として毎年度把握できるのは学力の一部である。
- さらに、国際的な学力調査であるPISAやTIMSSでは経年変化の把握・分析を行っている。しかしながら、国際的な比較を可能とする調査であり、出題内容はそれぞれの調査における評価の枠組みに基づいて決まるものである。そのため、我が国の学習指導要領に基づかない出題も含まれる、といった制約がある。
- そのため、全国学力・学習状況調査では、悉皆、かつ、毎年度実施する本体調査とは別に、学習指導要領に基づく内容で、より幅広く学力の状況を把握し、その経年変化を分析できるようにするため、抽出方式で行う経年変化分析調査を平成25年度と28年度の2回、実施してきた。この調査では、幅広い内容を出題すべく複数分冊を用意するとともに、調査問題については一部のみを公表することとしている。全国的な学

力の経年変化を分析するために、当該調査については、平成28年度以降も長期間にわたり、継続的、かつ、定期的に、調査を行う必要がある。

(9) 保護者に対する調査の平成29年度実施と継続的、かつ、定期的な実施

- 全国学力・学習状況調査では、教科に関する調査とともに、児童生徒及び学校に対して質問紙調査を行い、児童生徒の学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面や学校における指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備の状況等と学力との関係を把握・分析している。
- 一方、全国学力・学習状況調査では、悉皆、かつ、毎年度実施する本体調査とは別に、平成25年度に抽出方式で行った保護者に対する調査及び追加分析調査により、
 - ・ 家庭の社会経済的背景と学力との関係
 - ・ 不利な環境を克服している児童生徒の特徴
 - ・ 不利な環境においても成果を上げている学校の取組
 - ・ 保護者の意識等と学力との関係等が明らかになった。
- 児童生徒や学校に対する調査のみでは、家庭の状況を踏まえた、教育施策や教育指導の改善・充実に生かすことができる分析結果を提供することは難しい。経済的な面も含めた家庭の状況と学力等の状況を把握・分析することにより、児童生徒や学校の状況と学力との関係からでは分からない、学力向上のための方策を見いだす可能性がある。
- また、国際的な学力調査であるTIMSSでも、小学校調査において、保護者を対象とする調査を行っており、我が国も参加している。しかしながら、国際的な比較を可能とする調査であり、調査内容はTIMSSの評価の枠組みに基づいたものである。そのため、文部科学省として把握・分析したい事項がすべからず調査項目に盛り込まれるものではない。
- そのため、悉皆、かつ、毎年度実施する本体調査とは別に、平成29年度に保護者に対する調査を抽出方式で行い、教育委員会や学校における教育施策や教育指導の改善・充実に生かす必要がある。また、今後も継続的、かつ、定期的に、同様の調査を実施する必要がある。
- その際、平成25年度の調査では、小学校391校、中学校387校から有効回答があったが、学級規模など、学校ごとの状況が異なる事項を比較する分析を行うには、抽出学校数が少ないという課題があった。そのため、平成29年度の調査では、抽出学校数を小学校約1,200校、中学校約800校に増やすこととする。

(10) 大学等の研究者等に対する個票データ等の貸与・公表（詳細は別添5参照）

- 全国学力・学習状況調査における、個票データの取扱いについては、
 - ・ 調査結果は、教育施策の改善・充実に生かすことを目的として、調査は、国が実施主体となり、全国の教育委員会の合意と協力により実施している
 - ・ 国及び事業を受託した事業者が個人名を取得しない形で調査を実施しているが、調査結果のデータは、個々の児童生徒をはじめ、学校別の結果など慎重に取り扱わなければならない
 - ・ 教育委員会や学校の安易なランキングなどは、学校における教育活動や地域に大きな弊害を与えるということを基本的な考え方としている。

- そのため、都道府県教育委員会や市町村教育委員会、学校に対し、それぞれが該当する範囲の個票データを提供している。

- また、文部科学省が大学等に対して委託している調査結果の活用の一環として実施する専門家による追加分析の場合は、以下の観点について、必要に応じて判断し、個票データを貸与している。
 - ・ 我が国（又は教育委員会）の教育施策や教育指導の改善・充実に資する調査研究であること
 - ・ データ管理を適切に行うことができる体制等があること
 - ・ 研究結果の公表に当たっては、専門家のレビューを経ること

- これらを踏まえつつ、国が行う委託研究にとどまらず、調査結果の個票データ等を大学等の研究者や国等の行政機関の職員に一定期間貸与などにより、大学等の研究者による多様な研究分析への活用や教育施策の改善・充実に資する仕組みを平成29年度から設けることとする。

- 文部科学省は、個票データ等の貸与に当たって、申出者に対して、分析・公表等の個票データ等の利用目的・趣旨が以下のいずれかに該当することを確認する。
 - ・ 我が国の児童生徒の学力、学習状況又は生活習慣等の把握・改善を目的としていること
 - ・ 我が国（又は教育委員会）の教育施策の改善・充実に資することを目的としていること

- 全国学力・学習状況調査の調査結果は取扱いに注意を必要とすることから、匿名化の度合いに応じて、以下の3段階のデータについて、それぞれの手続に基づいて、平成29年度より可能なものから順次、貸与・公表することとする。

- ・ 学校名も含む、全ての情報が含まれるデータについては、申出される研究に必要最小限の範囲のデータに限って、文部科学省が設置する有識者会議による審査の上、貸与する（なお、個々の児童生徒の解答用紙番号は貸与しない）
加えて、国が公表していない教育委員会名・学校名が明らかになるデータを貸与する場合及び公表する場合には、貸与前は文部科学省が、公表前は申出者が当該学校の設置管理者の同意を得ることとする
- ・ 都道府県名を含む地域情報や、一定水準以下の小規模校に関するデータを削除するなどの匿名化を行った上で、全国の児童生徒から一定割合、無作為に抽出したデータについては、有識者会議による、より簡易な審査の上、貸与する
- ・ 調査結果の統計的性質を一部保存した上で、集計表の統計量から乱数を発生させて作成した疑似データについては、ホームページ上に公表する
特定の児童生徒個人、学校、設置管理者を示すものはない。データは教育目的等のため試行的に、個別情報の秘匿を気にすることなく自由に利用できるが、導かれた分析結果は実証研究の結果とみなすことはできない

5. 調査方法の不断の見直し

前述の「4. 具体的な改善方策」だけでなく、全国的な学力調査は、児童生徒の学力や学習状況の変化などを踏まえ、不断の見直しを行う必要がある。特に、教育委員会や学校の取組や教育環境と学力との関係について、より実証的な分析に資する必要がある。そのため、中長期的に検討すべき課題として、以下のものが挙げられる。

(1) 実施教科

- 現在の全国学力・学習状況調査の教科に関する調査では、小学校の国語・算数、中学校の国語・数学を毎年度実施しており、理科を3年に一度程度実施してきた。これらとともに、中学校における英語力を測る調査を平成31年度から、3年に一度程度実施することの検討を進めてきた。
- それらに加えて、社会を実施するか否かについてや、特定の教科ではなくPISA調査で求められるような統合的な資質・能力を把握することを目的とする調査の実施について、理科や英語の調査の実施状況を踏まえつつ、抽出方式で実施することも含め、改めて検討する必要がある。

(2) CBTの導入の検討

- 平成27年に実施され、翌28年12月に公表されたPISA2015では、筆記型調査からCBT（Computer-Based Testingの略称。コンピュータ上で実施する試験）に移行された。調査結果から、例えば、紙ではないコンピュータ上の複数の画面から情報を取り出し、考察しながら解答する問題などで戸惑いがあったと考えられるものが見られた。そのため、既にCBTを導入して実施されている調査研究の手法やその

結果等も参照しつつ、例えば、抽出方式で行う経年変化分析調査など、全国学力・学習状況調査の本体調査を補完する調査において、一部にＣＢＴを導入し、ＩＣＴ活用型の読解力の測定手法を開発する調査研究について、検討する必要がある。

- さらに、全国学力・学習状況調査の悉皆で行う本体調査のＣＢＴ導入については、導入のメリットやデメリット、実施規模、システムの安定性やセキュリティの確保、機器導入・運送・維持管理のコスト等を勘案しつつ、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」におけるＣＢＴ導入についての検討状況等を踏まえて、改めて検討する必要がある。

（３）調査結果の提供の早期化

- 現在の全国学力・学習状況調査では、４月下旬に調査を実施し、８月下旬に調査結果を教育委員会や学校に提供している。しかしながら、８月下旬に調査結果が提供されたとしても、学校としては夏季休業中に調査結果を分析することができない。各学校が調査結果を個々の児童生徒の教育指導の改善・充実に生かすことができる期間は、当該児童生徒が卒業するまでの短い期間に限られている。
- このため、国立教育政策研究所においては、調査実施直後、各教育委員会や学校が速やかに児童生徒の学力や学習状況、課題等を把握し、学習指導の改善・充実に役立てることができるよう、「解説資料」を作成し、各教育委員会や学校へ配布・公表している。学校によっては、この「解説資料」を活用して、できるだけ早く調査結果を教育指導の改善・充実に生かすため、調査結果が提供される前に、自ら採点を行うところも存在する。
- 教育委員会や学校において、現在よりも早期に、調査結果を児童生徒の教育指導の改善・充実に活用できるよう、教育委員会や学校に対する調査結果の提供を早期化する方策の検討を進める必要がある。その際、現在、教育委員会や学校に対する調査結果の提供は、ＤＶＤ－ＲＯＭの形でそれぞれに送付しているが、コンピュータのシステムの安定性やセキュリティの確保などの技術開発の状況、コスト面等に対して配慮した検討が必要である。
- また、教育委員会や学校において、できるだけ早く分析が始められるよう、例えば、速報値を示すなど、以下の方策については平成２９年度から始められるよう、検討を進める。
 - ・ 教科の設問ごとの正答率について、一定の幅を持った値で、できるだけ早期に提供
 - ・ 個々の児童生徒の解答状況について、できるだけ早期に提供

（４）悉皆、かつ、毎年度実施する調査を補完する調査

- 悉皆、かつ、毎年度実施する全国学力・学習状況調査の本体調査とは別に実施する経

年変化分析調査と保護者に対する調査は、いずれも抽出方式で行っているが、学校の抽出は、調査ごとに行っている。経年変化分析調査と保護者に対する調査について、抽出する学校を同一にした場合、児童生徒の年度間の学力や学習状況の変化と家庭の状況との関係を分析することで、新たな知見が得られる可能性がある。そのため、平成32年度以降、経年変化分析調査と保護者に対する調査を同一年度を実施し、抽出する学校を同一にすることについても検討する必要がある。

- また、現在の全国学力・学習状況調査では、学校に対して質問紙調査を行っているが、学校としての回答は一つであり、児童生徒の学力や学習状況との関係について、詳細に分析することができないとの指摘がある。さらに、国際的な学力調査であるTIMSSでも教員を対象とした調査を行っており、我が国も参加している。しかしながら、国際的な比較を可能とする調査であり、調査内容はTIMSSの評価の枠組みに基づいたものであることから、文部科学省として把握・分析したい事項がすべからず調査項目に盛り込まれるものではない。そのため、悉皆、かつ、毎年度実施する本体調査とは別に、抽出方式により、教員に対して、指導方法（主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の観点を含む）や学級経営（学級の集団性との関係を含む）に関する意識を調査することにより、国として教員の意識と児童生徒の学力や学習状況との関係に係る傾向や課題を把握し、教育委員会や学校に対して、教育施策や教育指導の改善・充実に資する分析結果を提供することを検討する必要がある。
- なお、2時点の間の個々の児童生徒の学力の進捗状況を分析できるようにする場合には、悉皆、かつ、毎年度実施する本体調査とは別に、抽出方式で、学年末など本体調査とは別の時期に学力を測る調査を実施する必要があるとの指摘もある。さらに、例えば、小学校第3学年又は第4学年などの時期に調査を実施し、小学校第6学年の調査と合わせて、小学校の課程の早い段階から課題を把握し、改善を図る必要があるとの指摘もある。

新たに提供する分析指標の設定等について（案）
～新たな分析の方法、結果の提供の在り方に向けて～

【調査問題に関する基本的な考え方】

- 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、学習指導要領の理念・目標・内容等に基づき、全ての児童生徒に身に付けさせるべき基盤的な内容とする
- 学習指導要領の理念・目標・内容等に基づき、学習指導上特に重視される点や身に付けるべき力について、各学校において具体的な指導改善に生かすことができる出題とする
- 平成19年度調査からの10年にわたる調査の継続性に配慮する

1. 分析指標の設定等の目的・方向性

全国学力・学習状況調査は、全ての教育委員会・学校、該当する学年の児童生徒を対象に悉皆で調査を行っているため、全ての教育委員会における教育施策の改善・充実や全ての学校における個々の児童生徒に対する教育指導の改善・充実に生かすことができてきた。

今まで以上に、教育委員会・学校・児童生徒が調査結果を活用しやすくするため、各学校・学級、一人一人の児童生徒の学力の状況について、教科全体の平均正答率や従前より提供してきている各種資料に加えて、調査結果のデータに基づき、より多角的に分析できるような資料を提供する。

また、各学校・学級や一人一人の児童生徒の学習上の課題をそれぞれに対して、より明確に提示する。

それらを通じ、日常の教育活動の中で把握している情報と合わせて、各学校の判断による教育指導の改善・充実や、各教育委員会の判断による人材・予算等の資源投入をはじめとした教育施策の改善・充実につなげる。

(1) 一人一人の児童生徒

- 現在、一人一人の児童生徒に調査結果を提供する個人票は、設問ごとの解答状況などを示しているが、当該児童生徒にとっては、調査結果から何が課題だったのか、必ずしも明らかではないという指摘があった。
- そのため、児童生徒に提供する個人票について、調査結果のデータに基づく全国的な傾向との比較等により、当該児童生徒にとっての学習上の課題を明らかにするなどの改善を図る。

(2) 学校

- 各学校に対しては、児童生徒ごとの解答・回答状況や学校全体の設問ごとの正答率などを提供しているが、各学校においては、当該学校や学級ごとの学習上の課題を様々なデータから分析することが、必ずしも十分にできていないという指摘があった。
- そのため、各学校・学級単位で、調査結果により明らかになった学習上の課題を分かりやすく参照できる資料を新たに提供する。そのことにより、これまでも学校に提供

している「解説資料」や「報告書」を参照しながら、重点的な取組を行うことができるよう促す。

- また、上記（１）のように児童生徒に調査結果を提供する個人票で示す学習上の課題を参考に、学校が一人一人の児童生徒に対し、補習や家庭学習などを含めた指導の改善・充実を図ることが期待される。
- さらに、調査結果から、学校がより一層指導を充実すべきと考えられる一定の学力層の児童生徒を示す。このことにより、学級担任や教科担任のみならず、指導教諭を含む学校全体の取組として、教育指導の改善・充実を図ることが期待される。

（３）教育委員会

- 調査結果について、学校ごとの教科全体の平均正答率を中心に教育施策の改善・充実に活用している教育委員会も見られるが、教科全体の平均正答率が、学校の状況の全体像を示しているものではない。
- そのため、上記（２）のように各学校・学級単位で提供する調査結果によって明らかになった学習上の課題を参考に、教育委員会から学校に対する指導の改善・充実を図ることが期待される。
- また、学校がより一層指導を充実すべきと考えられる一定の学力層の児童生徒に関し、学校ごとの状況を参考に、教育施策の改善・充実を図ることが期待される。

2. 新たに提供する資料

（１）個人票の改善・充実

- 一人一人の児童生徒に調査結果を提供する個人票について、教員が個々の児童生徒の学習上の課題についての指導に活用しやすくし、児童生徒が学習上の課題を理解するのに資するよう、以下の観点からの改善・充実策について検討する。
 - ① 教科に関する調査結果について、誤答の状況から推測される課題とその課題への対応
 - ② 児童生徒質問紙調査項目について、回答状況から推測される学習状況に関する特徴

（２）文部科学省が作成するS－P表の提供（別添１参考１・２参照）

- 文部科学省としてS－P表を作成し、提供することにより、学校・学級の学習上の課題を明らかにし、学校における教育指導の改善・充実に活用しやすくする。
- S－P表は、全国学力・学位集状況調査の結果をより活用しやすくするため、以下のような方針で作成する。
 - ・ 学校全体の状況や学級ごとの状況を把握できるようにするため、学校全体のS－P表と学級ごとのS－P表を作成する
 - ・ A問題の結果、B問題の結果、教科全体の結果を把握できるようにするため、A問題・B問題・教科全体の３種類のS－P表を作成する

- ・ 全国的な傾向との比較ができるようにするため、各設問の並べ方は、全国正答率の順に並べる

○ 具体的には、S－P表から、以下のことを示すことが考えられる。

- ① 設問を全国正答率の順に並べることにより、全国的な傾向と比較して、当該学校・学級では正答率が低い設問や領域・内容を明らかにする
- ② 正答率が低い設問について、学校全体や学級ごとの「重点的に指導すべきと考えられる設問」として特定し、解説資料の「出題の趣旨」・「学習指導に当たって」を基に、課題と改善方策を記載する
- ③ 一人一人の児童生徒が誤答した設問について、不注意による誤答や比較的克服が容易なものと想定される設問と、当該児童生徒に対し「重点的に指導すべきと考えられる設問」とを大別する

○ なお、S－P表により、学校全体や学級ごとの「重点的に指導すべきと考えられる設問」を特定することとなる。しかしながら、全国学力・学習状況調査は、教育委員会や学校の平均正答率等の数値データによる単純な比較や序列化、過度な競争を行うためのものではない。仮に数値データの上昇のみを目的にしているととられかねないような行き過ぎた取扱いがあれば、それは本調査の趣旨・目的を損なうものであると考えられる。そのため、教育委員会や学校では、国が提供する解説資料や調査結果の分析データ、授業アイデア例など多角的な観点から作成した資料も活用し、教育施策や教育指導の改善・充実に役立てて頂きたい。

(3) 学校がより一層指導を充実すべきと考えられる一定の学力層など様々な学力層の児童生徒の提示（別添1参考3・4参照）

- 従前から、教育委員会に対しては、児童生徒を正答数の大きい順に整列し、人数割合により25%刻みで4つの層分けを行い、A～D層として示してきている。それらについて、各教育委員会に対し、人数割合をより分かりやすく提示する。さらに、学校に対しても、A～D層の人数割合を提示し、学校の状況を把握できるようにする。
- 加えて、教育委員会に対し、学校ごとに、学校がより一層指導を充実すべきと考えられる一定の学力層の児童生徒の人数及びその割合を示す。このことにより、教育委員会において、学校ごとの状況を参考に、教職員の配置や学校への予算配分等への配慮など、教育施策の改善・充実のために活用しやすくする。なお、調査結果は学力の一部であること、学校における教育活動の一側面であることに留意する必要がある。
- 一方、学校に対しても、学校全体の状況を把握できるようにするため、該当する児童生徒の人数及びその割合を示す。しかしながら、一人一人の児童生徒の教育指導の改善・充実に生かすためには、どの児童生徒が一定の学力層に該当するか、ということよりも、算定の根拠となった個々の児童生徒の数値を示した方が適切である。
- また、一人一人の児童生徒に対しても、当該児童生徒が一定の学力層に該当するか否かを示すよりも、算定の根拠となった個々の児童生徒の数値を示した方が、学習上の

課題の理解などに活用しやすい。

- その上で、具体的には、以下の【案1】【案2】の方法により、学校がより一層指導を充実すべきと考えられる一定の学力層の児童生徒の人数及びその割合を算定することについて、検討を行った。

【案1】

- ・ 参加した児童生徒の半数以上が正答している設問は、全国的に見て比較的正確することが容易だったと考えられる設問であり、一人一人の児童生徒にとって、比較的課題を克服しやすいと推測される設問として取り扱う
- ・ そのため、国語、算数・数学の教科ごとに、比較的課題を克服しやすいと推測される設問として、全国正答率50%以上の設問を取り出す
- ・ そのような正答率が比較的高い設問のうち、正答の設問数が2分の1以下であった児童生徒について、学校ごとに人数及びその割合を割り出す

【案2】

- ・ 全国正答率が高い設問ほど、全国的に見て比較的正確が容易だったと考えられる設問であり、一人一人の児童生徒にとって、比較的課題を克服しやすいと推測される設問として取り扱う
- ・ そのため、各設問について、全国正答率を用いて、設問ごとの重みづけを行う
- ・ 具体的には、例えば、全国正答率80%の設問は0.8ポイント、30%の設問は0.3ポイントとする
- ・ 国語、算数・数学の教科ごとに、一人一人の児童生徒について、重みづけを行った正答ポイント数を割り出す
- ・ 併せて、国語、算数・数学の教科ごとに、参加した児童生徒の全国平均正答ポイント数を割り出す
- ・ 全国平均正答ポイント数の3分の2未満であった児童生徒について、学校ごとに人数及びその割合を割り出す

- 【案1】と【案2】を比較すると、【案2】には出題した全ての設問が分析の対象となるという利点があるが、全体としては以下のように整理することができる。
 - ・ 学校がより一層指導を充実すべきと考えられる一定の学力層の児童生徒の算定根拠が【案2】よりも【案1】の方が分かりやすい。
 - ・ 各学校や個々の児童生徒に対しては、どの児童生徒が一定の学力層に該当するのか提示しないが、算定の根拠となった個々の児童生徒に数値を示すこととしている。しかしながら、【案1】に比べて、【案2】は算定根拠となった数値を学校や個々の児童生徒に提示しても、指導や学習上の課題の理解に活用しにくいと考えられる。
 - ・ 教育委員会や学校に対してA～D層の人数割合を示すこととなるが、【案2】と比べて、【案1】の方がD層との重なりが少なく、別の観点からの情報を提示することができる。

以上のことより、学校がより一層指導を充実すべきと考えられる一定の学力層の児童生徒は、【案1】で示すこととする。

- なお、3年に一度程度実施する理科と、平成31年度に実施する中学校の英語に関する取扱いは、さらに検討を続けることとする。

(4) 都道府県・指定都市の教科・質問紙調査項目に関する数値の公表（別添3参考1・2参照）

- 国では、従前より、平均正答率だけでなく、都道府県ごとの様々な数値を公表してきており、平成29年度調査からは指定都市の結果を公表することとしている。これまで以上に、多角的な分析を行いやすくするとともに、国としての説明責任を果たすため、平成29年度からは、都道府県・指定都市ごとの特徴がより分かりやすい様式での提供・公表を行う。
- 具体的には、以下のものについて、新たに都道府県・指定都市の一覧での提供・公表を行う。
 - ・ 2教科4区分（理科を実施する場合には3教科5区分）ごとに、児童生徒を正答数の大きい順に整列し、人数割合により25%刻みで四つの層分けを行い、A～D層として示した割合
 - ・ 「全国学力・学習状況調査結果チャート」[学校運営]における学校質問紙調査項目に係る領域ごとの数値
 - ・ 「全国学力・学習状況調査結果チャート」[児童生徒]における児童生徒質問紙調査項目に係る領域ごとの数値
 - ・ 年度ごとの調査内容・結果を踏まえた、特徴的な質問紙調査項目の回答状況
- なお、A～D層として示した児童生徒の割合、特徴的な質問紙調査項目の回答状況について、序列化や過度な競争を招かないよう、都道府県・指定都市の一覧での公表は、整数値で行う。しかしながら、それらについては、調査結果概況資料など都道府県別・指定都市別にまとめた資料では、小数点以下第一位まで公表する。
- また、都道府県・市町村教育委員会が教育施策の改善・充実に活用しやすくするため、従前より提供してきた設置管理者・学校の様々な数値について、平成29年度から、設置管理者や学校の特徴がより分かりやすい様式での提供を行う。ただし、設置管理者・学校の当該数値は、引き続き、国は公表しない。
- さらに、平均正答率については、学力面において、細かい桁における微小な差異は、実質的な違いを示すものではないため、国としては、小数点以下を四捨五入した整数値で結果を提供することとする。ただし、教育委員会や学校に対しては、児童生徒の個票データを提供するため、より細かな数値を算出し、分析・公表を行うことは可能である。

3. 教育委員会・学校に対する結果提供の一部早期化の検討

- 教育委員会や学校において、できるだけ早く分析が始められるよう、例えば、速報値を示すなど、以下の方策については平成29年度から始められるよう、検討を進める。
 - ・ 教科の設問ごとの正答率について、一定の幅を持った値で、できるだけ早期に提供
 - ・ 個々の児童生徒の解答状況について、できるだけ早期に提供

4. 新たに提供する分析指標の設定等に関する不断の見直し

- 分析指標の設定等については、教育委員会や学校が教育施策や教育指導の改善・充実への活用状況などを踏まえ、不断の見直しを行う必要がある。

◆S-P（エス・ピー）表とは、全国学力・学習状況調査の結果を、学校や学級単位で、縦と横がそれぞれ児童生徒（S）と設問（P）の正答数の多い順に並べ替えた表の中に、S曲線とP曲線を書き入れたものであり、これを活用することにより、平均正答率だけでは把握できない、学校や学級全体の課題の傾向や、個々の児童生徒が理解していない可能性が高い設問を見つけ出すことができます。

※S：Studentの頭文字，P：Problemの頭文字

【S-P表の見方】（別紙「S-P表の見方」参照）

◆児童生徒の個人番号は、正答数の多い順に、上から下へ並べています。

◆問題番号は、全国正答率の高い順に、左から右に並べています。

◆個人番号と問題番号が交差する欄には、全国学力・学習状況調査の各設問の解答類型を、正答の場合には丸囲み数字で記入しています。

◆各設問について、表の上からそれぞれの設問の正答数だけマス目を数えたところに、区切りの線を書き入れ、全ての設問の区切りの線と結ぶとP曲線が出来上がります。

◆各設問について、表の左からそれぞれの児童生徒の正答数だけマス目を数えたところに、区切りの線を書き入れ、全ての児童生徒の区切りの線と結ぶとS曲線が出来上がります。

※S曲線：各児童生徒の正答数とその分布を示す。

P曲線：各設問についての正答数とその分布を示す。なお、通常、S-P表では設問を学級単位での正答数の多い順に並べるため、P曲線は右肩上がりになるが、このS-P表では設問を全国正答率の高い順に並べているため、P曲線は必ずしも右肩上がりにならない。右肩上がりではない部分は全国正答率と学校又は学級の正答率との相違を示す。

◆S-P表を活用すると、別紙のポイントで示すように、①全国的な傾向との比較、②学校・学級ごとの「重点的に指導すべきと考えられる設問」、③児童生徒の「重点的に指導すべきと考えられる設問」などが明らかになります。

S-P表の見方(案)

学校・学級ごとの「重点的に指導すべきと考えられる設問」について、解説資料の「出題の趣旨」・「学習指導に当たって」を基に、課題と改善方策を記載(解説資料の参照頁を掲載)

【小学校・国語A】(在籍児童数31名)

問題番号	1-2	5	1ニ1	7アイ	1-3	1-1	2	4	1ニ2	3	1ニ3	6	8_1	8_3	8_2	正答数	正答率
領域※	D	C	D	D	D	D	A	B	D	B	D	C	D	D	D		
全国正答率	98.5	93.1	87.6	81.3	81.2	79.5	79.3	78.3	74.0	67.6	64.4	64.1	53.4	50.9	42.0		
全国との差分	1.5	0.4	▲ 7.0	▲ 3.9	5.9	1.1	▲ 14.8	5.6	▲ 9.5	▲ 12.8	▲ 9.6	0.4	▲ 8.2	0.7	▲ 0.1		
正答人数の割合	100.0	93.5	80.6	77.4	87.1	80.6	64.5	83.9	64.5	54.8	54.8	64.5	45.2	51.6	41.9		
正答人数	31	29	25	24	27	25	20	26	20	17	17	20	14	16	13		
24	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	15	100.0
9	①	④											①	①	9	14	93.3
13	①	④											①	①	①	14	93.3
16	①	④											①	①	①	14	93.3
19	①	④											①	①	①	14	93.3
20	①	④											9	①	①	14	93.3
23	①	④	①	①	①	①	②	③	①	2	①	③	①	①	①	14	93.3
14	①	④	①	①	①								9	①	①	13	86.7
25	①	④	①	①	①								9	①	①	13	86.7
26	①	④	①	①	①								①	①	①	13	86.7
29	①	④	①	①	①								①	①	9	13	86.7
7	①	④	①	①	①								①	9	9	12	80.0
30	①	④	①	①	①								①	①	①	12	80.0
11	①				①								9	0	9	11	73.3
12	①				①								9	①	9	11	73.3
15	①				①								①	①	①	11	73.3
22	①	④	①	①	①								①	9	9	11	73.3
27	①	④	①	①	①								①	①	③	0	0
8	①	④	①	9	①								①	①	①	10	66.7
18	①	④	①	①	①								①	9	9	10	66.7
31	①				①								①	9	9	10	66.7
28	①				①								①	9	9	9	60.0
3	①				①								①	9	9	8	53.3
6	①	④	0	9	①								①	9	9	8	53.3
21	①	④	①	①	①								①	①	①	8	53.3
5	①	④	0	①	①								①	①	①	7	46.7
2	①	④	9	9	①								①	①	①	6	40.0
10	①	④	①	9	9								①	①	①	6	40.0
4	①	1	①	3	①								9	0	①	5	33.3
1	①	1	9	①	9								①	①	①	4	26.7
17	①	④	①	9	9								0	0	0	3	20.0

各設問について、左から右に、全国正答率の高い順に並べる
 ⇒全国的に見て、左に行くほど平易だったと考えられる設問であり、右に行くほど難解だったと考えられる設問となる

S曲線
 児童生徒ごとに、左から正答数のところに線を引く
 ⇒S曲線の右側は当該児童生徒にとって難解だったと考えられる設問であり、青塗りの誤答は理解していない可能性が高い

上から順に、正答数の多い児童生徒を並べる

数字は解答類型(“0”は無回答)
 ○数字は正答、数字のみは誤答

P曲線
 設問ごとに、上から当該学校・学級の正答人数のところに線を引く
 ⇒線が高い位置にあるほど、学校・学級全体で正答率が低い設問

※ A: 話すこと・聞くこと B: 書くこと C: 読むこと D: 伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項
 P曲線(赤線)が高い位置にある設問: 学校・学級全体で正答率が低い設問=学校・学級全体として、「重点的に指導すべきと考えられる設問」
 S曲線(青線)より右側にある誤答(青塗り): 当該児童生徒が理解していない可能性が高い設問=当該児童生徒に対し、「重点的に指導すべきと考えられる設問」

S-P表の見方(案)

(A問題とB問題を合わせたもの)

【小学校・国語A・B】(在籍児童数31名)

区分	A	A	A	A	A	A	A	A	B	B	A	A	A	B	A	B	A	B	B	B	B	A	B	B	A	合計		全国正答率50%以上の設問				
問題番号	1-2	5	1ニ1	7アイ	1-3	1-1	2	4	3ニ	3一	1ニ2	3	1ニ3	2ニ(2)	6	2三	8_1	3三	1一	2ニ(1)	1二	8_3	1三	2一	8_2	正答数	正答率					
領域※	U	C	D	D	D	D	A	B	C	C	D	B	D	B	C	B	D	B・C	A	B	A	D	A・B	B	D							
全国正答率	98.5	93.1	87.6	81.3	81.2	79.5	79.3	78.3	78.0	77.3	74.0	67.6	64.4	64.4	64.1	58.5	53.4	53.2	51.9	51.5	51.2	50.9	50.6	43.5	42.0							
全国との差分	1.5	0.4	▲7.0	▲3.9	5.9	1.1	▲14.8	5.6	2.6	▲12.8	▲9.5	▲12.8	▲9.6	0.1	0.4	▲16.6	▲8.2	▲4.8	▲13.2	▲16.0	▲18.9	0.7	▲15.1	1.7	▲0.1							
正答人数の割合	100.0	93.5	80.6	77.4	87.1	80.6	64.5	83.9	80.6	64.5	64.5	54.8	54.8	64.5	64.5	41.9	45.2	48.4	38.7	35.5	32.3	51.6	35.5	45.2	41.9							
正答人数	31	29	25	24	27	25	20	26	25	20	20	17	17	20	20	13	14	15	12	11	10	16	11	14	13	正答数	正答率					
個 人 番 号	25	①	④	①	①	①	①	②	③	③	②	①	①	3	①	③	①	9	①	③	①	②	①	①	③	①	22	88.0	20/23			
	26	①	④	①	①	①	①	①	②	③	③	②	①	①	①	①	①	1	①	①	①	④	①	②	①	①	22	88.0	21/23			
	29	①	④	①	①	①	①	①	①	③	③	②	①	①	①	③	①	①	③	①	①	④	①	③	①	③	22	88.0	21/23			
	24	①	④	①	①	①	①	①	①	③	③	②	①	①	①	③	①	①	③	①	①	①	1	9	②	①	5	2	①	21	84.0	20/23
	23	①	④	①	①	①	①	①	①	③	③	②	①	①	①	③	①	①	①	③	①	①	3	9	1	①	①	③	①	21	84.0	19/23
	16	①	④	①	①	①	①	①	②	③	③	②	①	①	①	③	①	①	9	④	①	③	①	5	③	①	20	80.0	18/23			
	20	①	④	①	①	①	①	①	②	③	③	②	①	①	①	③	①	①	1	9	②	①	②	①	②	4	①	20	80.0	19/23		
	14	①	④	①	①	①	①	①	4	③	③	②	①	①	①	③	①	①	2	①	②	④	①	7	4	①	19	76.0	18/23			
	31	①	④	①	①	①	①	①	4	③	③	②	9	①	①	①	①	③	①	9	3	④	①	②	9	①	③	9	19	76.0	18/23	
	13	①	④	①	①	①	①	①	②	1	③	②	①	①	①	①	③	①	9	3	9	②	①	6	2	①	18	72.0	17/23			
	19	①	④	①	①	①	①	①	②	③	③	②	①	9	①	4	③	②	①	①	3	9	1	①	5	③	①	18	72.0	16/23		
	15	①	④	①	①	①	①	①	4	③	③	②	①	2	2	①	1	2	①	①	2	①	②	①	6	③	①	18	72.0	16/23		
	9	①	④	①	①	①	①	①	②	③	③	②	①	①	①	③	②	①	4	3	9	4	①	9	4	9	17	68.0	17/23			
	30	①	④	①	①	①	9	①	②	③	③	②	9	①	3	①	③	①	4	①	①	2	9	②	①	5	1	①	17	68.0	16/23	
	11	①	④	①	①	①	①	①	②	③	③	3	①	①	2	4	③	①	9	①	④	①	3	0	0	1	9	16	64.0	16/23		
	22	①	④	①	①	①	①	①	②	③	③	4	①	①	①	9	1	4	9	①	④	9	1	9	①	③	9	16	64.0	15/23		
	18	①	④	①	①	①	①	①	1	③	③	②	①	9	①	3	1	2	①	0	④	①	3	9	②	③	9	16	64.0	15/23		
	12	①	④	9	①	①	①	①	②	③	③	4	1	①	①	①	1	3	9	①	④	9	1	①	7	③	9	15	60.0	14/23		
	27	①	④	①	①	①	①	0	②	③	③	②	①	①	①	0	③	①	0	0	3	0	0	4	0	①	1	16	60.0	15/23		
	7	①	④	①	①	①	①	①	②	2	4	3	①	①	①	①	③	①	3	0	0	3	0	4	0	①	14	56.0	14/23			
	28	①	④	9	2	①	①	①	②	③	③	②	①	3	9	①	③	①	3	0	①	③	①	③	①	③	14	56.0	14/23			
	6	①	④	0	9	①	①	①	②	③	③	3	0	①	3	①	③	①	3	0	①	③	①	③	①	③	12	48.0	12/23			
	21	①	④	①	①	①	①	①	②	1	③	②	9	3	3	①	1	①	3	0	①	③	①	③	①	③	12	48.0	12/23			
	2	①	④	9	9	①	①	①	3	3	③	③	3	①	9	0	①	③	①	③	①	③	①	③	①	③	12	48.0	11/23			
	8	①	④	①	9	①	①	①	1	③	4	4	9	①	2	4	4	①	③	①	③	①	③	①	③	①	11	44.0	10/23			
	3	①	④	①	①	①	①	①	②	③	5	②	9	2	3	①	1	①	③	①	③	①	③	①	③	①	11	44.0	10/23			
	10	①	④	①	9	9	①	①	3	③	③	②	0	3	①	4	1	①	③	①	③	①	③	①	③	①	10	40.0	10/23			
	5	①	④	0	①	①	①	①	2	4	③	4	3	0	①	0	0	③	①	③	①	③	①	③	①	③	9	36.0	8/23			
	4	①	1	①	3	①	①	①	0	1	2	5	4	0	3	3	①	③	①	③	①	③	①	③	①	③	7	28.0	6/23			
	1	①	1	9	①	9	①	①	0	1	③	③	4	9	9	9	0	③	①	③	①	③	①	③	①	③	6	24.0	6/23			
	17	①	④	①	9	9	①	①	2	3	2	③	1	9	3	3	4	1	2	0	4	2	9	4	0	③	5	20.0	4/23			

A問題とB問題を合わせたS-P表も作成
⇒国語、算数・数学全体の傾向を分析することができる

B問題を色分けし、一目で分かるように表示

「全国平均正答率50%以上の設問」の解答状況を記載
⇒全国的に見て比較的正答が容易であったと考えられる設問であり、一人一人の児童生徒にとって、比較的課題を克服しやすいと推測される設問の解答状況を示す
⇒教育委員会や学校ごとに人数やその比率を示す、「学校がより一層指導を充実するべきと考えられる一定の学力層の児童生徒」の算定根拠となる

※ A: 話すこと・聞くこと B: 書くこと C: 読むこと D: 伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項
P曲線(赤線)が高い位置にある設問: 学校・学級全体で正答率が低い設問=学校・学級全体として、「重点的に指導すべきと考えられる設問」
S曲線(青線)より右にある誤答(青塗り): 当該児童生徒が理解していない可能性が高い設問=当該児童生徒に対し、「重点的に指導すべきと考えられる設問」

S-P表の見方(案)

学校・学級ごとの「重点的に指導すべきと考えられる設問」について、解説資料の「出題の趣旨」・「学習指導に当たって」を基に、課題と改善方策を記載(解説資料の参照頁を掲

【小学校・国語A】(在籍児童数31名)

問題番号	1-2	5	1二1	7アイ	1-3	1-1	2	4	1二2	3	1二3	6	8_1	8_3	8_2	正答数	正答率
領域※	D	C	D	D	D	D	A	B	D	B	D	C	D	D	D		
全国正答率	98.5	93.1	87.6	81.2	81.2	79.5	79.9	78.3	74.0	67.6	64.1	64.1	52.1	50.9	42.0		
全国との差分	1.5	0.4	▲ 7.0	▲ 3.9	5.9	1.1	▲ 14.8	5.6	▲ 9.5	▲ 12.8	▲ 9.6	0.4	▲ 8.2	0.7	▲ 0.1		
正答人数の割合	100.0	93.5	89.6	77.4	87.1	80.6	84.5	83.9	64.5	54.8	54.9	64.5	45.2	51.6	41.0		
正答人数	31	29	25	24	27	25	20	26	20	17	17	20	14	16	13		
24	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	15	100.0
9	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	14	93.3
13	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	14	93.3
16	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	1	①	①	①	14	93.3
19	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	14	93.3
20	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	14	93.3
23	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	14	93.3
14	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	13	86.7
25	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	13	86.7
26	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	13	86.7
29	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	13	86.7
7	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	13	86.7
30	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	12	80.0
11	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	12	80.0
12	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	11	73.3
15	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	11	73.3
22	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	11	73.3
27	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	11	73.3
8	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	11	73.3
18	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	10	66.7
31	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	10	66.7
28	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	10	66.7
3	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	10	66.7
6	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	10	66.7
21	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	10	66.7
5	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	9	60.0
2	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	9	60.0
10	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	9	60.0
4	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	9	60.0
1	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	9	60.0
17	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	9	60.0
1	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	8	53.3
6	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	8	53.3
21	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	8	53.3
5	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	8	53.3
2	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	7	46.7
10	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	7	46.7
4	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	6	40.0
10	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	6	40.0
4	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	6	40.0
1	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	6	40.0
1	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	5	33.3
1	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	5	33.3
1	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	4	26.7
17	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	4	26.7
17	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	3	20.0

ポイント① 全国的な傾向との比較
 ○ 「全国正答率」と当該学級の「正答人数の割合」との差である「全国との差分」を見て、“▲”の設問が全国的な傾向と比較して、当該学級において課題がある設問と考えられる。
 ○ 該当する設問・領域について、学校・学級全体として、見直し・復習を行うことが考えられる。

※ A: 話すこと・聞くこと B: 書くこと C: 読むこと D: 伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項
 P曲線(赤線)が高い位置にある設問: 学校・学級全体で正答率が低い設問=学校・学級全体として、「重点的に指導すべきと考えられる設問」
 S曲線(青線)より右側にある誤答(青塗り): 当該児童生徒が理解していない可能性が高い設問=当該児童生徒に対し、「重点的に指導すべきと考えられる設問」

S-P表の見方(案)

学校・学級ごとの「重点的に指導すべき設問」について、解説資料の「出題の趣旨」・「学習指導に当たって」を基に、課題と改善方策を記載(解説資料の参照頁を掲載)

【小学校・国語B】(在籍児童数31名)

問題番号	3二	3一	2二(2)	2三	3三	1一	2二(1)	1二	1三	2一		
領域※	C	C	B	B	B・C	A	B	A	A・B	B		
全国正答率	78.0	77.3	64.4	58.5	53.2	51.9	51.5	51.2	50.6	43.5		
全国との差分	2.6	▲12.8	0.1	▲16.6	▲4.8	▲12.2	▲16.0	▲19.9	▲15.1	1.7		
正答人数の割合	80.6	64.5	64.5	41.9	48.4	38.7	35.5	32.3	35.5	45.2		
正答人数	25	20	20	12	15	12	11	10	11	14	正答数	正答率
	26	③	②	①	①	④	③	②	①	2	9	90.0

ポイント② 学校全体や学級ごとの「重点的に指導すべきと考えられる設問」

- 当該学校・学級の「正答設問人数の割合」が低い設問(=P曲線(赤線)が高い位置にある設問)は、当該学校・学級において課題がある設問であり、学校・学級全体として、「重点的に指導すべきと考えられる設問」と言える。
- 【児童生徒の誤答の状況から推測される課題と改善方策】に記載された内容を参考に、学校・学級全体として、見直し・復習を行うことが考えられる。

個 人 番 号	16	14	18	2	30	11	22	28	13	19	27	12	21	6	10	9	3	7	5	4	1	17	8
	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	4	③	③	③	③	5	4	4	5	③	③	4
	②	②	②	3	②	3	4	②	②	②	②	1	②	③	②	②	②	3	3	4	4	1	4
	4	①	3	①	①	4	9	①	①	4	①	3	4	①	①	①	9	3	0	①	4	2	4
	①	①	2	2	①	①	①	0	9	①	0	①	9	①	①	4	9	9	4	3	0	4	①
	④	④	④	④	④	④	④	3	3	3	3	④	2	④	④	3	2	1	④	1	3	2	3
	①	①	①	①	①	①	①	9	9	9	0	9	9	9	9	9	9	9	0	①	0	4	9
	3	4	②	3	②	3	1	3	②	1	4	1	1	1	3	4	3	②	9	9	9	9	3
	5	7	②	9	5	0	9	9	6	5	①	7	②	6	0	9	9	9	0	9	9	9	9
	③	③	③	③	1	1	③	④	2	③	1	③	2	4	2	4	③	4	0	0	1	③	2
	6	6	6	6	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	3	2	2	2	2	2	1
	60.0	60.0	60.0	60.0	50.0	50.0	50.0	50.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	30.0	30.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	10.0

※ A: 話すこと・聞くこと B: 書くこと C: 読むこと D: 伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項

P曲線(赤線)が高い位置にある設問: 学校・学級全体で正答率が低い設問=学校・学級全体として、「重点的に指導すべきと考えられる設問」

S曲線(青線)より右にある誤答(青塗り): 当該児童生徒が理解していない可能性が高い設問=当該児童生徒に対し、「重点的に指導すべきと考えられる設問」

S-P表の見方(案)

学校・学級ごとの「重点的に指導すべきと考えられる設問」について、解説資料の「出題の趣旨」・「学習指導に当たって」を基に、課題と改善方策を記載(解説資料の参照頁を掲載)

【小学校・国語A】(在籍児童数31名)

問題番号	1-2	5	1ニ1	7アイ	1-3	1-1	2	4	1ニ2	3	1ニ3	6	8_1	8_3	8_2		
領域※	D												D	D	D		
全国正答率	98.5												53.4	50.9	42.0		
全国との差分	1.5												▲ 8.2	0.7	▲ 0.1		
正答人数の割合	100.0												45.2	51.6	41.9		
正答人数	31												14	16	13	正答数	正答率
24	①												①	①	①	15	100.0
9	①												①	①	①	14	93.3
13	①												①	①	①	14	93.3
16	①												①	①	①	14	93.3
19	①												①	①	①	14	93.3
20	①												①	①	①	14	93.3
23	①												①	①	①	14	93.3
14	①												①	①	①	13	86.7
25	①												①	①	①	13	86.7
26	①												①	①	①	13	86.7
29	①												①	①	①	13	86.7
7	①												①	①	①	12	80.0
20	①	④	①	①	9	①	②	③	9	①	3	③	①	①	①	12	80.0
11	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	2	③	9	0	9	11	73.3
12	①	④	9	①	①	①	②	③	①	①	①	①	9	①	9	11	73.3
15	①	④	①	①	①	①	4	③	①	2	2	1	①	①	①	11	73.3
22	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	1	9	9	9	11	73.3
27	①	④	①	①	①	0	②	③	①	①	①	③	0	0	0	11	73.3
8	①	④	①	9	①	①	1	③	9	①	2	4	①	①	①	10	66.7
18	①	④	①	①	①	①	1	③	①	9	①	1	①	9	9	10	66.7
31	①	④	①	①	①	①	4	③	9	①	①	③	9	9	9	10	66.7
28	①	④	9	2	①	①	②	③	①	3	9	③	①	9	9	9	60.0
3	①	④	①	①	①	①	②	③	9	2	3	1	0	9	9	8	53.3
6	①	④	0	9	①	①	②	③	0	①	3	③	9	0	9	8	53.3
21	①	④	①	①	①	①	②	③	9	3	3	1	9	①	9	8	53.3
5	①	④	0	①	①	2	4	③	0	①	0	③	0	0	0	7	46.7
2	①	④	9	9	①	3	3	③	①	9	0	③	9	9	9	6	40.0
10	①	④	①	9	9	①	3	③	0	3	①	1	0	0	0	6	40.0
4	①	1	①	3	①	0	1	2	0	3	3	③	9	0	①	5	33.3
1	①	1	9	①	9	0	1	③	9	9	9	③	0	0	0	4	26.7
17	①	④	①	9	9	2	3	2	9	3	3	1	0	0	0	3	20.0

ポイント③ 児童生徒の「重点的に指導すべきと考えられる設問」

- S曲線(青線)より左側は、当該児童生徒にとって比較的正答が容易だったと考えられる設問であり、誤答についても、不注意による誤答や比較的克服が容易なものと想定される。
- 一方、S曲線(青線)より右側は、当該児童生徒にとって難解だったと考えられる設問である。青塗りしている誤答は、理解していない可能性が高い設問と考えられ、当該児童生徒に対し、「重点的に指導すべきと考えられる設問」と言える。
- 例えば、「個人番号11」の児童生徒は、「問題番号8_3」「問題番号8_3」「問題番号8_2」の設問が当該児童生徒に対する「重点的に指導すべきと考えられる設問」と言える。
- そのような設問・領域について、一人一人の児童生徒に対し、見直し・復習などの指導を行うことが考えられる。

※ A: 話すこと・聞くこと B: 書くこと C: 読むこと D: 伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項

P曲線(赤線)が高い位置にある設問: 学校・学級全体で正答率が低い設問=学校・学級全体として、「重点的に指導すべきと考えられる設問」

S曲線(青線)より右側にある誤答(青塗り): 当該児童生徒が理解していない可能性が高い設問=当該児童生徒に対し、「重点的に指導すべきと考えられる設問」

S-P表の見方(案)

学校・学級ごとの「重点的に指導すべきと考えられる設問」について、解説資料の「出題の趣旨」・「学習指導に当たって」を基に、課題と改善方策を記載(解説資料の参照頁を掲載)

【小学校・国語A】(在籍児童数31名)

問題番号	1-2	5	1ニ1	7アイ	1-3	1-1	2	4	1ニ2	3	1ニ3	6	8_1	8_3	8_2	正答数	正答率	
領域※	D	C	D	D	D	D	A	B	D	B	D	C	D	D	D			
全国正答率	98.5	93.1	87.6	81.3	81.2	79.5	79.3	78.3	74.0	67.6	64.4	64.1	53.4	50.9	42.0			
全国との差分	1.5	0.4	▲7.0	▲3.9	5.9	1.1	▲14.8	5.6	▲9.5	▲12.8	▲9.6	0.4	▲8.2	0.7	▲0.1			
正答人数の割合	100.0	93.5	80.6	77.4	87.1	80.6	64.5	83.9	64.5	54.8	54.8	64.5	45.2	51.6	41.9			
正答人数	31	29	25	24	27	25	20	26	20	17	17	20	14	16	13			
24	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	①	①	①	15	100.0	
9												③	①	①	①	9	14	93.3
13												③	①	①	①	①	14	93.3
16												1	①	①	①	①	14	93.3
19												③	①	①	①	①	14	93.3
20												③	9	①	①	①	14	93.3
23												③	①	①	①	①	14	93.3
14												③	9	①	①	①	13	86.7
25												③	9	①	①	①	13	86.7
26												③	①	①	①	①	13	86.7
29												③	①	①	①	①	13	86.7
7												③	①	9	9	①	12	80.0
30												③	①	①	①	①	12	80.0
11												③	9	0	9	①	11	73.3
12												1	9	①	9	①	11	73.3
15												1	①	①	①	①	11	73.3
22	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	1	9	9	9	①	11	73.3
27	①	④	①	①	①	①	②	③	①	①	①	③	0	0	0	①	11	73.3
8	①	④	①	9	①	①	1	③	9	①	①	4	①	①	①	①	10	66.7
18	①	④	①	①	①	①	1	③	①	9	①	1	①	9	9	①	10	66.7
31	①	④	①	①	①	①	4	③	9	①	①	③	9	9	9	①	10	66.7
28	①	④	9	2	①	①	②	③	①	3	9	③	①	9	9	①	9	60.0
3	①	④	①	①	①	①	②	③	9	2	3	1	0	9	9	①	8	53.3
6	①	④	0	9	①	①	②	③	0	①	3	③	9	0	9	①	8	53.3
21	①	④	①	①	①	①	②	1	9	3	3	1	9	①	9	①	8	53.3
5	①	④	0	①	①	2	4	③	0	①	0	③	0	0	0	①	7	46.7
2	①	④	9	9	①	3	3	③	①	9	0	③	9	9	9	①	6	40.0
10	①	④	①	9	①	①	3	③	9	3	①	1	0	0	0	①	6	40.0
4	①	1	①	3	①	0	1	2	0	3	3	③	9	0	①	①	5	33.3
1	①	1	9	①	9	0	1	③	9	9	9	③	0	0	0	①	4	26.7
17	①	④	①	9	9	2	3	2	9	3	3	1	0	0	0	①	3	20.0

ポイント④ 児童生徒の「重点的に指導すべきと考えられる設問」と学年・学級の状況

○ 青塗りが多い設問は、当該学年・学級において、「重点的に指導すべきと考えられる設問」に該当する児童生徒が多いことから、集団に対して、見直し・復習などの指導を行うことが適切と考えられる。例えば、8_1、8_3、8_2の設問は、学年・学級の集団に対して、指導を行うことが適切と考えられる。

○ 一方、青塗りの少ない設問は、当該学校・学級において、「重点的に指導すべきと考えられる設問」に該当する児童生徒が少ないことから、集団よりも、個々の児童生徒に対して、見直し・復習などの指導を行うことが適切であると考えられる。例えば、7アイ、1-3、1-1の設問は、個々の児童生徒(4, 1, 17)に対して、指導を行うことが適切であると考えられる。

※ A: 話すこと・聞くこと B: 書くこと C: 読むこと D: 伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項

P曲線(赤線)が高い位置にある設問: 学校・学級全体で正答率が低い設問=学校・学級全体として、「重点的に指導すべきと考えられる設問」

S曲線(青線)より右側にある誤答(青塗り): 当該児童生徒が理解していない可能性が高い設問=当該児童生徒に対し、「重点的に指導すべきと考えられる設問」

(足立区基礎学力定着に関する総合調査)

分析結果の活用 ①

補習対象者の選定

【ねらい】

S-P表より課題のある児童・生徒対し、個に応じた対策を計画し、学力保障を徹底する。

各小中学校で、それぞれの定着度や教科によって補習を実施するほか以下の区の実施する施策については、定着度の状況を示し対象者を絞っている。

◇小学校 そだち指導、小学校基礎学習教室

◇中学校 中1夏季勉強合宿、夏季補習教室、英語チャレンジ講座

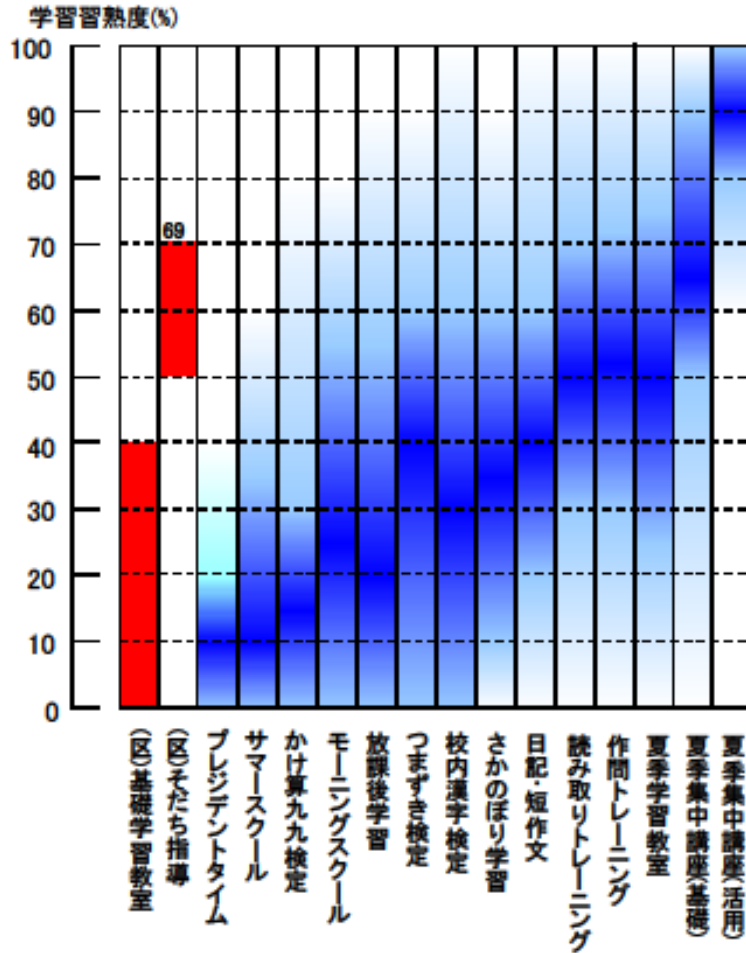
- ① 意図的・効果的な個に応じた指導をすることができる。
→つまずきに応じた手段を選択できる。
- ② 対象者を絞ることで、実施する事業の効果があがる。
→事業ごとの対象者を絞りやすくなる。

～学校における取り組み例～

弘道第一小学校における児童の学習習熟度に応じた各取組

■対象児童■

■取組一覧■



取組	めあて	実施時期・頻度等	対象習熟度(%)
プレジデントタイム	特に個別指導を必要とする児童を担任が抽出し、児童の学習意欲・自信を引き出すとともに、基礎・基本の学力の定着を図る。	担当から予定が配布される。それに合わせ、当該児童は校長室でその時間学習する。(各学年週1時間程度)	0～20
サマースクール	つまずきが目立つ児童のつまずきを解消させる。	対象児童を抽出し、つまずいている内容を学習させる。	0～20
かけ算九九検定	かけ算九九を完全に習得させることで、計算力を向上させる。	2年生以上 6、11、2月の年間3回(2年生は2月に1回)	0～30
モーニングスクール	漢字・計算の反復学習を行い、基礎・基本の学力の定着を図る。	毎週水・木曜日の7:30～8:00	0～50
放課後学習	学習する環境を提供することで、児童が進んで学習する意欲を喚起するとともに、基礎・基本の学力の定着を図る。	毎週月・火・水・金曜日の放課後	0～40
つまずき検定	区調査において、正答率が低かった単元についての問題を作成し、補習および検定を行うことで、基礎・基本の学力の定着を図る。	すきりタイムで実施 各学年3単元・3回/年(検定に向けての練習問題2回分を宿題などにし、指導してから検定を行う)	0～60
校内漢字検定	前学年の漢字の書き取りテストを行うことで、日常生活において適宜使う力を育てる。	すきりタイムで実施 20回/年	10～60
さかのぼり学習	前学年までの算数で、つまずいている領域・内容を明らかにし、補充を行うことで、基礎・基本の学力の定着を図る。	火曜、金曜の朝のひとりで実施 4分間の音読(朗読など)の後、テキストを使い、8分間取り組む。	20～60
日記・短作文	「書く習慣を身に付けさせることで、文章表現を豊かにさせる。	主に週末の宿題として取り組む。(年間50回以上)	20～60
読み取りトレーニング	文章を読み取った後に正確に答えることによって、文章の内容を理解したり、自分なりの考えを表現したりする力を育てる。	当該学年分はすきりタイムで、それ以外はすきりタイムで実施 5、6年は宿題として取り組んでもよい。	30～70
作問トレーニング	式をもとに問題を作成したりお題を作ったりして、数学的な考え方の育成を図るとともに、自分の考えを表現するための助けとする。	主に週末の宿題として取り組む。長期休業中の宿題として取り組んでもよい。(年間10回以上)	40～70
夏季学習教室	整った環境で自学・自習することで、基礎・基本の学力の定着を図る。	夏季休業中10日間	0～75
夏季集中講座(基礎)	つまずきが目立つ単元・領域について、重点的に学習を進めることにより、つまずきを解消させる。	夏季休業中4講座	50～80
夏季集中講座(活用)	習得した基礎・基本の学力を活用する力を育てる。	夏季休業中2講座	80～100

*本校における取組は、「夏季集中講座(活用)」を除き、児童全員が対象の取組です。右表の「対象」は、この取組を通して、特に学習成果を期待している児童の習熟度の範囲です。

※きらきらタイム…国語、算数において、つまずきやすい学習内容で、指導計画に1時間プラスして行う。
 ※すきりタイム…金曜5校時(1～3年生)または6校時(4～6年生)に実施。当該学年の学習内容でない学習を行う。*年間30時間。

例) つまずき検定

【ねらい】

正答率が低かった単元・領域を特定し、問題を作成。問題練習および検定を行うことで、基礎学力の定着を図る。

- ① SP表から集団における課題が明確になっていることで、問題作成を経て実施に至るまでが円滑。
→つまずきを早期に解消することができる。
- ② 解けなかった問題だけをやり直すのではなく、学年をさかのぼって学び直すことができる。
→基礎学力の定着
- ③ 校内で情報を共有することで、苦手に陥りやすい単元の授業（調査実施対象の前学年）に工夫ができる。
→つまずきをつくらない（予防）

つまずき検定 5年③ 百分率とグラフ

- ① 小数で表した割合を百分率に、百分率で表した割合を小数で表しましょう。(各5点)

小数	0.35	1.54	③	④
百分率	①	②	38%	150%

- ② ある年の弘一小の子供の人数は、全員で340人でした。そのうち6年生は68人いました。学校全体の人数をもとにした6年生の人数の割合を求めましょう。(式・答え各5点)

式 (答え)

- ③ 今週、保健室を利用した人数は65人でした。そのうちけがをした子供は80%でした。けがをした子供の人数を求めましょう。(式・答え各5点)

式 (答え)

- ④ やすゆきさんは7500円貯金しています。これは目標の25%です。やすゆきさんが貯金しようとしているのは、いくらでしょうか。(式・答え各5点)

式 (答え)

- ⑤ ひろあきさんはくつ下を買うためにA店とB店に行きました。(※靴類)

A店：定価500円のくつ下を80円引きで販売
B店：定価500円のくつ下を12%引きで販売

- ① B店のくつ下はいくらですか。
式

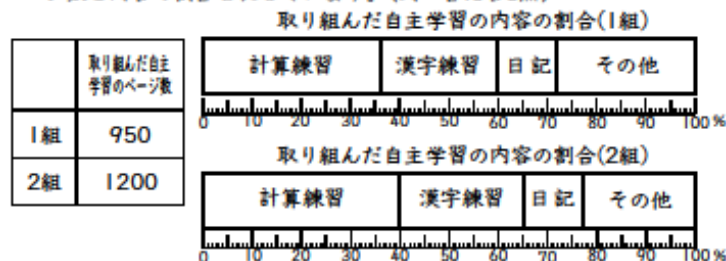
(答え)

- ② A店のくつ下は何%引きですか。
式

(答え)

年 組 番 名 前

- ⑥ 下のグラフは、5年1組と5年2組で1か月間に取り組んだ自主学習のページ数と内容の割合を表しています。(式・答え各5点)



- ① 1組の日記の割合は何%ですか。 (答え)

- ② 2組が取り組んだ漢字学習のページ数は何ページですか。

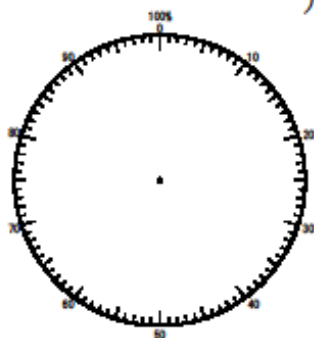
式 (答え)

- ③ 上の表とグラフを見て、校長先生は「1組と2組では、2組の方が日記を書いたページ数が多いことは、計算しなくてもわかりますね。」とおっしゃっています。校長先生が計算しなくてもわかるとおっしゃたのはなぜですか。理由を説明しましょう。

()

- ⑦ 次の表は、いろいろな理由で学校を休んだ子供の人数と割合です。右の円グラフに表しましょう。(完答10点)

理由	人数	割合(%)
かぜ	15	30
ねつ	12	24
頭痛	10	20
腹痛	8	16
その他	5	10
合計	50	100



5～6年使用

分析結果の活用 ②

区施策への反映

【ねらい】

学校別、学年別、教科別のSP表の状況から、課題となる学年や教科を明らかにし、適切な施策・事業の企画・立案等に活用する等、区施策に反映させる。

- ◇ 教科指導員や学力定着指導員の配置計画や、実施事業の対象者の学力層や教科・内容の検討足立スタンダードの指導内容の追加など、補強すべきところが明確にできる。

- ① 学校別の落ち込みのある教科を明らかにできる。
→教科別の対応を講じることができる。
- ② 区の施策の効果を確認できる。
→効果的な事業を構築することが可能となる。
施策が必要な学力層や教科が明確になる。

分析結果の活用 ③

授業改善

【ねらい】

SP表より課題のある単元・領域を誤答を分析することで把握し、今後の指導方法の見通し、手段を合わせて検討、授業改善に役立てる。

- ◇ 誤答分析からの指導計画・授業案の作成
- ◇ 授業改善プランの作成

- ① 前年の学習定着度をクラス単位で把握できる。
→授業の中で感じている感覚をデータで認識できる。
- ② 対策を講じるべき単元や領域を認識できる。
→つまずきを早期に解消することができ、指導計画に反映させやすい。

学校がより一層指導を充実すべきと考えられる

一定の学力層の児童生徒の示し方(案)

新たに提供する分析指標の設定等について(案)
 ~新たな分析の方法、結果の提供の在り方に向けて~
 (抄)

2. 新たに提供する資料

(3) 学校がより一層指導を充実すべきと考えられる一定の学力層など様々な学力層の児童生徒の提示

- 従前から、教育委員会に対しては、児童生徒を正答数の大きい順に整列し、人数割合により25%刻みで4つの層分けを行い、A～D層として示してきている。それらについて、各教育委員会に対し、人数割合をより分かりやすく提示する。さらに、学校に対しても、A～D層の人数割合を提示し、学校の状況を把握できるようにする。
- 加えて、教育委員会に対し、学校ごとに、学校がより一層指導を充実すべきと考えられる一定の学力層の児童生徒の人数及びその割合を示す。このことにより、教育委員会において、学校ごとの状況を参考に、教職員の配置や学校への予算配分等への配慮など、教育施策の改善・充実のために活用しやすくする。なお、調査結果は学力の一部であること、学校における教育活動の一側面であることに留意する必要がある。

<分析指標の基本的な設定方針>

- 「学校がより一層指導を充実すべきと考えられる一定の学力層」を設定する際の考え方が分かりやすい。
- 教育委員会における教育施策の改善・充実のために使用するためには、年度間で、全国的な数値の変動がより少ない方が、学校ごとの実情をより正確に表すことができ、適切である。
- 学校が教育指導の改善・充実を図ることによって、当該児童生徒の学力の向上が期待される、学校がより一層指導を充実すべきと考えられる一定の学力層の児童生徒の人数比率は、例えば、10～20%程度の一定の数値が適切と考えられる。

【案1】

- ・ 参加した児童生徒の半数以上が正答している設問は、全国的に見て比較的正答することが容易だったと考えられる設問であり、一人一人の児童生徒にとって、比較的課題を克服しやすいと推測される設問として取り扱う
- ・ そのため、国語、算数・数学の教科ごとに、比較的課題を克服しやすいと推測される設問として、全国正答率50%以上の設問を取り出す
- ・ そのような正答率が比較的高い設問のうち、正答の設問数が2分の1以下であった児童生徒について、学校ごとに人数及びその割合を割り出す

○小学校

◎国語

	H25	H26	H27	H28
該当人数	196881	168019	174838	187492
パーセント	17.6	15.4	16.3	18.2
正答率50%以上の設問数 (全問数中の問数)	17/28	21/25	20/23	23/25
期待正答数1/2以下の正答数	8	10	10	11

◎算数

	H25	H26	H27	H28
該当人数	148906	156230	192445	157005
パーセント	13.3	14.3	18.0	15.2
正答率50%以上の設問数 (全問数中の問数)	28/32	26/30	22/29	22/29
期待正答数1/2以下の正答数	14	13	11	11

◎理科

	H24	H27	
該当人数	48289	286162	
パーセント	18.5	26.6	
正答率50%以上の設問数 (全問数中の問数)	19/24	20/24	※平成24年度は抽出調査(ウェイトなし)。
期待正答数1/2以下の正答数	9	10	

○中学校

◎国語

	H25	H26	H27	H28
該当人数	103438	94796	101846	86674
パーセント	9.7	9.0	9.6	8.4
正答率50%以上の設問数 (全問数中の問数)	39/41	37/41	38/42	39/42
期待正答数1/2以下の正答数	19	18	19	19

◎数学

	H25	H26	H27	H28
該当人数	229922	185163	223592	212129
パーセント	21.5	17.5	21.2	20.4
正答率50%以上の設問数 (全問数中の問数)	34/52	38/51	33/51	32/51
期待正答数1/2以下の正答数	17	19	16	16

◎理科

	H24	H27	
該当人数	119335	321069	
パーセント	27.0	30.4	
正答率50%以上の設問数 (全問数中の問数)	14/26	15/25	※平成24年度は抽出調査(ウェイトなし)。
期待正答数1/2以下の正答数	7	7	

<メリット>

- 「一人一人の児童生徒にとって、比較的課題を克服しやすいと推測される設問のうち、正答の設問数が2分の1以下であった児童生徒」について、「学校がより一層指導を充実すべきと考えられる一定の学力層の児童生徒」とすることは、考え方が比較的分かりやすい
- 年度間の数値の変動が比較的少ない
- 国語、算数・数学の人数比率が10%弱～20%強

<デメリット>

- 分析の対象となる設問が、全国正答率50%以上の設問に限定され、50%未満の正答状況は反映されない

(別案1)比較的課題を克服しやすいと推測される設問として取り出す対象を全国正答率7

0%以上とすることにより、【案1】よりも比較的解答が容易な設問に限定する

⇒分析の対象となる設問がより一層限定され、分析対象外の設問が増える

分析対象の設問が少なくなることにより、年度間の変動が大きくなる

国語、算数・数学の人数割合が5%弱～15%弱

○小学校

◎国語

	H25	H26	H27	H28
該当人数	150613	130807	93379	83976
パーセント	13.5	12.0	8.7	8.1
正答率70%以上の設問数 (全問数中の問数)	10/28	12/25	13/23	11/25
期待正答数1/2以下の正答数	5	6	6	5

◎算数

	H25	H26	H27	H28
該当人数	68581	63007	102606	110886
パーセント	6.1	5.8	9.6	10.8
正答率70%以上の設問数 (全問数中の問数)	18/32	15/30	12/29	16/29
期待正答数1/2以下の正答数	9	7	6	8

◎理科

	H24	H27	
該当人数	34112	137072	
パーセント	13.0	12.8	
正答率70%以上の設問数 (全問数中の問数)	8/24	7/24	※平成24年度は抽出調査(ウエイトなし)。
期待正答数1/2以下の正答数	4	3	

○中学校

◎国語

	H25	H26	H27	H28
該当人数	74266	61817	72101	49559
パーセント	6.9	5.8	6.8	4.8
正答率70%以上の設問数 (全問数中の問数)	28/41	27/41	28/42	25/42
期待正答数1/2以下の正答数	14	13	14	12

◎数学

	H25	H26	H27	H28
該当人数	131022	101333	135900	121132
パーセント	12.2	9.6	12.9	11.7
正答率70%以上の設問数 (全問数中の問数)	17/52	23/51	18/51	17/51
期待正答数1/2以下の正答数	8	11	9	8

◎理科

	H24	H27	
該当人数	84311	176227	
パーセント	19.1	16.7	
正答率70%以上の設問数 (全問数中の問数)	6/26	5/25	※平成24年度は抽出調査(ウエイトなし)。
期待正答数1/2以下の正答数	3	2	

(別案2)国語、算数・数学の教科ごとではなく、A問題・B問題の区分に分けることにより、より詳細な分析を行う

⇒分析対象の設問が少なくなることにより、年度間の変動が大きくなる

○小学校

◎国語A

●50%以上

	H25	H26	H27	H28
該当人数	197228	155220	140538	161808
パーセント	17.6	14.2	13.1	15.6
正答率50%以上の設問数 (全問数中の問数)	12/18	15/15	13/14	14/15
期待正答数1/2以下の正答数	6	7	6	7

●70%以上

	H25	H26	H27	H28
該当人数	119119	135140	92795	78160
パーセント	10.6	12.4	8.6	7.6
正答率70%以上の設問数 (全問数中の問数)	9/18	10/15	8/14	9/15
期待正答数1/2以下の正答数	4	5	4	4

◎算数A

●50%以上

	H25	H26	H27	H28
該当人数	105040	98228	174019	142306
パーセント	9.4	9	16.2	13.7
正答率50%以上の設問数 (全問数中の問数)	19/19	17/17	16/16	16/16
期待正答数1/2以下の正答数	9	8	8	8

●70%以上

	H25	H26	H27	H28
該当人数	76584	68551	97877	100411
パーセント	6.8	6.3	9.1	9.7
正答率70%以上の設問数 (全問数中の問数)	14/19	13/17	11/16	13/16
期待正答数1/2以下の正答数	7	6	5	6

○中学校

◎国語A

●50%以上

	H25	H26	H27	H28
該当人数	89617	86606	91948	65646
パーセント	8.4	8.2	8.7	6.3
正答率50%以上の設問数 (全問数中の問数)	30/32	32/32	31/33	31/33
期待正答数1/2以下の正答数	15	16	15	15

●70%以上

	H25	H26	H27	H28
該当人数	66350	62190	62336	49076
パーセント	6.2	5.9	5.9	4.7
正答率70%以上の設問数 (全問数中の問数)	24/32	27/32	23/33	22/33
期待正答数1/2以下の正答数	12	13	11	11

◎数学A

●50%以上

	H25	H26	H27	H28
該当人数	212426	186244	212931	211638
パーセント	19.8	17.6	20.1	20.4
正答率50%以上の設問数 (全問数中の問数)	28/36	28/36	29/36	26/36
期待正答数1/2以下の正答数	14	14	14	13

●70%以上

	H25	H26	H27	H28
該当人数	144407	122789	120112	123842
パーセント	13.5	11.6	11.4	11.9
正答率70%以上の設問数 (全問数中の問数)	16/36	18/36	17/36	15/36
期待正答数1/2以下の正答数	8	9	8	7

【案2】

- ・ 全国正答率が高い設問ほど、全国的に見て比較的正答が容易な設問であり、一人一人の児童生徒にとって、比較的課題を克服しやすいと推測される設問として取り扱う
- ・ そのため、各設問について、全国正答率を用いて、設問ごとの重みづけを行う
- ・ 具体的には、例えば、全国正答率80%の設問は0.8ポイント、30%の設問は0.3ポイントとする
- ・ 国語、算数・数学の教科ごとに、一人一人の児童生徒について、重みづけを行った正答ポイント数を割り出す
- ・ 併せて、国語、算数・数学の教科ごとに、参加した児童生徒の全国平均正答ポイント数を割り出す
- ・ 全国平均正答ポイント数の3分の2未満であった児童生徒について、学校ごとに人数及びその割合を割り出す

○小学校

◎国語

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
該当人数	176321	143232	138584	138164
パーセント	15.8	13.1	12.9	13.4
全国平均 正答ポイント数	10.5	11.6	11.6	11.8
2/3未満の 正答ポイント数	7.0	7.8	7.7	7.9

◎算数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
該当人数	118360	129537	151122	136655
パーセント	10.6	11.9	14.1	13.3
全国平均 正答ポイント数	16.6	15.5	12.6	13.5
2/3未満の 正答ポイント数	11.1	10.3	8.1	9.0

◎理科

	平成24年度	平成27年度	
該当人数	37501	187037	
パーセント	14.3	17.4	
全国平均 正答ポイント数	9.8	9.4	
2/3未満の 正答ポイント数	6.6	6.3	※平成24年度は抽出調査 (ウェイトなし)。

○中学校

◎国語

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
該当人数	101390	98662	100097	86048
パーセント	9.5	9.3	9.5	8.3
全国平均 正答ポイント数	23.7	23.3	24.3	24.2
2/3未満の 正答ポイント数	15.8	15.6	16.2	16.1

◎数学

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
該当人数	200295	176161	198205	188504
パーセント	18.7	16.6	18.8	18.2
全国平均 正答ポイント数	19.4	23.7	19.4	18.8
2/3未満の 正答ポイント数	12.9	15.8	12.9	12.5

◎理科

	平成24年度	平成27年度	
該当人数	87582	246457	
パーセント	19.8	23.3	
全国平均 正答ポイント数	8.2	7.8	
2/3未満の 正答ポイント数	5.4	5.2	※平成24年度は抽出調査 (ウェイトなし)。

<メリット>

- 出題した全ての設問が分析の対象となる
- 年度間の数値の変動が【案1】と比べて少ない
- 国語、算数・数学の人数比率が10%弱～20%弱

<デメリット>

- 全国正答率を用いて重みづけを行った、全国平均正答ポイント数の「3分の2未満の児童生徒」を「学校がより一層指導を充実すべきと考えられる一定の学力層の児童生徒」として設定する考え方が分かりにくい

(別案)「学校がより一層指導を充実すべきと考えられる一定の学力層の児童生徒」について、
 全国平均正答ポイント数の2分の1未満とする
 ⇒国語、算数・数学の人数比率が5%弱～10%弱

○小学校

◎国語

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
該当人数	81425	67661	66151	62544
パーセント	7.3	6.2	6.2	6.1
全国平均 正答ポイント数	10.5	11.6	11.6	11.8
1/2未満の 正答ポイント数	5.3	5.8	5.8	5.9

◎算数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
該当人数	46180	56052	69757	65723
パーセント	4.1	5.1	6.5	6.4
全国平均 正答ポイント数	16.6	15.5	12.6	13.5
1/2未満の 正答ポイント数	8.3	7.8	6.3	6.8

◎理科

	平成24年度	平成27年度	
該当人数	17498	95628	
パーセント	6.7	8.9	
全国平均 正答ポイント数	9.8	9.4	
1/2未満の 正答ポイント数	4.9	4.7	※平成24年度は抽出調査 (ウェイトなし)。

○中学校

◎国語

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
該当人数	43637	42493	45539	33645
パーセント	4.1	4.0	4.3	3.2
全国平均 正答ポイント数	23.7	23.3	24.3	24.2
1/2未満の 正答ポイント数	11.9	11.7	12.2	12.1

◎数学

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
該当人数	116523	98527	107573	106139
パーセント	10.9	9.2	10.2	10.2
全国平均 正答ポイント数	19.4	23.7	19.4	18.8
1/2未満の 正答ポイント数	9.7	11.9	9.7	9.4

◎理科

	平成27年度	平成27年度	
該当人数	47969	141565	
パーセント	10.8	13.4	
全国平均 正答ポイント数	8.2	7.8	
1/2未満の 正答ポイント数	4.1	3.9	※平成24年度は抽出調査 (ウェイトなし)。

<各指標案とD層の重なり>

○小学校

◎国語

国語A

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
案1	90.3	94.0	87.9	87.3
案2	96.0	96.0	92.3	96.2

国語B

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
案1	73.0	78.7	80.8	75.6
案2	78.3	84.3	88.0	81.9

◎算数

算数A

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
案1	99.0	92.3	96.1	99.6
案2	99.7	96.4	99.4	99.8

算数B

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
案1	85.2	89.2	84.3	78.2
案2	89.4	92.2	89.6	82.6

理科

	平成24年度	平成27年度		
案1	95.3	82.9	※平成24年度は抽出調査	
案2	99.9	100.0	(ウェイトなし)	

○中学校

◎国語

国語A

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
案1	100.0	100.0	100.0	100.0
案2	100.0	100.0	100.0	100.0

国語B

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
案1	93.6	80.0	90.9	95.0
案2	92.9	79.5	91.3	94.8

◎数学

数学A

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
案1	96.7	98.8	97.4	97.1
案2	99.7	99.5	99.6	99.5

数学B

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
案1	67.0	87.2	65.3	73.4
案2	71.4	88.6	70.4	77.3

理科

	平成24年度	平成27年度		
案1	74.7	76.1	※平成24年度は抽出調査	
案2	97.4	96.8	(ウェイトなし)	

「学校がより一層指導を充実すべきと考えられる一定の学力層の児童生徒」について

（児童生徒に対する指導改善）

- 全国学力・学習状況調査で出題する教科の設問は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、学習指導要領の理念・目標・内容等に基づき、全ての児童生徒に身に付けさせるべき基盤的な内容としています。
- そのため、学習指導要領に基づく内容である以上、誤答や無回答であった設問については、当該児童生徒に対して、見直しや復習などの指導に取り組むことが期待されます。
- 具体的には、「S-P表」で青塗りになっている設問は、当該児童生徒に対する「重点的に指導すべきと考えられる設問」に該当します。また、「個人票」には、児童生徒ごとに、誤答の状況から推測される課題とその課題への対応について記載しています。これらを参考に、一人一人の児童生徒に対する教育指導の改善・充実を図ることが考えられます。

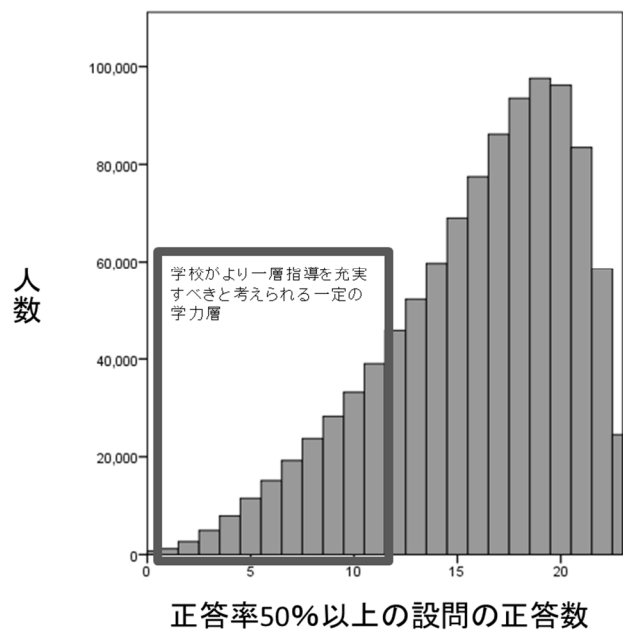
（「学校がより一層指導を充実すべきと考えられる一定の学力層の児童生徒」）

- 加えて、本調査の結果から導かれる「学校がより一層指導を充実すべきと考えられる一定の学力層の児童生徒」について、分析指標を用いて、学校ごとに人数及びその割合を提供します。
- この分析指標を活用し、教育委員会における教育施策や学校における教育指導の改善・充実に役立てられることが期待されます。
- 具体的には、例えば、以下のような対応が考えられます。
 - ・ 教育委員会において、学校ごとの状況を参考に、教職員の配置や学校への予算配分等の配慮を行う
 - ・ 学校において、学級担任や教科担任のみならず、指導教諭を含む学校全体の取組として、当該児童生徒に対して補習等を行う

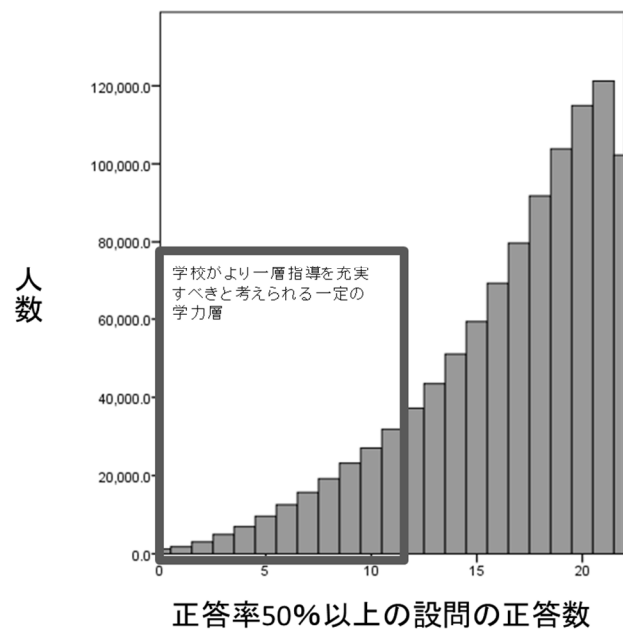
（新たに提供する分析指標の算定方法）

- 参加した児童生徒の半数以上が正答している設問は、全国的に見て比較的正答することが容易だったと考えられる設問であり、一人一人の児童生徒にとって、比較的課題を克服しやすいと推測される設問として取り扱います。
- そのため、国語、算数・数学の教科ごとに、比較的課題を克服しやすいと推測される設問として、全国正答率50%以上の設問を取り出します。
- そのような正答率が比較的高い設問のうち、正答の設問数が2分の1以下であった児童生徒について、学校ごとに人数及びその割合を割り出します。

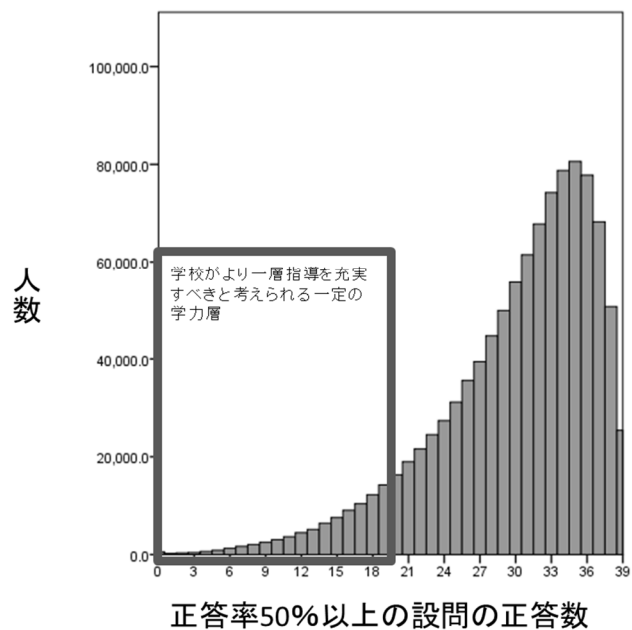
平成28年度小学校調査(国語)における正答率50%以上の設問の状況



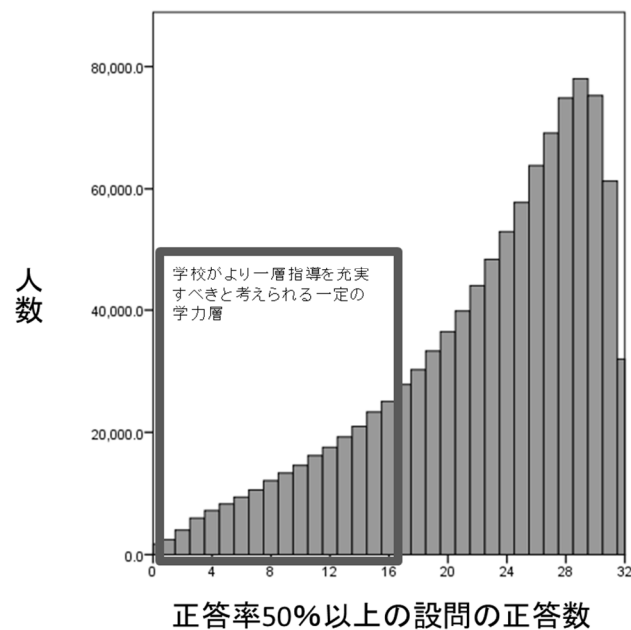
平成28年度小学校調査(算数)における正答率50%以上の設問の状況



平成28年度中学校調査(国語)における正答率50%以上の設問の状況



平成28年度中学校調査(数学)における正答率50%以上の設問の状況



(教育委員会に提供する場合)

【〇〇市教育委員会】 ()内は全国平均との差 < >内は都道府県(又は指定都市)平均との差

学校名 等	国語																			
	学校がより一層指導 を充実すべきと考え られる一定の学力層		正答 率	A問題								正答 率	B問題							
				学力層									学力層							
				A層		B層		C層		D層			A層		B層		C層		D層	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
〇〇 市教委	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >		
〇〇 小学校	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >		
〇〇 小学校	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >		
〇〇 小学校	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >		
〇〇 小学校	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >	() < >		

(学校に提供する場合)

【〇〇小学校】 () 内は全国平均との差 < >内は都道府県(又は指定都市)平均との差

国語																			
学校がより一層指導を充実すべきと考えられる一定の学力層分析指標		A問題								B問題									
		正答率	学力層								正答率	学力層							
			A層		B層		C層		D層			A層		B層		C層		D層	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	< >	< >	< >	< >	< >	< >	< >	< >	< >	< >	< >	< >	< >	< >	< >	< >	< >	< >	

算数																			
学校がより一層指導を充実すべきと考えられる一定の学力層分析指標		A問題								B問題									
		正答率	学力層								正答率	学力層							
			A層		B層		C層		D層			A層		B層		C層		D層	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	< >	< >	< >	< >	< >	< >	< >	< >	< >	< >	< >	< >	< >	< >	< >	< >	< >	< >	

※ 各児童の全国正答率50%以上の設問の解答状況はS-P表に記載

国が行う指定都市の調査結果の公表方法について

国として全国学力・学習状況調査を実施する説明責任を果たすため、調査結果については、全国的な傾向だけでなく、都道府県ごとの状況を示してきた。

今般、教育行政における指定都市を取り巻く現状等を勘案し、国として、より積極的に説明責任を果たすべく、指定都市の結果を公表することについて検討を進めた。

1. 国が都道府県別の調査結果を公表している考え方

現在の全国学力・学習状況調査では、国が以下のことなどを勘案し、都道府県別の調査結果を公表してきた。

- (1) 規模（域内の広さ、児童生徒数、学校数等）が大きく、様々な地域を包含することなどから、弊害が生じるおそれが比較的小さいと考えられること
- (2) 都道府県教育委員会独自の学力調査においても、都道府県全体の調査結果を公表している例が多く見られること
- (3) 都道府県教育委員会は、教職員の給与費を負担するとともに広域で人事を行うなど、役割と責任を担っていること
- (4) 国として国全体の調査結果について説明責任を有しており、その観点から全国的な調査結果だけを示すのでは十分ではなく、都道府県単位程度の状況について公表する必要があること

2. 指定都市を取り巻く現状

(1) 指定都市の規模（参考 1）

- 平成 28 年度調査における後日実施も含めた参加児童生徒数を見た場合、指定都市では、小中学校ともに、全ての市が 5 千人を超えているが、参加児童生徒数が少ない都道府県では 5 千人を下回っているところもある。

(2) 学力調査の結果公表の状況（参考 2）

① 全国学力・学習状況調査の結果公表の状況

- 平成 26 年度調査では、全 20 市すべての市が市全体の結果を公表しており、そのうち、17 市が平均正答率（数）を公表していた。

② 指定都市独自の学力調査の結果公表の状況

- 平成 27 年度において、指定都市では、小中学校ともに、全 20 市中 15 市が独自の学力調査を実施しており、そのうち、13 市が市全体又は学校ごとに調査結果を公表していた。

(3) 教職員給与負担等の指定都市への移譲（参考 3）

- 現在、指定都市は教職員の人事を担っているが、平成 29 年度からは教職員の給与負担等の権限について指定都市へ移譲されることとなっており、都道府県と同様の役割と責任を担うこととなる。

3. 都道府県・指定都市教育委員会の意向（参考4・5）

- 指定都市教育委員・教育長協議会が指定都市教育委員会に対して行ったアンケート調査では、国が指定都市の結果を公表することについて、以下のような回答であった。
 - ・ 「賛成である」5市
 - ・ 「公表はやむを得ないが配慮が必要である」7市
 - ・ 「どちらかというところと反対である」8市
- 一方、文部科学省が行った都道府県教育委員会に対するアンケート調査では、「指定都市の調査結果を国が公表すべきではない」との回答は4都道府県であった。

4. 指定都市の結果公表

- 上記「2.」の指定都市の取り巻く現状や、「3.」の都道府県・指定都市教育委員会の意向を勘案すると、
 - ・ 全国学力・学習状況調査や指定都市独自の学力調査で多くの指定都市が市全体の調査結果を公表しており、参加する児童生徒数に関して指定都市は都道府県と同規模を有することから、国が指定都市の結果を公表しても、弊害が生じるおそれは比較的小さいこと
 - ・ 教職員給与負担等は指定都市へ移譲すると、全国学力・学習状況調査によって指定都市の教育施策についての課題を把握できたとしても、都道府県教育委員会が指定都市教育委員会に対して講じることができる教育施策は非常に限られること
 - ・ 都道府県・指定都市教育委員会で、国が指定都市の結果を公表することに反対しているところは、4都道府県・8指定都市と少数であったことから、平成29年度から国が指定都市の調査結果を公表し、国民に対して、より一層説明責任を果たしていくこととする。
- しかしながら、国が指定都市の調査結果を公表することにより、序列化や過度な競争を招かないよう、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表するなど、必要な配慮を行うこととする。
- なお、学校数に関して都道府県よりも規模が小さい指定都市が多いが、国は学校別の調査結果の公表を行うものではなく、指定都市全体の児童生徒の状況について公表することから、参加する児童生徒数の規模を重視することとする。

5. 都道府県の結果公表の内容

- 都道府県教育委員会に対するアンケート調査では、国が行う都道府県の調査結果の内容について、以下のような回答であった。
 - ・ 「都道府県（指定都市を含む）の調査結果」28都道府県
 - ・ 「都道府県（指定都市を除く）の調査結果」3都道府県

- ・ 「都道府県（指定都市を含む）と都道府県（指定都市を除く）の両方」 9 都道府県
- ・ 「どの場合でもよい」 7 都道府県
- 「都道府県（指定都市を含む）の調査結果」を国が公表するメリットとしては、以下のようなものが挙げられる。
 - ・ 指定都市を含む都道府県内全域の状況を説明することができる
 - ・ 平成 28 年度調査までは、都道府県の調査結果は指定都市を含むものであり、経年の変化を説明することができる
- 一方、「都道府県（指定都市を除く）の調査結果」を国が公表するメリットとしては、都道府県教育委員会が指定都市教育委員会に対して講じることができる教育施策は非常に限られるため、都道府県教育委員会が講じた教育施策の成果をより明確に説明することができることが挙げられる。
- それぞれの公表内容のメリットを生かすため、国としては、「都道府県（指定都市を含む）の調査結果」と「都道府県（指定都市を除く）の調査結果」の両方を公表することとする。

小学校 参加児童数・学校数一覧(公立・当日・後日実施)

都道府県(指定都市を含む)			指定都市		
県名	児童数	学校数	都市名	児童数	学校数
東京都	89,457	1,299	横浜市	29,479	344
神奈川県	73,283	861	大阪市	18,040	293
大阪府	72,580	999	名古屋市	17,968	261
愛知県	67,332	979	札幌市	14,344	202
埼玉県	61,059	818	神戸市	12,559	165
千葉県	52,365	809	福岡市	12,268	143
兵庫県	47,953	759	川崎市	11,350	113
福岡県	43,366	741	さいたま市	10,921	103
北海道	40,725	1,047	広島市	10,415	141
静岡県	32,114	512	京都市	10,194	167
茨城県	25,036	507	千葉市	8,344	112
広島県	23,841	478	仙台市	8,265	120
京都府	20,370	377	北九州市	7,814	131
宮城県	19,151	384	堺市	7,460	93
新潟県	18,340	480	浜松市	7,114	100
岐阜県	18,142	371	新潟市	6,382	109
長野県	18,094	365	岡山市	6,184	89
群馬県	17,295	313	相模原市	5,759	72
栃木県	17,063	372	静岡市	5,705	85
岡山県	16,535	392			
福島県	15,886	448			
三重県	15,758	372			
沖縄県	15,114	259			
鹿児島県	14,255	506			
滋賀県	13,269	223			
長崎県	11,785	331			
愛媛県	11,476	278			
山口県	11,327	287			
奈良県	11,208	202			
青森県	10,388	293			
岩手県	10,356	335			
宮崎県	9,833	230			
石川県	9,721	209			
大分県	9,530	266			
山形県	9,343	252			
富山県	9,022	191			
香川県	8,601	156			
和歌山県	7,617	242			
秋田県	7,558	203			
佐賀県	7,558	165			
福井県	6,989	192			
山梨県	6,947	174			
徳島県	5,875	175			
島根県	5,783	204			
高知県	5,473	191			
鳥取県	4,852	130			
合計	1,029,625	19,377	合計	210,565	2843

(参考)平成27年度

熊本県	15,861	362	熊本市	6,669	94
-----	--------	-----	-----	-------	----

※各都道府県・指定都市で最も多かった教科の人数で算出

平成28年度全国学力・学習状況調査
 中学校 参加生徒数・学校数一覧(公立・当日・後日実施)

都道府県(指定都市を含む)			指定都市		
県名	生徒数	学校数	都市名	生徒数	学校数
東京都	74,983	642	横浜市	25,669	148
大阪府	70,759	469	大阪市	17,535	131
神奈川県	65,947	419	名古屋市	16,383	110
愛知県	65,674	428	札幌市	14,109	99
埼玉県	59,217	423	福岡市	11,659	70
千葉県	49,089	386	神戸市	11,334	83
兵庫県	45,416	348	さいたま市	10,252	57
福岡県	42,152	347	京都市	9,515	73
北海道	41,285	607	広島市	9,196	64
静岡県	31,429	270	川崎市	9,155	53
茨城県	24,909	229	仙台市	8,270	64
広島県	22,302	239	千葉市	7,815	55
宮城県	19,630	206	北九州市	7,523	64
京都府	19,584	170	堺市	7,082	43
新潟県	19,254	242	浜松市	6,730	49
長野県	18,599	190	新潟市	6,455	58
岐阜県	18,558	188	岡山市	5,786	38
群馬県	17,884	167	相模原市	5,525	37
栃木県	17,325	167	静岡市	5,201	42
福島県	16,941	225			
岡山県	16,600	158			
三重県	15,638	159			
沖縄県	14,754	147			
鹿児島県	14,173	218			
滋賀県	12,971	104			
長崎県	12,017	178			
山口県	11,660	152			
愛媛県	11,485	136			
青森県	11,235	163			
岩手県	11,049	168			
奈良県	10,917	105			
石川県	10,302	91			
山形県	9,916	98			
大分県	9,727	128			
富山県	9,485	83			
宮崎県	9,485	132			
香川県	8,367	71			
和歌山県	7,957	124			
秋田県	7,942	116			
佐賀県	7,751	93			
福井県	7,190	75			
山梨県	7,111	82			
徳島県	6,241	82			
島根県	5,943	102			
高知県	4,922	109			
鳥取県	4,816	61			
合計	1,000,591	9,497	合計	195,194	1338

(参考)平成27年度

熊本県 15,971 169 熊本市 6,608 43

※各都道府県・指定都市で最も多かった教科の人数で算出

平成28年度全国学力・学習状況調査
 小学校 参加児童数・学校数一覧(公立・当日・後日実施)

都道府県(指定都市を除く)			指定都市		
県名	児童数	学校数	都市名	児童数	学校数
東京都	89,457	1,299	横浜市	29,479	344
埼玉県	50,138	715	大阪市	18,040	293
愛知県	49,364	718	名古屋市	17,968	261
大阪府	47,081	613	札幌市	14,344	202
千葉県	44,021	697	神戸市	12,559	165
兵庫県	35,394	594	福岡市	12,268	143
神奈川県	26,700	332	川崎市	11,350	113
北海道	26,381	845	さいたま市	10,921	103
茨城県	25,036	507	広島市	10,415	141
福岡県	23,284	467	京都市	10,194	167
静岡県	19,295	327	千葉市	8,344	112
岐阜県	18,142	371	仙台市	8,265	120
長野県	18,094	365	北九州市	7,814	131
群馬県	17,295	313	堺市	7,460	93
栃木県	17,063	372	浜松市	7,114	100
福島県	15,886	448	新潟市	6,382	109
三重県	15,758	372	岡山市	6,184	89
沖縄県	15,114	259	相模原市	5,759	72
鹿児島県	14,255	506	静岡市	5,705	85
広島県	13,428	337			
滋賀県	13,269	223			
新潟県	11,958	371			
長崎県	11,785	331			
愛媛県	11,476	278			
山口県	11,327	287			
奈良県	11,208	202			
宮城県	10,886	264			
青森県	10,388	293			
岩手県	10,356	335			
岡山県	10,351	303			
京都府	10,176	210			
宮崎県	9,833	230			
石川県	9,721	209			
大分県	9,530	266			
山形県	9,343	252			
富山県	9,022	191			
香川県	8,601	156			
和歌山県	7,617	242			
秋田県	7,558	203			
佐賀県	7,558	165			
福井県	6,989	192			
山梨県	6,947	174			
徳島県	5,875	175			
島根県	5,783	204			
高知県	5,473	191			
鳥取県	4,852	130			
合計	819,068	16,534	合計	210,565	2843

(参考)平成27年度

熊本県 9,192 268 熊本市 6,669 94

※各都道府県・指定都市で最も多かった教科の人数で算出

平成28年度全国学力・学習状況調査
 中学校 参加生徒数・学校数一覧(公立・当日・後日実施)

都道府県(指定都市を除く)			指定都市		
県名	生徒数	学校数	都市名	生徒数	学校数
東京都	74,983	642	横浜市	25,669	148
愛知県	49,291	318	大阪市	17,535	131
埼玉県	48,967	366	名古屋市	16,383	110
大阪府	46,142	295	札幌市	14,109	99
千葉県	41,274	331	福岡市	11,659	70
兵庫県	34,082	265	神戸市	11,334	83
北海道	27,178	508	さいたま市	10,252	57
神奈川県	25,608	181	京都市	9,515	73
茨城県	24,909	229	広島市	9,196	64
福岡県	22,974	213	川崎市	9,155	53
静岡県	19,498	179	仙台市	8,270	64
長野県	18,599	190	千葉市	7,815	55
岐阜県	18,558	188	北九州市	7,523	64
群馬県	17,884	167	堺市	7,082	43
栃木県	17,325	167	浜松市	6,730	49
福島県	16,941	225	新潟市	6,455	58
三重県	15,638	159	岡山市	5,786	38
沖縄県	14,754	147	相模原市	5,525	37
鹿児島県	14,173	218	静岡市	5,201	42
広島県	13,108	175			
滋賀県	12,971	104			
新潟県	12,799	184			
長崎県	12,017	178			
山口県	11,660	152			
愛媛県	11,485	136			
宮城県	11,361	142			
青森県	11,235	163			
岩手県	11,049	168			
奈良県	10,917	105			
岡山県	10,818	120			
石川県	10,302	91			
京都府	10,069	97			
山形県	9,916	98			
大分県	9,727	128			
富山県	9,485	83			
宮崎県	9,485	132			
香川県	8,367	71			
和歌山県	7,957	124			
秋田県	7,942	116			
佐賀県	7,751	93			
福井県	7,190	75			
山梨県	7,111	82			
徳島県	6,241	82			
島根県	5,943	102			
高知県	4,922	109			
鳥取県	4,816	61			
合計	805,422	8,159	合計	195,194	1338

(参考)平成27年度

熊本県 9,371 126 熊本市 6,608 43

※各都道府県・指定都市で最も多かった教科の人数で算出

平成26年度全国学力・学習状況調査の指定都市における結果公表に関する調査結果

指定都市全体の結果の公表 20市
うち教科の平均正答率（数）を公表 17市

平成27年度実施の指定都市による独自の学力調査について（小学校）

自治体名	対象学年	対象教科	調査時期	調査規模	公表の有無	公表レベル
札幌市	実施していない(3年に1度の頻度で実施。最新の実施は平成26年度)					
仙台市	3年生	国、算	4月	悉皆	有	市町村
	4、5、6年生	国、算、理、社				
さいたま市	3、4年生	国、算	1月	悉皆	有	市町村
	5、6年生	国、算、理、社、 特徴的な枠組で行う問題				
千葉市	3、5年生	国、算、理、社	2～3月	悉皆	有	市町村
川崎市	5年生	国、算	5月	悉皆	有	市町村
横浜市	1、2年生	国、算	2月	悉皆	有	学校
	3、4、5、6年生	国、算、理、社				
相模原市	実施していない					
新潟市	5年生	社	1月	悉皆	有	市町村
静岡市	実施していない					
浜松市	3、5年生	国、算	12月	悉皆	無	
名古屋市	4、5年生	国	4～5月	悉皆	有	市町村
京都市	3、4、5、6年生	国、算、理、社	1月	悉皆	無	
	5、6年生	国、算	8～9月			
大阪市	1、2、3、4、5、6年生	国、算、理、社	2月	悉皆	有	市町村
堺市	3、4、5、6年生	国、算	11月	悉皆	有	市町村
神戸市	4年生	国、算	10月	悉皆	有	市町村
	5年生	国、算、理、社				
岡山市	実施していない					
広島市	実施していない					
北九州市	5年生	国、算	1月	悉皆	有	市町村
福岡市	4、6年生	国、算、理、社	12月	悉皆	有	学校
熊本市	2、3、4、5、6年生	国、算	4～5月	悉皆	有	市町村

平成27年度実施の指定都市による独自の学力調査について（中学校）

自治体名	対象学年	対象教科	調査時期	調査規模	公表の有無	公表レベル
札幌市	実施していない(3年に1度の頻度で実施。最新の実施は平成26年度)					
仙台市	1年生	国、数、理、社	4月	悉皆	有	市町村
	2、3年生	国、数、理、社、英				
さいたま市	1、2年生	国、数、理、社、英、 特徴的な枠組で行う問題	1月	悉皆	有	市町村
	3年生	国、数、理、社、英				
千葉市	2年生	国、数、理、社、英	3月	悉皆	有	市町村
川崎市	1、2、3年生	国、数、理、社、英	11月	悉皆	有	市町村
横浜市	1、2年生	国、数、理、社、英	2月	悉皆	有	学校
	3年生		11月			
相模原市	実施していない					
新潟市	2年生	社、英	1月	悉皆	有	市町村
静岡市	実施していない					
浜松市	2年生	国、数、英	12月	悉皆	無	
名古屋市	2年生	国、数	4～5月	悉皆	有	市町村
京都市	1年生	国、数	4月	悉皆	無	
	1年生	国、数、理、社、英	12月			
	2年生	国、数、理、社、英	7月・10月・1～2月			
	3年生	国、数、理、社、英	5月・10月			
大阪市	1、2年生	英	2月	悉皆	有	学校 (原則、各学校で公表となっているが、単学級の学校等については公表しないこともできる)
	3年生		11月			
堺市	3年生	国、数、理、社、英	10月	悉皆	有	市町村
神戸市	1、2、3年生	国、数、英	11月	悉皆	有	市町村
	1年生	国、数、理、社	10月	悉皆	有	市町村
2年生	国、数、理、社、英					
岡山市	実施していない					
広島市	実施していない					
北九州市	1、2年生	国、数	1月	悉皆	有	市町村
	3年生	英	10月		無	
福岡市	1年生	国、数、理、社、英	2月	悉皆	有	学校
	3年生		10月			
熊本市	1年生	国、数、理、社	4月	悉皆	有	市町村
	2、3年生	国、数、理、社、英				

県費負担教職員の給与負担等の移譲について

別添2参考3

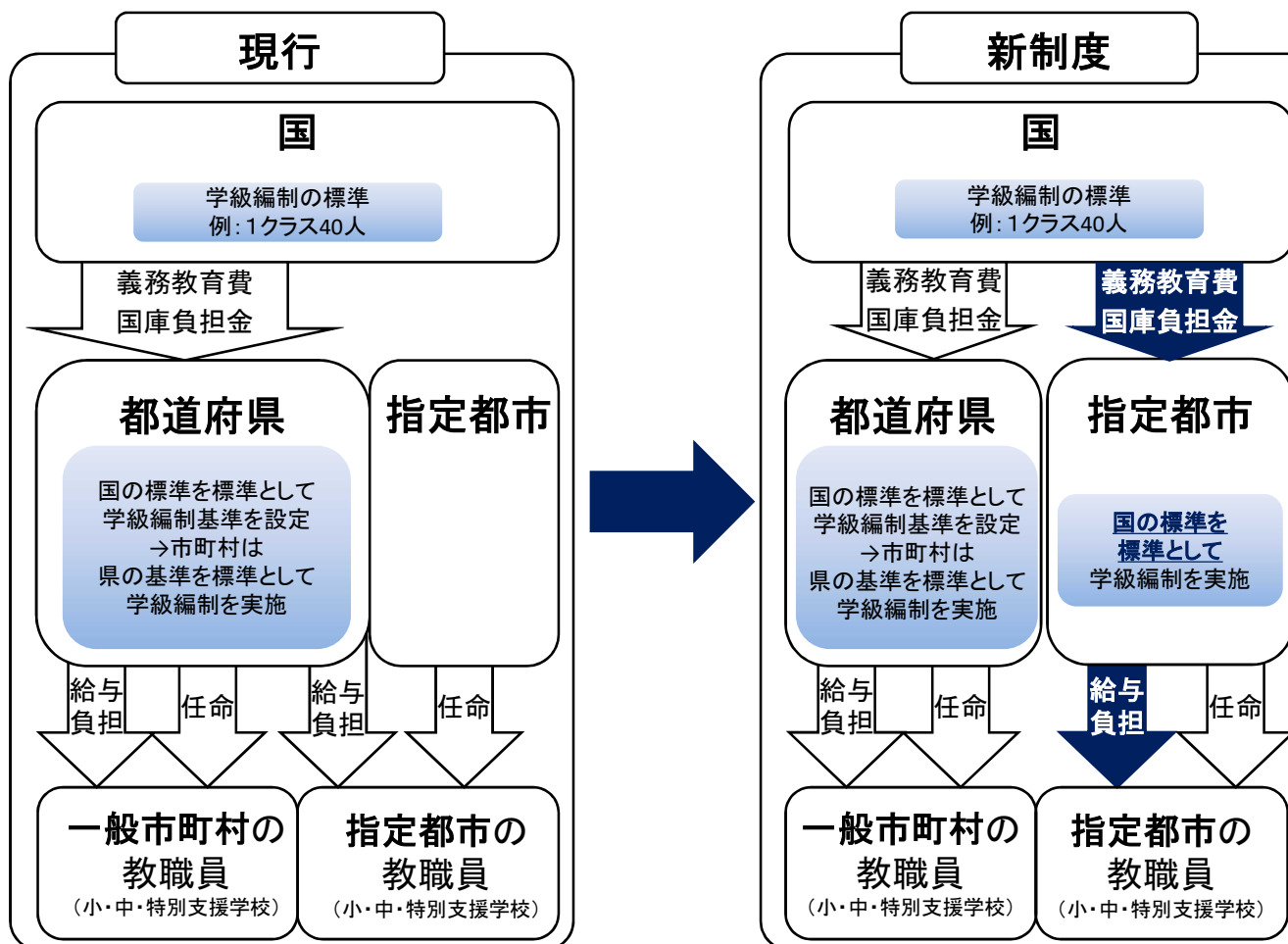
背景

- 現行制度では、市町村立の小・中・特別支援学校等の教職員の給与費は都道府県が負担し、その人事権は都道府県教育委員会が有しているが、特例として指定都市立の学校の教職員の人事権は指定都市教育委員会が有している。
- このため、指定都市に関しては人事権者と給与負担者が異なる状態にあり、この状態を解消するよう要望がなされてきたところ。

移譲の決定(閣議決定等)

- 給与負担の移譲に当たっては道府県から指定都市への財源移譲が必要となることから、関係道府県と指定都市間で財源移譲のあり方について協議を実施、平成25年11月に税源移譲の方策について両者が合意
- 「今後の地方教育行政の在り方について」(平成25年12月13日中央教育審議会答申)、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を受け、関係法案を提出し、平成26年通常国会で成立(平成26年法律第51号)。

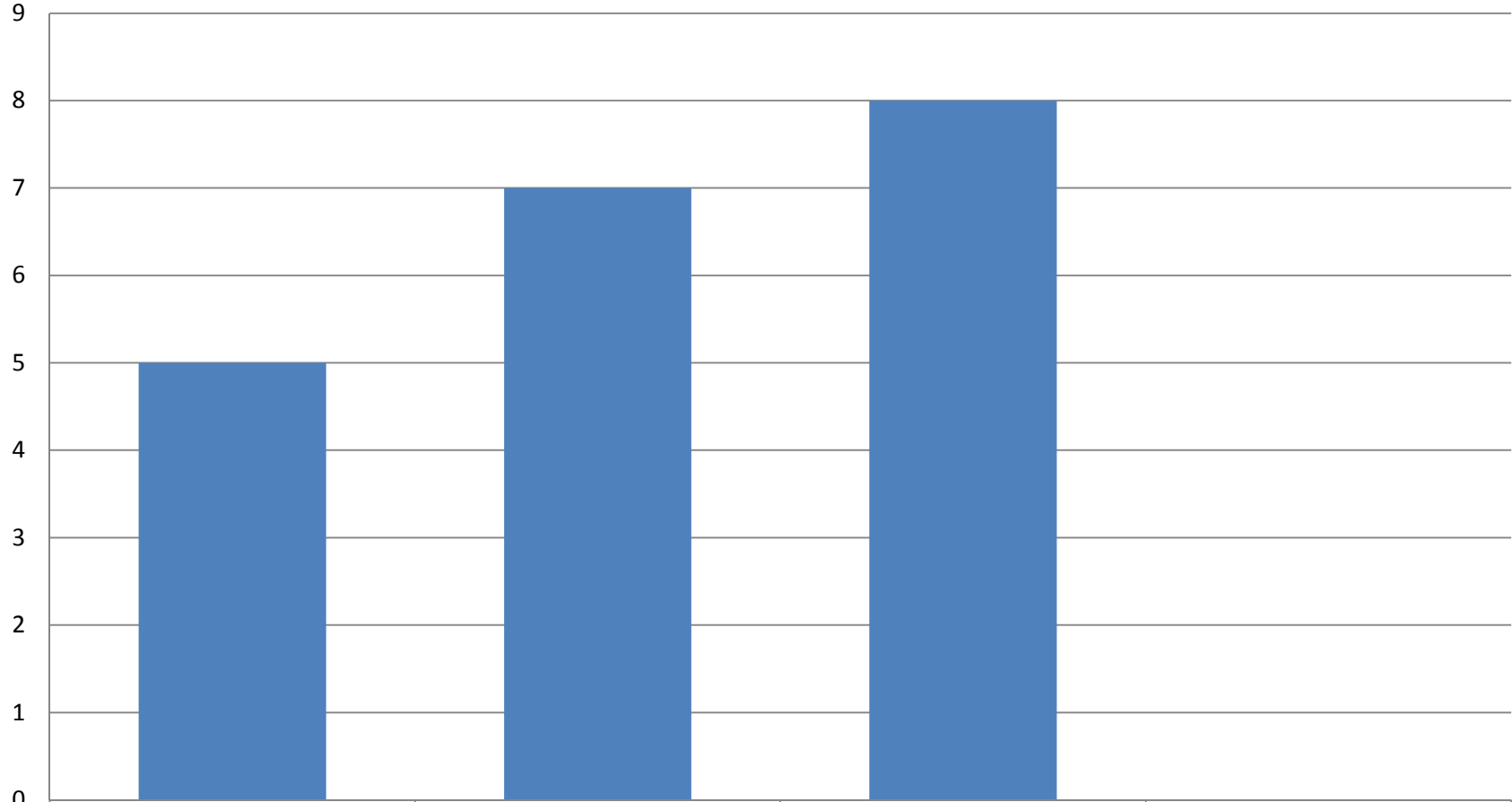
権限移譲のイメージ



今後のスケジュール

- 平成29年4月1日: 新制度へ移行。

全国学力・学習状況調査の結果公表に関する 指定都市の調査 集計結果



	①賛成である	②公表はやむを得ないが 配慮が必要である	③どちらかという反対である	④反対である
指定都市数	5	7	8	0

それぞれの選択肢を選んだ理由・公表に対する意見

① 賛成である(5市)

都市名	選択肢を選んだ理由・公表に対する意見
A市	県の点数から本市部分を除くかどうかについては、県の意向を尊重したい。
B市	文部科学省が指定都市の調査結果を公表することに同意する。については、文部科学省からの調査結果の提供に関して、指定都市にも都道府県対象の説明会への参加を認め、調査結果を提供していただきたい。
C市	全国学力・学習状況調査の目的にあわせ、本市でも全国的な状況との関連において、本市の教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図りたいと考えている。市民にも同様に教育施策の成果と課題を公表することで、より改善に向けて理解を得ることができると考える。
D市	公表の趣旨及び開始時期など詳細を明らかにしていただきたい。
E市	本市では、現行の公表方法でも市民や保護者に対して十分な説明責任を果たしていると考えており、今後も、学校の序列化や比較にならないよう、配慮する必要があると考えている。

② 公表はやむを得ないが配慮が必要である(7市)

都市名	選択肢を選んだ理由・公表に対する意見
F市	本市では、全国学力・学習状況調査の実施要領において示されている「調査の目的」や「調査結果の取扱いに関する配慮事項」を踏まえつつ、より一層、保護者、市民の理解と協力を得ながら教育活動を充実していくために、平成27年度、従来の言葉やグラフで示す表現方法に加えて、分析の根拠となる平均正答率の数値も示した。 文部科学省による指定都市の公表についても、実施要領の「調査の目的」や「調査結果の取扱いに関する配慮事項」を踏まえてなされるべきものである。
G市	本調査は、「全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る」ことを目的として実施している。 調査結果を公表することは、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすとともに、調査結果を生かし、各学校が自主的に授業改善等を行うことで児童生徒の確かな学力を育むことにつながると考えている。
H市	公表については、数値による競争にならないよう、調査の本来の趣旨・目的についての共通理解がなされるための方策をお願いしたい。
I市	公表に対しては条件付きで賛成である。 ・条件:文部科学省が、全国学力・学習状況調査の結果公表を、指定都市に拡大する目的を、国民に明確に説明し理解されること。 ・結果公表が、各都市間の序列化や競争につながることは、市民、県民にとって混乱を生むことになり望むものではない。また、本来の学力・学習状況調査の趣旨から考えてもあるべき姿ではない。
J市	本市は、これまで市の結果について公表しているのに、公表することには問題ないが、県や政令市との無用な序列化につながらないように配慮願いたい。
K市	全国学力・学習状況調査のねらいを国民にきちんと説明し、理解を得られた上での公表をお願いしたい。毎年のことではあるが、どうしても平均正答率や都道府県の順位がひとり歩きしていることは否めない。公表の目的を明確にし、いたずらに平均正答率や順位がひとり歩きすることがないようにしていただきたい。
L市	これまで、本市の結果について公開しており、特に問題はない。

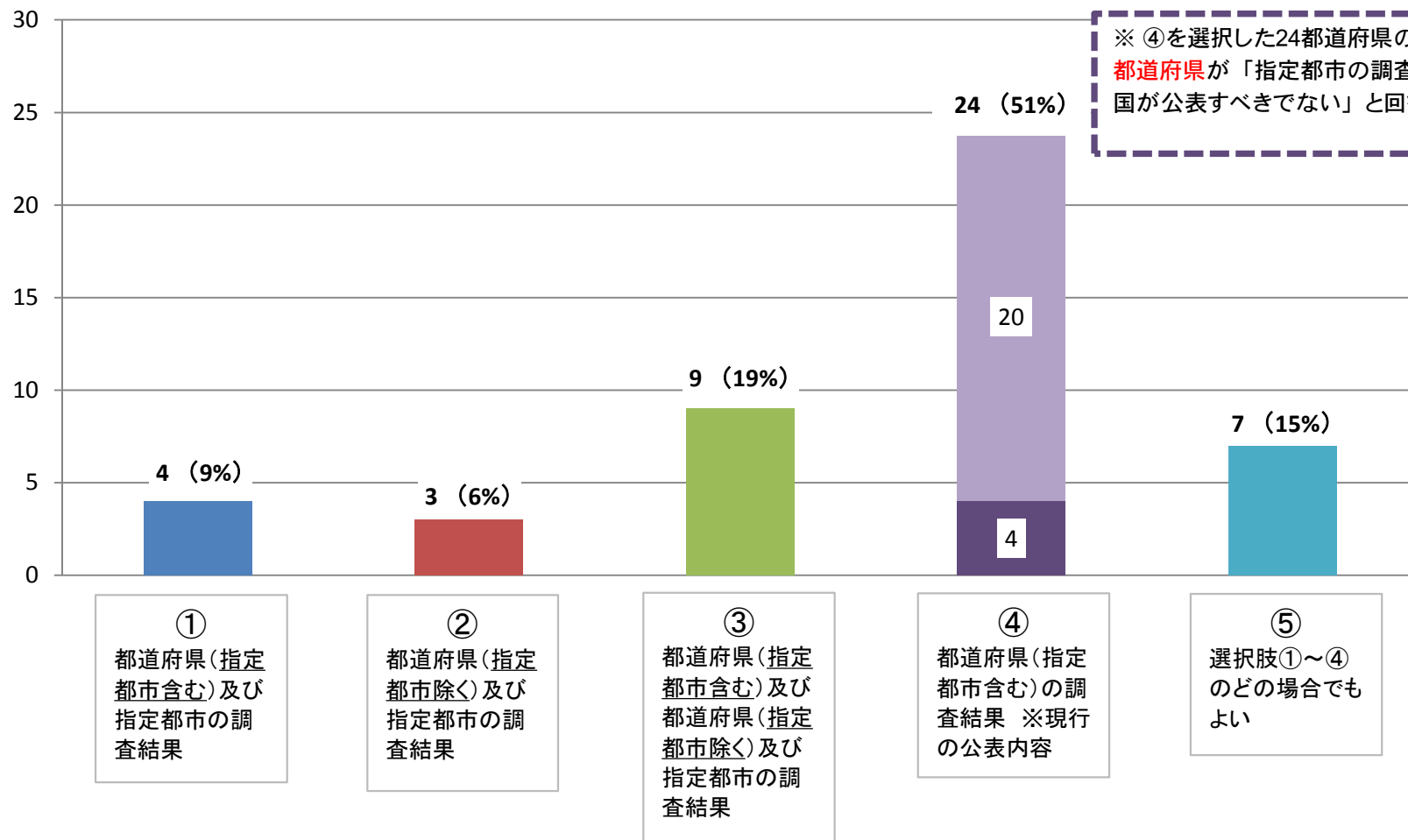
③ どちらかというとは反対である(8市)

都市名	選択肢を選んだ理由・公表に対する意見
M市	<p>全国学力・学習状況調査は、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の改善並びに学校における教育指導の充実及び学習状況の改善に役立てることを目的としているものであること、また、本調査により測定できるのは学力の特定の一部分であり、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要であることから、平均正答率の結果の公表については、地域における実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施する各市の判断に委ねられるべきと考える。</p>
N市	<p>序列化や過度な競争とならないような取り扱いを希望する。</p>
O市	<p>・これまでも各自治体において、結果についての公表を行い、保護者・地域の方々への説明責任は果たしていると考え。しかしながら、国が指定都市についての公表を行うこととなると、新聞紙上等で都道府県の平均正答率に加え、指定都市の平均正答率も示されることとなり、これまで以上に序列化や過度な競争が生じるのではないかと懸念する。 ・指定都市の結果については、都道府県のデータの中にも含まれるのか、都道府県のデータには含まず、切り分けて示されるのかを伺いたい。</p>
P市	<p>実施要領の「調査結果の取り扱いに関する配慮事項」に関して、学校の序列化や過度な競争につながらないように学校名を明らかにした平均正答率については、教育上の影響等に十分配慮することが必要であることから、公表を行わないよう指示してほしい。 本市では、「教科学力」のみでなく、「社会的実践力」や「学びの基礎力」等も含めた「総合的な学力」を育成する教育を推進している。今後、公表の方法の変更により序列化が進み、その結果、過度な競争を強いることになり、各学校が「教科学力」のみに傾倒した教育を行わざるを得なくならないよう十分に配慮願いたい。 本市では、上記のような視点に基づき、ホームページで既に公表している。そのため、一律に文部科学省が公表する必要はないと考える。</p>
Q市	<p>調査本来の目的は、学力を把握し、指導に生かすことであり、慎重にご判断いただきたい。</p>
R市	<p>本市では平成19年度から、本市調査結果の概要及び「報告書」を公開しており、今後も同様の公表を行っていくため、文部科学省が公表を行うことに対して異存はない。 ただし、文部科学省における指定都市についての公表にあたっては、これまで同様、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の一部であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。 以上の観点から、地域の経済状況や家庭環境等、児童生徒を取り巻く教育環境は各自治体ごとに異なっているため、単に平均正答率等を公表するのではなく、各自治体の個々の状況を踏まえた分析と併せて公表を行っていただきたい。</p>
S市	<p>指定都市の調査結果の公表が、指定都市間の序列化や、都道府県と指定都市間の序列化の報道や過度な競争を生むおそれがあることから、結果の公表については慎重に検討すべきと考える。</p>
T市	<p>・現在の都道府県単位の公表については、規模が大きく、様々な地域を包含することなどから、弊害が生じるおそれが比較的小さいと考えられるためという理由であるが、指定都市の場合はいくつかの市が集まったものではなくその市単体であるため、弊害が生じるおそれが大きい。 ・現在、指定都市の中には平均正答率の公表を行っていない市もある。国が公表を行うことになると、新聞紙上等で指定都市の平均正答率も並べて示されることとなり、これまで以上に序列化や過度な競争が生じるのではないかと懸念する。 ・大切なのは、一人一人の子供たちの学力の経年変化を正確に把握し、対策を講じることである。(本市では小4～中3までの学力を把握するため、小4、小5、中1、中2について市独自の学力定着度調査も実施している。)市は正答率の公表を市独自で発表しているとはいえ、都道府県・政令市比較のような横並びの形で文部科学省が発表するのは賛成できない。 ・権限移譲は政令市公表の理由にはならないと考える。</p>

平成29年度以降の全国学力・学習状況調査の結果公表に関する調査 集計結果

【全47都道府県】

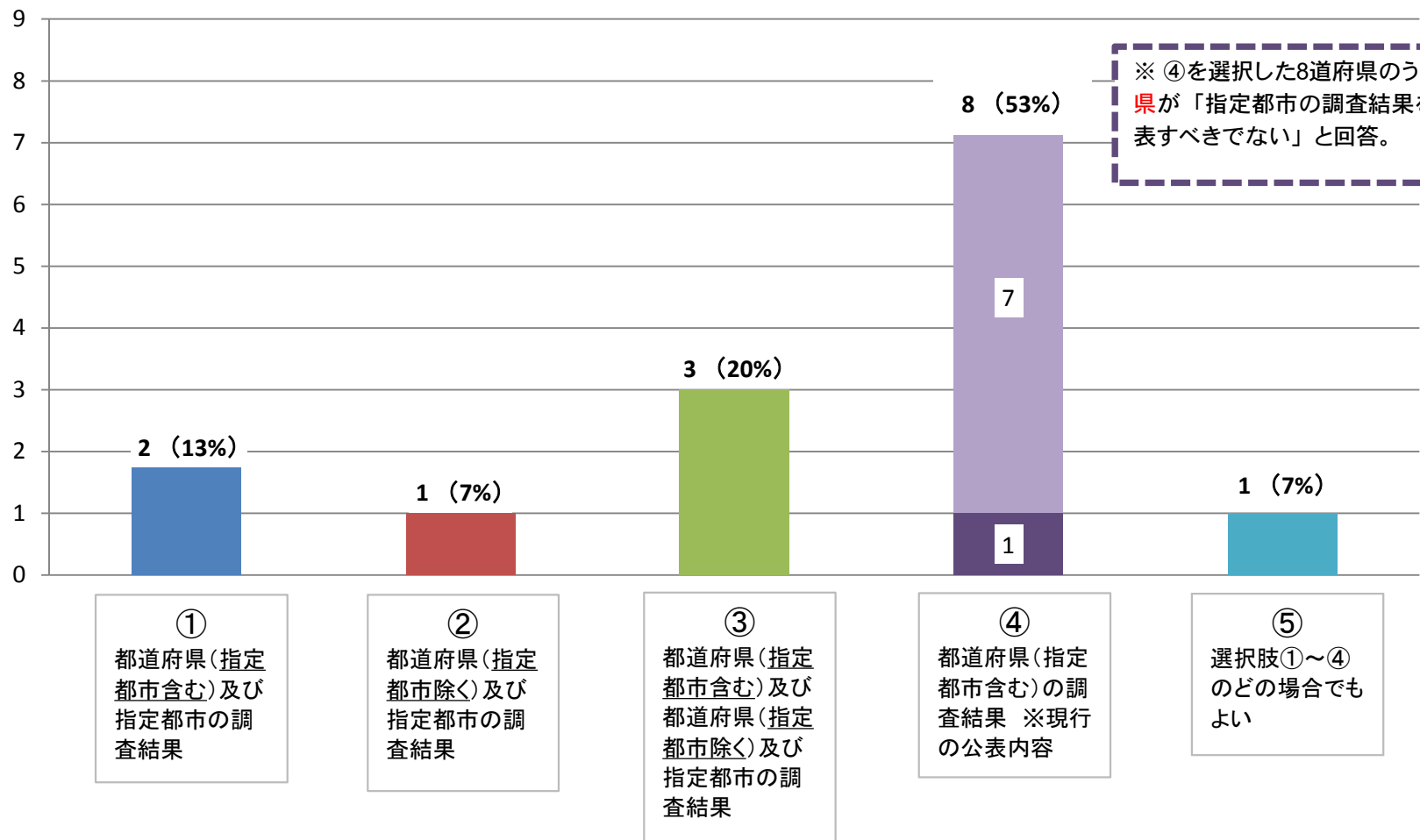
都道府県数



平成29年度以降の全国学力・学習状況調査の結果公表に関する調査 集計結果

【指定都市を有する15道府県】

道府県数



それぞれの選択肢を選んだ理由(抜粋)

都道府県名	選択肢	選択肢を選んだ理由	再回答	再回答を選んだ理由
A都道府県	①	次の2点を踏まえ、①とした。 1 指定都市においては、公立学校教員の給与・定数の事務が移管されることに伴い、都道府県と同等の説明責任が求められるため。 2 本都道府県教育委員会では、指定都市を含む本都道府県のすべての子どもたちの学力を全国以上とすることを目標として、取組を進めているため。		
B都道府県	①	これまで、本都道府県の児童生徒の学力・学習状況について、他の都道府県(指定都市含む)の調査結果との比較を基にして、検証改善を行ってきた。そのため、指定都市を含む都道府県の調査結果が公表される①③④であれば、過去の調査結果との経年比較ができるのでよいが、その中でも、これまで公表されなかった指定都市の結果が分かると、指令都市のよい取組を参考にできるようになることから、①が適当であると考え。		
C都道府県	②	都道府県教育委員会に指導助言等の権限のない指定都市の結果については、従前から、別途公表することが望ましいと考えていた。本都道府県においても、教員採用試験についても、平成29年度以降は、これまでの共同実施から、別実施となることが決まっており、児童生徒の学力等に関する状況や、各学校の取組及び施策の効果を正確に把握・検証し、その後の教育施策等に正しく反映する観点からも、平成29年度以降の完全移管後の結果公表に関しては、上記回答のとおり別々に行っていただきたい。 また、これまで公表されていた指定都市を含む都道府県別結果については、教育施策の改善・充実に生かすという調査目的や、指導権限等が別々であることなどについて、都道府県民に誤解を生じさせかねないため、公表の必要はないと考える。		
D都道府県	②	このような公表の形をとることによって、指定都市が行っている学力向上に対する施策とその成果について、より明確に判断することができるようになるため。 また、これにより、指定都市の施策、指定都市を除く当該都道府県の施策と、本都道府県の施策を比較・分析し、学力向上に向けた新たな施策の構築に役立てたいと考えるため。		
E都道府県	③	権限委譲に伴い、都道府県教育委員会と指定都市教育委員会は、完全に独立して教育行政をつかさどることになる。本調査の目的に明記されているように、児童生徒の学力等の状況をより的確に検証し、それぞれが設定した教育施策の改善・充実にいかすためには、都道府県教育委員会と指定都市教育委員会の結果を分けて公表した方がよい。ただし、これまで本都道府県として指定都市を含む調査結果を公表してきており、過去の分析結果等を踏まえながら、引き続き、本都道府県全体の学力実態を把握したり、調査結果を経年で比較したりすることで、本都道府県独自の検証・改善に適すると判断したため、③を選択した。		
F都道府県	③	都道府県と指定都市とは、教育行政のシステムが異なるため、一概にデータを比較することが妥当であるとは言えない。そのため、これまでのデータとの経年比較を分析することができ、さらに指定都市を除く都道府県の結果も得られる③とした。		
G都道府県	③	「都道府県(指定都市含む)の調査結果」については、これまでの経年変化を見る上で必要な情報であると考えます。また、「都道府県(指定都市除く)の調査結果及び指定都市の調査結果」については、これからの指定都市への事務の移管をふまえると、これらの情報も今後、必要になると考えられます。以上のことから「都道府県(指定都市含む)及び都道府県(指定都市除く)及び指定都市の調査結果」を国が公表することが適当と考えます。		

それぞれの選択肢を選んだ理由(抜粋)

都道府県名	選択肢	選択肢を選んだ理由	再回答	再回答を選んだ理由
H都道府県	④	現行の結果提供の方法でも、各指定都市は当該市の結果を把握することができ、教育施策の改善・充実に生かすことが十分可能であると思われる。現行と異なる行政区分の調査結果を公表することにより、その中における序列化や過度の競争を招くことにつながりかねないため。	A	現行の結果提供の方法でも、各指定都市は当該市の結果を把握することができ、教育施策の改善・充実に生かすことが十分可能であると思われる。現行と異なる行政区分の調査結果を公表することにより、その中における序列化や過度の競争を招くことにつながりかねないため。
I都道府県	④	平成29年度以降においても、これまで通りの調査結果からの分析で、児童生徒の学力等に関する全国的な状況をより的確に検証し、教育施策の改善・充実にいかしていくことが十分可能であると判断したため。	A	公表するにあたっては、学校の序列化につながらないように、また、過度に競争心をあおらないように留意して頂きたい。
J都道府県	④	これまで、学力向上については指定都市を含む本都道府県公立学校全体として取り組んでおり、分析結果や分析ツールを指定都市に提供するなど、教職員の研修も共同で実施してきた。移管後も、指定都市からは教職員に対する研修事業の一部を共同で実施したいとの希望が出ており、今後も様々な場面で教職員の交流が見込まれている。そこで、本都道府県全体の児童生徒の学力・学習状況を把握することは、教育施策の立案や研修内容の改善を図るために必要なことと考える。 また、指定都市の結果を公表するにあたっては、指定都市の意向によるものであり、本都道府県としては判断はできない。これにより、現行の公表内容での公表を希望するものである。	B	
K都道府県	④	平成19年度に全国学力・学習状況調査が実施されて以来、都道府県ごとの調査結果が公表されている。本都道府県では、他都道府県の調査結果や施策等を参考にしながら、分析し、学力向上に向けた取組や市町村への支援を行ってきた。これまでの支援等を評価し改善していくためにも、平成29年度以降も同様な方法を継続したいと考える。	B	
L都道府県	④	分析及び課題改善を行うにあたり、従来通りの公表(選択肢④)内容は必要である。	C	AとBの両方。Aについては、指定都市の調査結果を公表すると、今以上に序列化や過度な競争が生じるおそれがあるから。
M都道府県	④	都道府県(指定都市を含む)調査結果は、平成19年度からの経年比較分析を行うために必要であるため。指定都市の調査結果を公表することで、過度な競争が生じる懸念があるため。 指定都市の調査結果を公表すれば、都市部と郡部の結果の差であるとの不正確な理解が流布することが容易に想定され、その結果、都市部への人口流入圧力が強まり、国と地方で進めている地方創生の政策に逆行することとなるため。	C	AとBの両方。 都道府県(指定都市を含む)調査結果は、平成19年度からの経年比較分析を行うために必要であるため。 指定都市の調査結果を公表することで、過度な競争が生じる懸念があるため。 指定都市の調査結果を公表すれば、都市部と郡部の結果の差であるとの不正確な理解が流布することが容易に想定され、その結果、都市部への人口流入圧力が強まり、国と地方で進めている地方創生の政策に逆行することとなるため。
N都道府県	④	現状においても、各政令市は、公表を行っており、政令市それぞれの実態に合わせて、それぞれのタイミングで正答率とともに分析内容や改善策を示すことが教育的効果につながると考える。そのため現行のままでよい。	C	現状においても、各政令市は、公表を行っており、政令市それぞれの実態に合わせて、それぞれのタイミングで正答率とともに分析内容や改善策を示すことが教育的効果につながると考える。そのため現行のままでよい。
O都道府県	④	現状通りの結果公表でよいと考えるが、当該指定都市並びに指定都市を含む都道府県の意向に沿う公表でよいと考える。	C	当該指定都市並びに指定都市を含む都道府県の意向に沿う公表でよいと考える。
P都道府県	⑤	全国学力・学習状況調査の結果については、都道府県・市町村・学校に対して詳細なデータが提供されており、すでに検証や教育施策の改善・充実にいかされている。 また、市町村・学校等の結果の公表については、それぞれの判断等に基づき可能とされているところ。 今回、新たな公表の在り方を検討されるのであれば、その必要性を明確にした上で、実施主体である文部科学省が判断すべきものとする。		

それぞれの選択肢を選んだ理由(抜粋)

都道府県名	選択肢	選択肢を選んだ理由	再回答	再回答を選んだ理由
Q都道府県	⑤	全国平均と当県の平均正答率を比較することで分析を進めていることから、指定都市を有しない本都道府県では、①～④のどの公表内容になっても全国平均は提供されるため、問題はないものとするから。		

域内に指定都市を含む都道府県については、下線を付している。

選択肢 ①都道府県(指定都市含む)及び指定都市の調査結果

②都道府県(指定都市除く)及び指定都市の調査結果

③都道府県(指定都市含む)及び都道府県(指定都市除く)及び指定都市の調査結果

④都道府県(指定都市含む)の調査結果 ※現行の公表内容

⑤選択肢①～④のどの場合でもよい

再回答 選択肢④を選んだ理由

A国が指定都市の調査結果を公表することは適当ではないため

B調査結果の経年の変化を分析する等のために、「都道府県(指定都市含む)」の結果が必要であるから

Cその他

結果チャートと対応する質問項目(平成28年度)

別添3参考1

児童生徒質問紙

領域名		番号	項目	
学習に対する関心・意欲・態度	国語への関心等	61	国語の勉強は好きですか	
		62	国語の勉強は大切だと思いますか	
		63	国語の授業の内容はよく分かりますか	
		64	読書は好きですか	
		65	国語の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思いますか	
		66	国語の授業で目的に応じて資料を読み、自分の考えを話したり、書いたりしていますか	
		67	国語の授業で意見などを発表するとき、うまく伝えるように話の組み立てを工夫していますか	
		68	国語の授業で自分の考えを書くと、考えの理由が分かるように気を付けて書いていますか	
		69	国語の授業で文章を読むとき、段落や話のまとめごとに内容を理解しながら読んでいますか	
	算数(数学)への関心等	71	算数(数学)の勉強は好きですか	
		72	算数(数学)の勉強は大切だと思いますか	
		73	算数(数学)の授業の内容はよく分かりますか	
		74	【小学校】算数の授業で新しい問題に出合ったとき、それを解いてみたいと思いますか 【中学校】数学ができるようになりたいと思いますか	
		75	算数(数学)の問題の解き方が分からないときは、諦めずにいろいろな方法を考えますか	
		76	算数(数学)の授業で学習したことを普段の生活の中で活用できないか考えますか	
		77	算数(数学)の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思いますか	
		78	算数(数学)の授業で問題を解くとき、もっと簡単に解く方法がないか考えますか	
		79	算数(数学)の授業で公式やきまりを習うとき、そのわけ(根拠)を理解するようにしていますか	
		80	算数(数学)の授業で問題の解き方や考え方が分かるようにノートに書いていますか	
		総合的な学習への関心等	44	「総合的な学習の時間」の勉強は好きですか
	45		「総合的な学習の時間」の授業で学習したことは、普段の生活や社会に出たときに役に立つと思いますか	
	46		「総合的な学習の時間」では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか	
	規範意識・自尊感情	規範意識	39	学校のきまり(規則)を守っていますか
			40	友達との約束を守っていますか
			41	人が困っているときは、進んで助けていますか
			42	いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか
			43	人の役に立つ人間になりたいと思いますか
		自尊感情	4	ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがありますか
			5	難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦していますか
			6	自分には、よいところがあると思いますか
9			将来の夢や目標を持っていますか	

児童生徒質問紙

領域名		番号	項目
学習の基盤となる活動・習慣	言語活動・読解力	7	友達の前で自分の考えや意見を発表することは得意ですか
		8	友達と話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができますか
		30	学級会などの話し合いの活動で、自分とは異なる意見や少数意見のよさを生かしたり、折り合いをつけたりして話し合い、意見をまとめていますか
		48	5年生まで(1、2年生のとき)に受けた授業では、自分の考えを発表する機会が与えられていたと思いますか
		49	5年生まで(1、2年生のとき)に受けた授業では、学級の友達と(生徒)の間で話し合う活動をよく行っていたと思いますか
		50	5年生まで(1、2年生のとき)に受けた授業では、学級やグループの中で自分たちで課題を立てて、その解決に向けて情報を集め、話し合いながら整理して、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思いますか
		51	5年生まで(1、2年生のとき)に受けた授業で、学級の友達と(生徒)の間で話し合う活動では、話し合う内容を理解して、相手の考えを最後まで聞き、自分の考えをしっかりと伝えていたと思いますか
		52	5年生まで(1、2年生のとき)に受けた授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫して発表していたと思いますか
		56	5年生まで(1、2年生のとき)に受けた道徳の時間では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいたと思いますか
		57	400字詰め原稿用紙2～3枚の感想文や説明文を書くことは難しいと思いますか
		58	学校の授業などで、自分の考えを他の人に説明したり、文章に書いたりすることは難しいと思いますか
		59	学級の友達と(生徒)の間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますか
	生活習慣	1	朝食を毎日食べていますか
		2	毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか
		3	毎日、同じくらいの時刻に起きていますか
	学習習慣	21	家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか
		22	家で、学校の宿題をしていますか
		23	家で、学校の授業の予習をしていますか
		24	家で、学校の授業の復習をしていますか

学校質問紙

領域名		番号		項目
		小	中	
教科指導	個に応じた指導	64		算数(数学)の授業において、前年度に、習熟の遅いグループに対して少人数による指導を行い、習得できるようにしましたか
		65		算数(数学)の授業において、前年度に、習熟の早いグループに対して少人数による指導を行い、発展的な内容を扱いましたか
		66		算数(数学)の授業において、前年度に、チームティーチングによる指導を行いましたか
	国語科の指導法	67		国語の指導として、前年度までに、補充的な学習の指導を行いましたか
		68		国語の指導として、前年度までに、発展的な学習の指導を行いましたか
		69		国語の指導として、前年度までに、目的や相手に応じて話したり聞いたりする授業を行いましたか
		70		国語の指導として、前年度までに、書く習慣を付ける授業を行いましたか
		71		国語の指導として、前年度までに、様々な文章を読む習慣を付ける授業を行いましたか
	算数(数学)科の指導方法	72		国語の指導として、前年度までに、漢字・語句など基礎的・基本的な事項を定着させる授業を行いましたか
		73		算数(数学)の指導として、前年度までに、補充的な学習の指導を行いましたか
		74		算数(数学)の指導として、前年度までに、発展的な学習の指導を行いましたか
		75		算数(数学)の指導として、前年度までに、実生活における事象との関連を図った授業を行いましたか
		76		算数(数学)の指導として、前年度までに、計算問題などの反復練習をする授業を行いましたか
児童生徒の状況	14		児童生徒は、熱意をもって勉強していると思いますか	
	15		児童生徒は、授業中の私語が少なく、落ち着いていると思いますか	
	16		児童生徒は、礼儀正しいと思いますか	
	17		児童生徒は、学級やグループでの話し合いなどの活動で、自分の考えを相手にしっかりと伝えることができていると思いますか	
	18		児童生徒は、学級やグループでの話し合いなどの活動で、相手の考えを最後まで聞くことができていると思いますか	
	19		児童生徒は、学級やグループでの話し合いなどの活動で、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますか	
	20		児童生徒は、自らが設定する課題や教員から設定される課題を理解して授業に取り組むことができていると思いますか	
	21		児童生徒は、授業において、自らの考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して、発言や発表を行うことができていると思いますか	

学校質問紙

領域名		番号		項目	
		小	中		
学力向上	学力向上に向けた 取組・指導方法	24		前年度に、図書館資料を活用した授業を計画的に行いましたか	
		25		前年度に、放課後を利用した補充的な学習サポートを実施しましたか	
		26		前年度に、土曜日を利用した補充的な学習サポートを実施しましたか	
		27		前年度に、長期休業日を利用した補充的な学習サポートを実施しましたか(実施した日数の累計)	
		35		前年度までに、習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫をしましたか	
		36		前年度までに、授業の中で目標(めあて・ねらい)を示す活動を計画的に取り入れましたか	
		37		前年度までに、授業の最後に学習したことを振り返る活動を計画的に取り入れましたか	
		38		前年度までに、各教科等の指導のねらいを明確にした上で、言語活動を適切に位置付けましたか	
		39		前年度までに、様々な考えを引き出したり、思考を深めたりするような発問や指導をしましたか	
		40		前年度までに、発言や活動の時間を確保して授業を進めましたか	
		41		前年度までに、授業で扱うノートに、学習の目標(めあて・ねらい)とまとめを書くように指導しましたか	
		42		前年度までに、学級やグループで話し合う活動を授業などで行いましたか	
		43		前年度までに、総合的な学習の時間において、課題の設定からまとめ・表現に至る探究の過程を意識した指導を しましたか	
		44		前年度までに、授業において、児童生徒自ら学級やグループで課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まと め、表現するなどの学習活動を取り入れましたか	
		45		前年度までに、本やインターネットなどを使った資料の調べ方が身に付くよう指導しましたか	
		46		前年度までに、資料を使って発表ができるよう指導しましたか	
		47		前年度までに、自分で調べたことや考えたことを分かりやすく文章に書かせる指導をしましたか	
		48		前年度までに、将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をしましたか	
		49		前年度までに、学級全員で取り組んだり挑戦したりする課題やテーマを与えましたか	
		50		前年度までに、道徳の時間において、児童生徒自らが考え、話し合う指導をしましたか	
		51		前年度までに、学習規律(私語をしない、話をしている人の方を向いて聞く、聞き手に向かって話をする、授業開始 のチャイムを守るなど)の維持を徹底しましたか	
		52		前年度に、教科や総合的な学習の時間、あるいは朝や帰りの会などにおいて、地域や社会で起こっている問題や 出来事を学習の題材として取り扱いましたか	
		53		前年度までに、学校生活の中で、児童生徒一人一人のよい点や可能性を見付け、児童生徒に伝えるなど積極的 に評価しましたか	
		54		前年度までに、国語や算数(数学)において、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等 の多様な活動に取り組ませることにより、ペーパーテストの結果に留まらない、多面的な評価を行いましたか	
	55		前年度までに、国語や算数(数学)において、一人一人の学びの多様性に応じて、学習の過程における形成的な 評価を行い、児童生徒の資質・能力がどのように伸びているかを、児童生徒自身が把握できるような評価を行いま したか		
	家庭学習	92	90		前年度までに、国語の指導として、家庭学習の課題(宿題)を与えましたか
		93	91		前年度までに、国語の指導として、児童生徒に与えた家庭学習の課題(長期休業期間中の課題を除く)について、 評価・指導しましたか
		94	92		前年度までに、算数(数学)の指導として、家庭学習の課題(宿題)を与えましたか
		95	93		前年度までに、算数(数学)の指導として、児童生徒に与えた家庭学習の課題(長期休業期間中の課題を除く)に ついて、評価・指導しましたか
		96	94		前年度までに、保護者に対して児童生徒の家庭学習を促すような働きかけを行いましたか(国語/算数(数学)共 通)
		97	95		前年度までに、家庭学習の課題の与え方について、校内の教職員で共通理解を図りましたか(国語/算数(数学) 共通)
		98	96		前年度までに、家庭学習の取組として、調べたり文章を書いたりしてくる宿題を与えましたか(国語/算数(数学) 共通)
		99	97		前年度までに、家庭学習の取組として、児童生徒に家庭での学習方法を具体例を挙げながら教えるようにしま したか(国語/算数(数学)共通)
		100	98		前年度までに、予習・復習や宿題をさせる際に、教科書の活用(自宅等で教科書を読むなどを含む)を促しまし たか(国語/算数(数学)共通)

学校質問紙

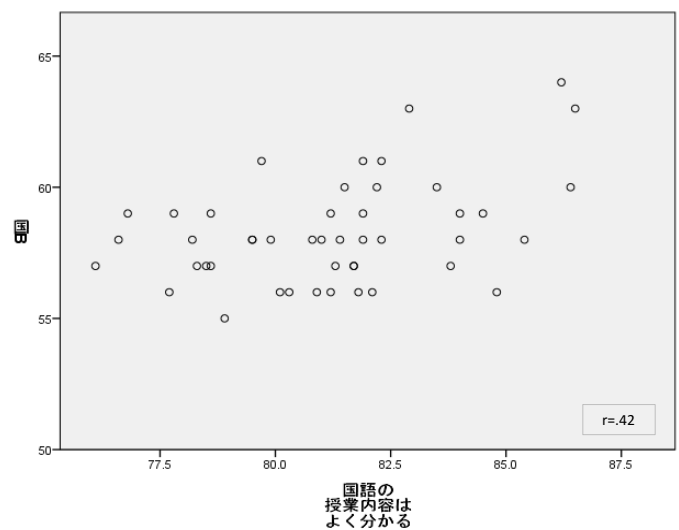
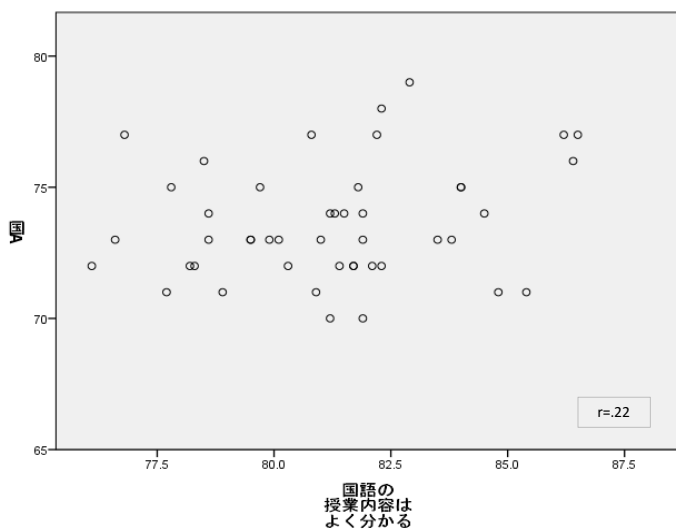
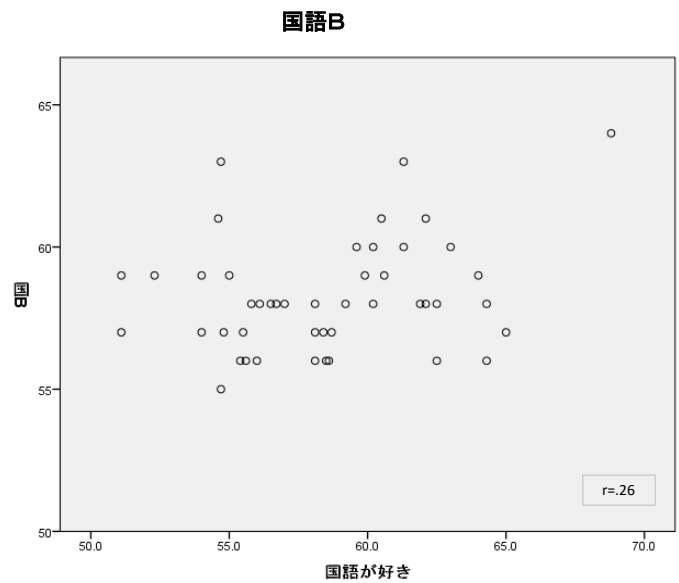
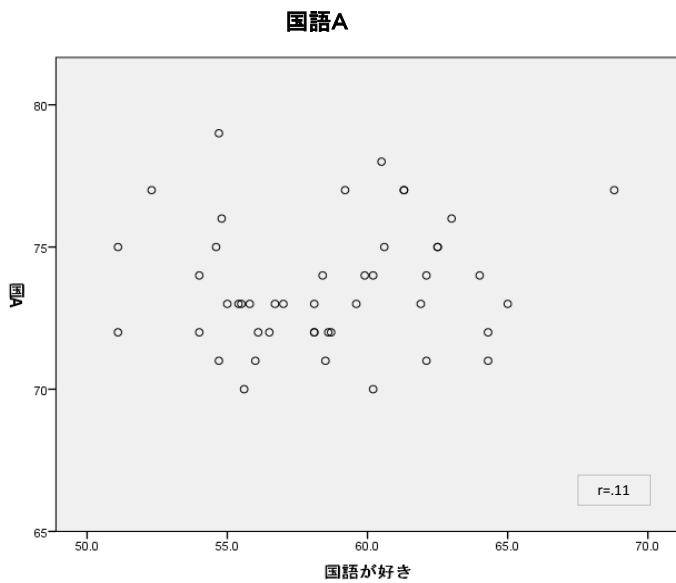
領域名	番号		項目
	小	中	
地域の人材・施設の活用	84	83	前年度までに、地域の人材を外部講師として招聘した授業を行いましたか
	85	84	前年度までに、ボランティア等による授業サポート(補助)を行いましたか
	86	85	前年度までに、博物館や科学館、図書館を利用した授業を行いましたか
	88	86	職場見学や職場体験活動を行っていますか
	89	87	PTAや地域の人が学校の諸活動(学校の美化など)にボランティアとして参加してくれますか
	90	88	学校支援地域本部などの学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の人が学校における教育活動や様々な活動に参加してくれますか
	91	89	保護者や地域の人々の学校支援ボランティア活動は、学校の教育水準の向上に効果がありましたか
学校経営	28		指導計画について、知識・技能の活用に重点を置いて作成していますか
	29		指導計画について、言語活動に重点を置いて作成していますか
	30		指導計画の作成に当たっては、各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していますか
	31		教育課程表(全体計画や年間指導計画等)について、各教科等の教育目標や内容の相互関連が分かるように作成していますか
	32		教育課程表(全体計画や年間指導計画等)について、指導事項の系統性が分かるように作成していますか
	33		児童生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立していますか
	34		指導計画の作成に当たっては、教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源を含めて活用しながら効果的に組み合わせていますか
	101	99	校長のリーダーシップのもと、研修リーダー等を校内に設け、校内研修の実施計画を整備するなど、組織的、継続的な研修を行っていますか
	102	100	学校でテーマを決め、講師を招聘するなどの校内研修を行っていますか
	103	101	都道府県や市町村の指導主事や大学教員等の専門家が、校内研修の指導のために定期的に来校していますか
	104	102	模擬授業や事例研究など、実践的な研修を行っていますか
	105	103	教員が、他校や外部の研修機関などの学校外での研修に積極的に参加できるようにしていますか
	106		個々の教員が、自らの専門性を高めていこうとしている教科・領域等を決めており、校外の教員同士の授業研究の場に定期的・継続的に参加していますか
		104	教員は、校外の教員同士の授業研究の場に定期的・継続的に参加していますか
	107	105	児童生徒自ら学級やグループで課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まとめ、表現するなどの学習活動を学ぶ校内研修を行っていますか
	108	106	コンピュータ等の情報通信技術を活用して、子供同士が教え合い学び合うなどの学習(協働学習)や課題発見・解決型の学習指導を学ぶ校内研修を行っていますか
	109	107	授業研究を伴う校内研修を前年度に何回実施しましたか
	110	108	教職員は、校内外の研修や研究会に参加し、その成果を教育活動に積極的に反映させていますか
	111	109	学習指導と学習評価の計画の作成に当たっては、教職員同士が協力し合っていますか
	112	110	学校全体の言語活動の実施状況や課題について、全教職員の間で話し合ったり、検討したりしていますか
113		言語活動について、国語科だけではなく、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動を通じて、学校全体として取り組んでいますか	
	111	言語活動について、国語科だけではなく、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動を通じて、学校全体として取り組んでいますか	
114	112	学校全体の学力傾向や課題について、全教職員の間で共有していますか	
115	113	学級運営の状況や課題を全教職員の間で共有し、学校として組織的に取り組んでいますか	
116	114	校長は、校内の授業をどの程度見て回っていますか	

都道府県ごとの教科の平均正答率と関連する 児童生徒質問紙項目の散布図

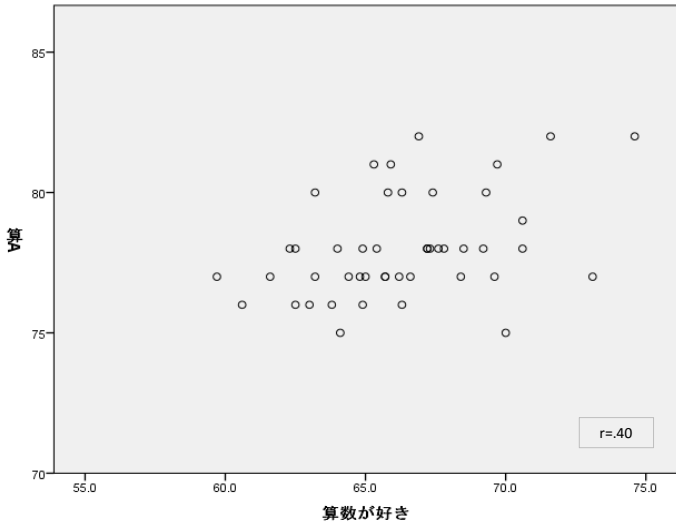
別添3参考2

- ・ ○の一つ一つは、各都道府県の状況を示している。
- ・ 国語A・B、算数／数学A・Bの都道府県ごとの平均正答率と、「国語(又は算数／数学)が好き」「国語(又は算数／数学)の授業内容はよく分かる」に関する児童生徒の回答状況については、相関関係は一定程度認められるが、強い相関関係があるとは言えない。
- ・ そのため、都道府県ごとの教科の平均正答率と、関連する児童生徒質問紙項目の回答状況は、関係性は認められるが、別の情報と言える。国として説明責任を果たすため、両方の状況を一覧の形で公表することとする。

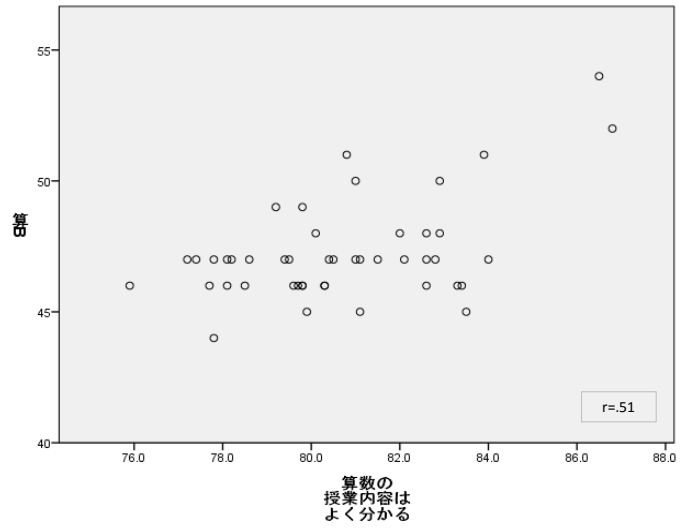
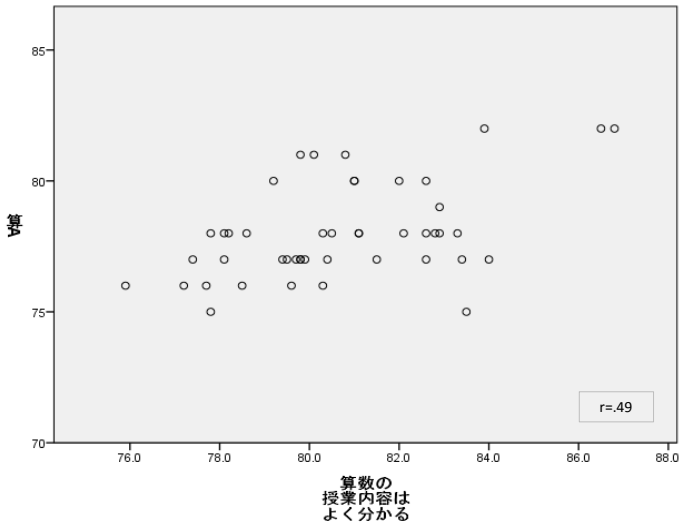
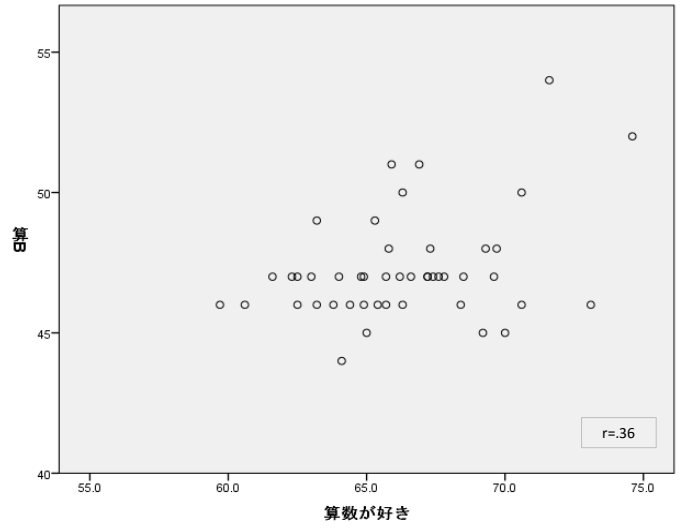
正答率と児童質問紙項目の散布図(H28小学校)



算数A

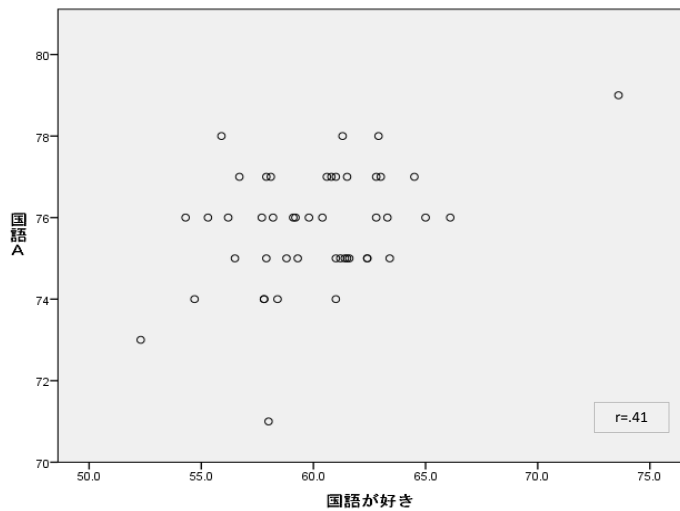


算数B

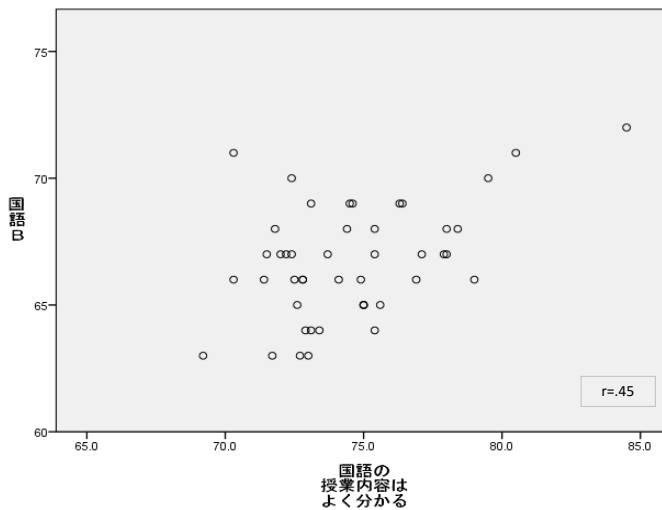
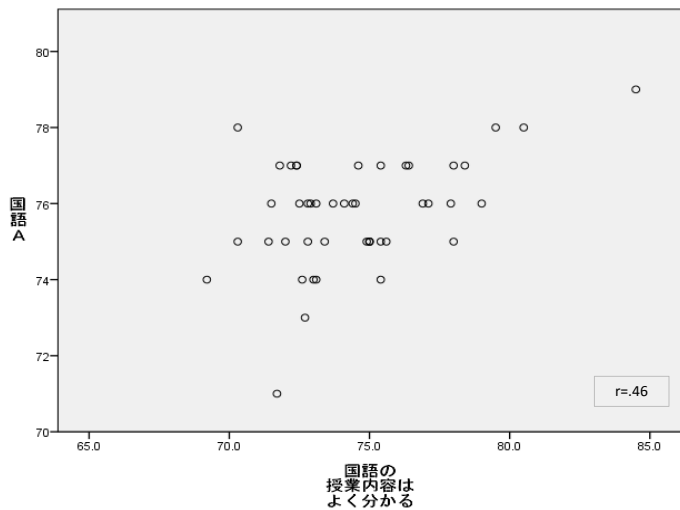
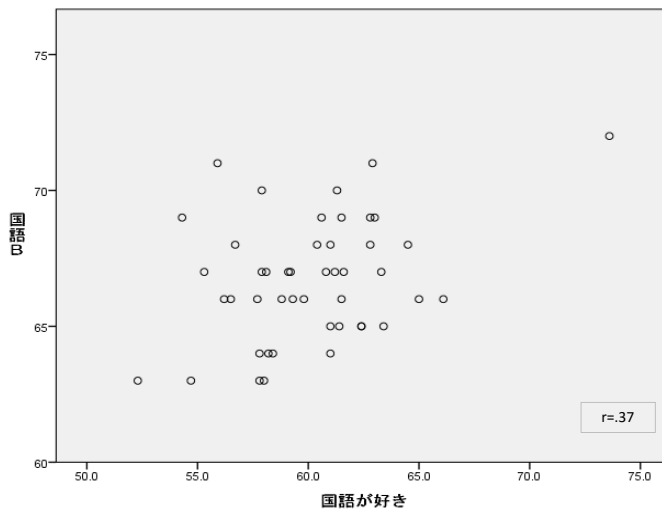


正答率と生徒質問紙項目の散布図(H28中学校)

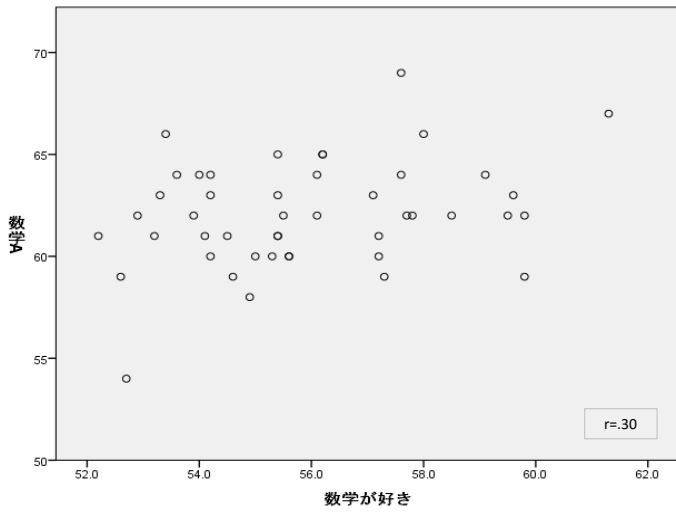
国語A



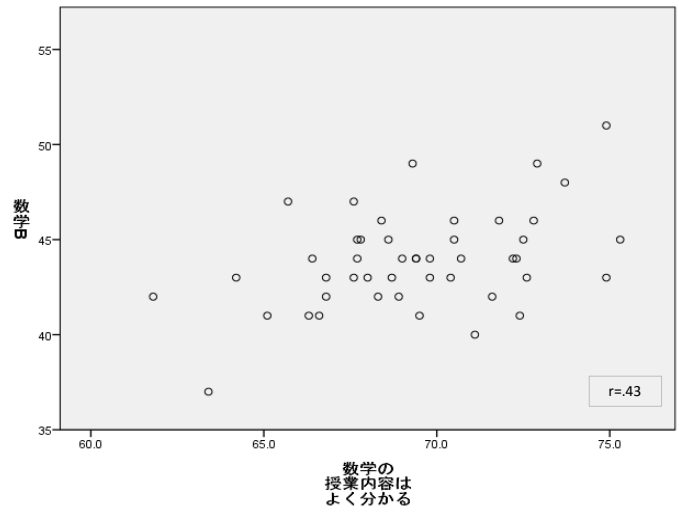
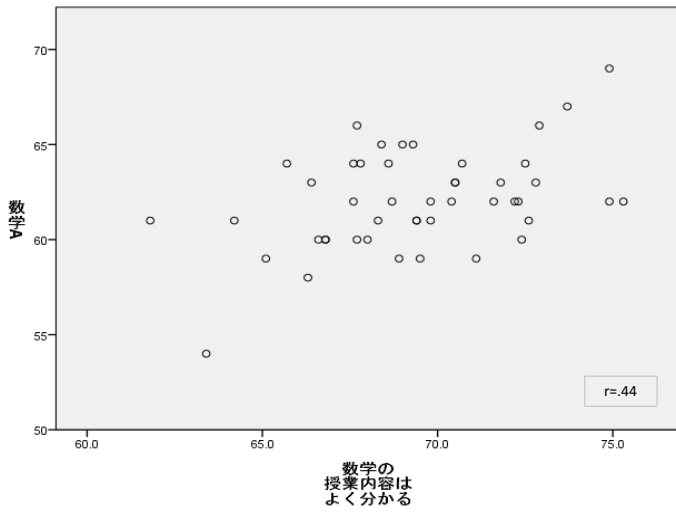
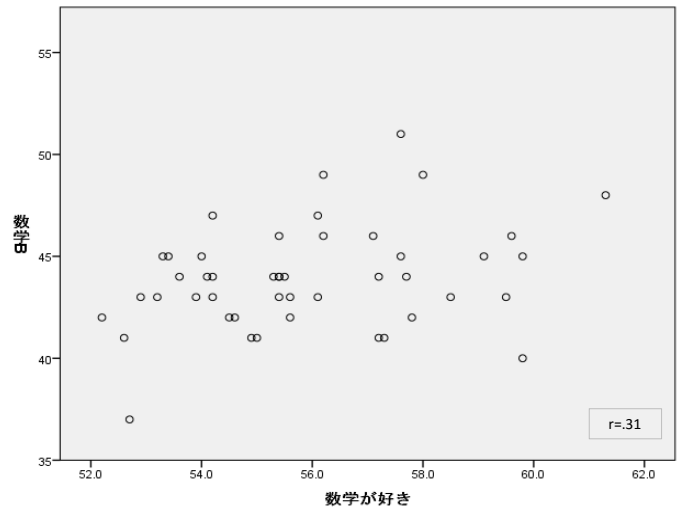
国語B



数学A



数学B



全国学力・学習状況調査個票データ等の貸与・公表について

別添5

趣旨・目的

- 全国学力・学習状況調査については、学校教育の成果や課題についての透明性の向上を図り、適切に説明責任を果たすとともに、それらの情報を活用した学校教育の改善・充実や学術研究の高度化に役立てるため、大学等の研究者や国等の行政機関の職員に一定期間、本体調査の調査結果の個票データ等を貸与し、又は公表し、大学等の研究者による多様な研究分析への活用又は教育施策の改善・充実に資することを可能とする仕組みを設けることとする。
- 文部科学省は、個票データ等の貸与に当たって、申出者に対して、分析・公表等の個票データ等の利用目的・趣旨が以下のいずれかに該当することを確認する。
 - ①我が国の児童生徒の学力、学習状況又は生活習慣等の把握・改善を目的としていること
 - ②我が国(又は教育委員会)の教育施策の改善・充実に資することを目的としていること

貸与・公表するデータの種類

全国学力・学習状況調査の調査結果は取扱いに注意を必要とすることから、匿名化の度合いに応じて以下の3段階のデータについて、平成29年度より可能なものから順次、貸与・公表。

①個票データ

学校名も含む、全ての情報が含まれるデータの中から、申出される研究に必要最小限の範囲のデータに限って、有識者会議による審査の上、貸与(個々の児童生徒の解答用紙番号は貸与しない)。国が公表していない教育委員会名・学校名が明らかになるデータを貸与する場合及び公表する場合には、貸与前は文部科学省が、公表前は申出者が当該学校の設置管理者の同意を得る。

②匿名データ

都道府県名を含む地域情報や、一定水準以下の小規模校に関するデータを削除するなどの匿名化を行った上で、全国の児童生徒から一定割合、無作為に抽出されたデータ。ガイドラインに基づいた利用を行う場合に、児童生徒個人、学校、設置管理者を特定することは困難。有識者会議による、より簡易な審査の上、貸与。

③パブリックユースデータ(疑似データ)

調査結果の統計的性質を一部保存した上で、集計表の統計量から乱数を発生させて作成した疑似データをホームページ上に公表。特定の児童生徒個人、学校、設置管理者を示すものではない。データは教育目的等のため試行的に、個別情報の秘匿を気にすることなく自由に利用できるが、導かれた分析結果は実証研究の結果とみなすことはできない。

貸与・公表するデータの範囲

	抽出規模 (想定)	地域情報 (教育委員会 名、学校名)	解答状況 (教科)	回答状況 (児童生徒質問紙)	回答状況 (学校質問紙)
①個票データ <small>申出により貸与するデータが異なる。</small>	貸与申出された データ	○	○	○	○
②匿名データ	無作為抽出 (一定割合)	×	○	○	○
③パブリックユース データ <small>ホームページで公表</small>	疑似データ化 されたもの	×	○	○	○

①有識者会議の審査を経た上で貸与を行う設置者名、学校名等の情報も含んだデータ(個票データ)

学校名、都道府県名、設置者名等、個別データの特定が可能な情報を全て含んだ全数データ(研究計画により、一部地域等の抽出データになることもある。)(研究に必要な範囲で貸与)学校名等が明らかになるデータは事前同意

学校個票データ

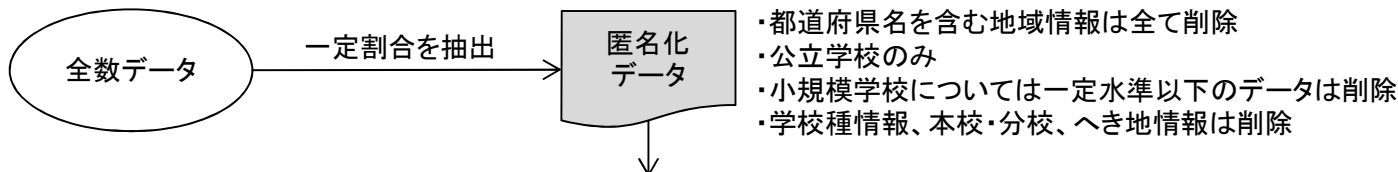
ID	国語A平均 正答数	国語B平均 正答数	...	学校 名	都道府 県名	設置 者名	本校・ 分校	へき 地	...	学校質問紙回答 (全教職員数)(実数)
1										

児童生徒個票データ

解答用紙 番号	国語A 正答数	国語B 正答数	算数A 正答数	算数B 正答数	国語A問1 解答類型	国語A問 1正誤	...	児童生徒 質問紙①	児童生徒 質問紙②	...
—										

②データの匿名化作業により、データ内容を限定した上で、より簡易な審査で貸与(匿名データ)

学校匿名データ



学校 ID	国語A平均 正答数(リコー ディング)	国語B平均 正答数(リコー ディング)	...	学校質問紙回答 (全児童(生徒)数) (リコーディング)	学校質問紙回答 (全教職員数)(リコー ディング)	学校質問紙回答 (全学級数)(リコー ディング)	...
1							

児童生徒匿名データ

解答用紙 番号	国語A 正答数	国語B 正答数	...	学校 ID	国語A問1 解答類型	国語A 問1 正誤	児童生徒 質問紙①	児童生徒 質問紙②	...	学校質問紙 回答(全児童 (生徒)数)(リ コーディング)
—										

※児童生徒ローデータは、トップコーディング及びリコーディングの児童生徒数にあわせたデータ数を抽出し、各学校のローデータとする

③集計表から疑似データ化したパブリックユースデータ

児童生徒疑似データ(学校疑似データも同様)

解答用紙 番号	国語A 正答数	国語B 正答数	算数A 正答数	算数B 正答数	国語A問1 解答類型	国語A問 1正誤	...	児童生徒 質問紙①	児童生徒 質問紙②	...
—										

個票データ等の貸与の体系(案)

別添5参考2

目 的	申出者の範囲	貸与するデータの種類
1. 学術研究の発展に資するもの	(1) 国が公募により補助する調査研究の代表者 (2) 国の委託調査研究又は共同研究の代表者 (3) 次のいずれかの機関に所属する研究者 <ul style="list-style-type: none"> ① 国の行政機関 ② 調査に参加する学校の設置管理者 ③ 都道府県教育委員会 ④ 独立行政法人 ⑤ 地方独立行政法人 ⑥ 大学及び高等専門学校 ⑦ 大学共同利用機関 ⑧ その他科学研究費補助金取扱規程第2条第1項第4号に規定する研究機関 (同条第8項の規定により研究機関とみなされるものを含む。)	① 個票データ ② 匿名データ
2. 公的機関における施策の推進に適切に反映されるもの	次のいずれかの機関に所属する常勤の役員又は職員 <ul style="list-style-type: none"> ① 国の行政機関 ② 都道府県教育委員会 ③ 市町村教育委員会 ④ 独立行政法人 ⑤ 地方独立行政法人 	① 個票データ ② 匿名データ
3. 大学院生の教育目的利用等の高等教育の発展に資するもの	次のいずれかの機関の教育責任者(教員) <ul style="list-style-type: none"> ① 大学及び高等専門学校 ② 大学共同利用機関 	匿名データ

※パブリックユースデータは、ホームページ上に公表

「全国学力・学習状況調査」の個票データ等の貸与に係るガイドライン

平成29年3月29日
文 部 科 学 省

目 次

- 第1 目的
- 第2 用語の定義
- 第3 個票データ等の貸与に際しての基本原則
- 第4 個票データ等の貸与
- 第5 個票データ等の利用申出手続き
- 第6 申出に対する審査・決定について
- 第7 審査結果の通知
- 第8 貸与決定後の個票データ等の貸与の手続について
- 第9 申出書の記載事項等の変更
- 第10 利用期間の延長
- 第11 利用後の措置等
- 第12 申出者による研究成果等の公表
- 第13 利用実績報告書の作成・提出
- 第14 不適切利用への対応
- 第15 文部科学省による実地監査
- 第16 文部科学省による利用についての適用除外
- 第17 ガイドラインの施行時期

第1 目的

『「全国学力・学習状況調査」の個票データ等の貸与に関するガイドライン』（以下「本ガイドライン」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教法」という。）第54条第2項の規定及び以下の実施要領の規定に基づき、文部科学省（スポーツ庁及び文化庁を含む。以下同じ。）が実施した「全国学力・学習状況調査」の調査結果の個票データ又は匿名データ（以下「個票データ等」という。）について、大学等の研究者若しくは教員又は公的機関の職員等に一定期間貸与し、学術研究若しくは施策の企画立案若しくは評価のための調査研究（以下「研究等」という。）又は高等教育に活用する際の申出手続き、審査基準及び必要な事務処理等を明確化し、文部科学省がこれらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的として定めるものである。

- ・「平成19年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（平成18年6月20日文部科学事務次官決定）
- ・「平成20年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（平成19年11月14日文部科学事務次官決定）
- ・「平成21年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（平成20年12月24日文部科学事務次官決定）
- ・「平成22年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（平成21年12月28日文部科学副大臣決定）
- ・「平成24年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（平成23年12月9日文部科学副大臣決定）

- ・「平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）に関する実施要領」（平成24年12月7日文部科学副大臣決定）
- ・「平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（平成25年11月29日文部科学事務次官決定）
- ・「平成27年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（平成26年12月9日文部科学事務次官決定）
- ・「平成28年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（平成27年12月8日文部科学事務次官決定）
- ・「平成29年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（平成28年12月16日文部科学事務次官決定）

第2 用語の定義

1 個票データ

本ガイドラインにおいて「個票データ」とは、地教法第54条第2項の規定及び本ガイドライン第1に定める実施要領の規定に基づき、文部科学省が実施した「全国学力・学習状況調査」の集計結果データ（児童生徒の解答用紙番号ごとに、三教科五区分（国語A、国語B、算数A（又は数学A）、算数B（又は数学B）及び理科をいう。ただし、理科については主として「知識」に関する問題及び主として「活用」に関する問題を含む。以下同じ。）の正答数、解答類型等の解答状況、児童生徒質問紙の回答状況及び学校質問紙の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校IDごとに、三教科五区分の平均正答数等の解答状況及び学校質問紙の回答状況を一覧にしたもの）をいう。

2 匿名データ

本ガイドラインにおいて「匿名データ」とは、個票データからあらかじめ一定程度の割合で抽出し更に安全性に配慮し匿名化のための処理を行った上で貸与される情報をいう。

3 申出者

本ガイドラインにおいて「申出者」とは、本ガイドライン第3の1に規定する目的で、個票データ等の貸与を求める者又は実際に貸与を受けている者をいう。

4 利用者

本ガイドラインにおいて「利用者」とは、本ガイドライン第4の規定により貸与を受けた個票データ等について、これを保管、管理若しくは利用しようとしている者又は実際に保管、管理若しくは利用している者をいう。

5 研究者

本ガイドラインにおいて「研究者」とは、本ガイドライン第5の4に規定されている、

- ①国の行政機関がその実施に要する費用の一部若しくは全部を公募の方法により補助する研究に従事する者、
- ②国の行政機関が委託若しくは共同して行う研究に従事する者、
- ③国の行政機関、都道府県教育委員会、全国学力・学習状況調査に参加する学校の設置管理者（都道府県教育委員会を除く。）、独立行政法人又は地方独立行政法人に所属し、研究に従事する者、
- ④大学、高等専門学校、大学共同利用機関その他科学研究費補助金取扱規程第2条第1項第4号に規定する研究機関（同条第8項の規定により研究機関とみなされるものを含む。）に所属し、専ら研究に従事す

る者
をいう。

6 所属機関

本ガイドラインにおいて「所属機関」とは、本ガイドライン第5の4に規定されている、申出者が研究者又は常勤の役員若しくは職員として所属している機関をいう。

7 公的機関

本ガイドラインにおいて「公的機関」とは、本ガイドライン第5の4に規定されている、国の行政機関、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、独立行政法人又は地方独立行政法人をいう。

8 有識者会議

本ガイドラインにおいて「有識者会議」とは、文部科学省が設置し、合議により個票データ等の貸与の可否について文部科学省に対して意見を述べる、有識者から構成される会議をいう。

第3 個票データ等の貸与に際しての基本原則

1 個票データ等を貸与する目的・趣旨

文部科学省は、個票データ等の貸与に当たって、利用・公表等の目的・趣旨が、学術研究の発展に資するもの又は公的機関における施策の推進に適切に反映されるものであって、以下の①又は②のいずれかに該当することを確認すること。

①我が国の児童生徒の学力、学習状況又は生活習慣等の把握・改善を目的としていること。

②我が国（又は教育委員会）の教育施策の改善・充実に資することを目的としていること。

また、匿名データについては、上記の目的・趣旨のほか、大学院生の教育目的利用等の高等教育の発展に資すると認められる場合であって、上記の①又は②のいずれかに該当する場合にも、貸与をすることができる。

なお、全国学力・学習状況調査の調査結果については、その調査の目的を達成するため、国及び教育委員会における教育施策の改善・充実に、児童生徒の学力、学習状況又は生活習慣の把握・改善につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱う必要があることから、公的機関における施策の推進に適切に反映させることを目的として利用する場合のみならず、学術研究及び高等教育の発展に資することを目的として利用する場合であっても、全国学力・学習状況調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、研究等又は高等教育の成果等の公表に当たっては、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮する必要がある。

2 個票データ等の貸与に際しての秘密保護及び適正管理等

(1) 個票データ等の適正管理

文部科学省は、利用者に対して、個票データ等の貸与に当たって、

- ①貸与を受けた情報をあらかじめ全国学力・学習状況調査の個票データ等の貸与に関する申出書（以下「申出書」という。）に記載し認められた目的にのみ用いること、

②本ガイドラインの規定に従い、情報の適正な管理の徹底を図ること

を誓約させるとともに、それを逸脱する不適切な目的で利用した場合や情報管理が不十分な場合には、本ガイドラインに記載された不適切利用に対する措置（第14を参照）が取られることをあらかじめ利用者に明示する。

(2) 個票データ等を他のデータと照合する場合の適正管理

個票データ等については、以下の事項のように、特に機微性の高い情報が含まれていることを踏まえ、データの安全管理を適正に行うこと。また、いかなる場合も、貸与されたデータを用いて特定の個人を識別する分析を行うことは認められないこと。

①個票データの中には、貸与する個票データに係る調査年度の実施要領において、一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど全国学力・学習状況調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととした情報が含まれていること。

②匿名データについても、情報の取扱いに配慮が必要であることを踏まえ、データの安全管理を適正に行うこと。

(3) 個票データ等を用いた研究等の外部委託

利用者は、原則として所属機関に所属している者であることを要するが、外部委託を行う内容及び必要性が研究等の目的に照らして合理的である場合には、申出者が個票データ等を用いた研究等の全部又は一部を外部委託することができる。また、外部委託を行う場合には、委託先において個票データ等を利用する者に対して、本ガイドラインに定められた事項及び「個票データ等の利用規約」を遵守することを求める等の適切な措置を講じること。

第4 個票データ等の貸与

文部科学省は、次の表の左欄に該当する場合であって、当該データ等を利用する目的、利用の必要性、個票データ等の保管・管理方法等について有識者会議により審査を行った上で、当該個票データ等の利用が公益性が高いものとして文部科学省が承認した場合には、本ガイドラインの規定に基づき、利用目的の達成に必要な範囲で、必要に応じて加工を行った上で、それぞれ同表の右欄に定める個票データ等をその利用に必要な最小限の期間に限り貸与することができる。

貸与が可能となる場合	貸与可能な個票データ等の種類
①本ガイドライン第5の4(1)に規定する申出者が、第3の1の規定に基づき行われる学術研究の発展に資することを目的として、当該学術研究に必要な限度で利用する場合	イ 個票データ ロ 匿名データ
②本ガイドライン第5の4(3)に規定する申出者が、第3の1の規定に基づき行われる公的機関にお	イ 個票データ ロ 匿名データ

る施策の推進に適切に反映させることを目的として、当該施策の企画立案又は評価のための調査研究に必要な限度で利用する場合	
③本ガイドライン第5の4(2)に規定する申出者が、第3の1の規定に基づき行われる高等教育の発展に資することを目的として、当該高等教育に必要な限度で利用する場合	イ 匿名データ

第5 個票データ等の利用申出手続き

1 申出者及び利用者に対して、あらかじめ明示しておくべき事項

個票データ等の利用のための申出手続きを行う場合に申出者があらかじめ了知しておくべき事項は次の事項である。文部科学省は、これらの事項をホームページ等において広く周知する。

- ①個票データ等の貸与趣旨
- ②守秘義務、適正管理義務、事前に承諾された目的以外での利用・第三者貸与の禁止、不適切利用に対する措置
- ③契約内容等を定めた利用条件（利用規約等）、手続き（様式を含む。）
- ④申出者の本人確認の方法
- ⑤個票データ等の返却義務
- ⑥利用条件（利用規約等）に違反した場合の措置
- ⑦セキュリティ環境に関する要件
- ⑧個票データ等の利用において個人の特定（又は推定）を試みないこと。
- ⑨原則として、特定の学校又は設置管理者が識別される可能性がある他のデータとの照合を行わないこと。学校又は設置管理者が識別されるデータとの照合を行う場合には、当該学校の設置管理者に事前の同意を得る必要があること。
- ⑩学校、設置管理者又は文部科学省が個人情報を匿名化するために行った加工方法等の照会等を行わないこと。
- ⑪個票データの貸与は契約に基づくものであり、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の対象外であること。
- ⑫やむを得ない事情により、個票データ等の貸与が遅れる場合があり得ること。
- ⑬個票データ等の貸与を受けた場合、学術研究又は高等教育の成果を公表しなければならないこと。
- ⑭個票データ等を利用して作成した集計結果について著作権を主張しないこと。
- ⑮個票データ等を利用する過程で、申出書に記載した所期の目的が達成できないと判明した場合には、速やかに個票データ等を返却すること。
- ⑯個票データ等の貸与を受けた場合、文部科学省から、申出者及び利用者に対して個票データ等を貸与した事実等が公表されること。
- ⑰個々の学校名又は設置者名を明らかにしたデータを利用する場合は、有識者会議における審査を行った上で、貸与前及び研究成果の公表前に当該学校の設置管理者の同意を得る必要があること。
- ⑱有識者会議における審査は、原則非公開で行われること。
- ⑲文部科学省が、必要に応じ、個票データ等の利用場所に立ち入り監査を行う場合があり、その場合には、

それを承認すること。

- ⑳所属機関に属する他の申出者又は利用者の不適切利用について、所属機関の責に帰すべき特段の事情がある場合には、申出を不承諾とする場合があること。
- ㉑本ガイドラインに基づく個票データ等の貸与は、抽出方法による技術的な問題、貸与に要する事務量その他の事前に予測できない事由により、貸与を行わない場合があり得ること。
- ㉒その他個票データ等の貸与に当たり、必要と考えられる事項

2 事前に説明・確認すべき事項

個票データ等を利用するための申出手続きを行う場合に申出者に事前に説明・確認しておくべき事項は次の事項である。

- ①本ガイドライン第5の1に定めた事項への承諾
- ②申出書等の各様式の記載方法や必要な手続きに係る説明
- ③利用目的、利用者、利用環境に関する各要件及び審査に必要な記載事項や添付書類に関する説明
- ④審査基準と利用者が遵守すべき事項
- ⑤提出予定の申出書の内容の聴取（必要に応じ、審査基準に適合させるための助言）

3 申出書に関する事項

- (1)申出書の作成単位について
申出書は、貸与するか否かの判断基準となる利用目的ごとに作成するものとする。
- (2)個票データ等の取扱い単位について
個票データ等の貸与については、申出書の内容に応じて文部科学省が適宜判断して区分した個票データ等の1ファイルごとに1件として取り扱う。なお、1件の個票データ等のファイルを複数の利用者へ貸与する場合には、当該利用者数を貸与ファイル数として取り扱う。
- (3)貸与する個票データファイルの複数複製の禁止
文部科学省が特に認めた場合を除き、管理責任を明確化する観点から、貸与された個票データ等の1ファイルについて、当該データを別の記憶装置に複写・保存する行為は1回に限定し、当該記憶装置に複写・保存されたファイルが消去されない限り、別の記憶装置への複写・保存は原則として認めない。

4 申出者の範囲に関する事項

- (1)学術研究の発展に資することを目的として当該学術研究に必要な限度で利用する場合の申出者の範囲
個票データ等について、第3の1の規定に基づき行われる学術研究の発展に資することを目的として当該学術研究に必要な限度で利用する場合の申出者の範囲は、国の行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関をいう。以下同じ。）がその実施に要する費用の一部若しくは全部を公募の方法により補助する研究の代表者、国の行政機関が委託若しくは共同して行う研究の代表者又は次のいずれかの機関に所属する研究者に限るものとする。なお、個票データ等の申出に当たっては、申出者が当

該申出を行うことについて、所属機関からの承認を受けていることを要件とする。

- ①国の行政機関
- ②都道府県教育委員会
- ③全国学力・学習状況調査に参加する学校の設置管理者（都道府県教育委員会を除く。）
- ④独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）
- ⑤地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。（同法第 68 条第 12 項に規定する公立大学法人を除く。））
- ⑥大学及び高等専門学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学及び高等専門学校をいう。以下同じ。）
- ⑦大学共同利用機関（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）
- ⑧その他科学研究費補助金取扱規程第 2 条第 1 項第 4 号に規定する研究機関（①～⑦に掲げるものを除き、同条第 8 項の規定により研究機関とみなされるものを含む。）

(2) 高等教育の発展に資することを目的として当該高等教育に必要な限度で利用する場合の申出者の範囲
匿名データについて、第 3 の 1 の規定に基づき行われる高等教育の発展に資することを目的として当該高等教育に必要な限度で利用する場合の申出者の範囲は、大学、高等専門学校及び大学共同利用機関の教員（教育責任者）に限るものとする。なお、個票データ等の申出に当たっては、申出者が当該申出を行うことについて、所属機関からの承認を受けていることを要件とする。

(3) 公的機関における施策の推進に適切に反映させることを目的として当該施策の企画立案又は評価のための調査研究に必要な限度で利用する場合の申出者の範囲
個票データ等について、第 3 の 1 の規定に基づき行われる施策の推進に適切に反映させることを目的として当該施策の企画立案又は評価のための調査研究に必要な限度で利用する場合の申出者の範囲は、公的機関に所属する常勤の役員又は職員に限るものとする。なお、個票データ等の申出に当たっては、申出者が当該申出を行うことについて、所属機関からの承認を受けていることを要件とする。

5 代理人による申出

代理人による申出書の提出を行う場合には、当該代理人は、申出者から委任状など代理権を証明する書類を有している者であることを要件とする。

6 個票データ等の利用申出

文部科学省は、申出書の受付を年に 3 回程度一定期間に行うこととし、申出者から、受付窓口へ郵送又は直接提出を求めるものとする。

具体的な受付期間及び受付窓口等については、文部科学省のホームページにて事前に公表するものとする。

7 申出書の記載事項

個票データの申出書については(1)、匿名データの申出書については(2)の事項を記載した様式を定め、申出者から、受付窓口へ郵送又は直接提出を求めるものとする。また、申出書には、(3)の事項を記載した書類を添付するものとする。

(1) 個票データの申出書

- ①申出者の氏名、生年月日、住所、所属機関名、職名及び連絡先（電話番号、電子メールアドレスを含む。以下同じ。）
- ②所属機関名、所在地、連絡先及び所属機関の代表者又は管理者の氏名
- ③本ガイドライン及び文部科学省が事前に説明・確認した内容についての了承の有無
- ④個票データを利用した研究等を行うことについての所属機関による承認の有無
- ⑤貸与を希望する個票データについて、対象となる調査年度、ファイルの種類（児童生徒ローデータ又は学校ローデータ）、項目及び抽出条件（貸与を依頼するデータが研究等の内容に鑑みて最小限であるとする根拠を記載すること。）
- ⑥貸与を受けた個票データを利用する期間（原則として、1 年間に上限とする。更新可能。）
- ⑦必要なファイル数
- ⑧利用目的（本ガイドライン第 3 の 1 に記載する目的に沿うものであることを要件とする。）
- ⑨研究等の名称、必要性、概要（個票データの利用方法、作成する資料の内容並びに研究等の計画の中で実際に個票データを利用する期間及び公表時期を含む。）及び過去の研究等の実績（申出者、利用者又は所属機関の本申出書に記載された分野と関連する分野での過去の研究等の実績）
- ⑩他のデータとの照合を行う場合に、そのデータの名称、内容及び照合を行う必要性
- ⑪外部委託を行う場合に、外部委託を行う内容及び必要性
- ⑫研究等の成果の公表の時期及び方法並びに発表予定の内容
- ⑬個票データの利用場所、コンピュータの管理状況及び環境並びに個票データの保管・管理方法
- ⑭個票データを取り扱う者全員（申出者、利用者、委託する場合の委託先を含む。）の氏名、所属、職名及び個々の利用場所
- ⑮現に受けている又は本申出に係るデータの利用予定期間中に、別途申出を予定している個票データ等の調査年度、ファイルの種類、項目及び期間
- ⑯データを格納する媒体、送付による貸与希望の有無
- ⑰過去の貸与履歴
- ⑱その他必要な事項

(2) 匿名データの申出書

- ①申出者の氏名、生年月日、住所、所属機関名、職名及び連絡先
- ②所属機関名、所在地、連絡先及び所属機関の代表者又は管理者の氏名
- ③本ガイドライン及び文部科学省が事前に説明・確認した内容についての了承の有無
- ④匿名データを利用した研究等又は高等教育を行うことについての所属機関による承認の有無
- ⑤貸与を希望する匿名データについて、対象となる調査年度及びファイルの種類（児童生徒ローデータ又は学校ローデータ）
- ⑥貸与を受けた匿名データを利用する期間（原則として、1 年間に上限とする。更新可能。）
- ⑦必要なファイル数

- ⑧利用目的（本ガイドライン第3の1に記載する目的に沿うものであることを要件とする。）
- ⑨研究等又は高等教育（授業科目等）の名称、必要性及び概要（匿名データの利用方法、作成する資料の内容並びに研究等又は高等教育の計画の中で実際に匿名データを利用する期間及び公表時期を含む。）
- ⑩他のデータとの照合を行う場合に、そのデータの名称、内容及び照合を行う必要性
- ⑪外部委託を行う場合に、外部委託を行う内容及び必要性
- ⑫研究等又は高等教育の成果の公表の時期及び方法並びに発表予定の内容
- ⑬匿名データの利用場所、コンピュータの管理状況及び環境並びに匿名データの保管・管理方法
- ⑭匿名データを取り扱う者全員（申出者、利用者、委託する場合の委託先を含む。）の氏名、所属、職名及び個々の利用場所
- ⑮現に受けている又は本申出に係るデータの利用予定期間中に、別途申出を予定している個票データ等の調査年度、ファイルの種類、項目及び期間
- ⑯データを格納する媒体、送付による貸与希望の有無
- ⑰過去の貸与履歴
- ⑱その他必要な事項

(3) 添付書類

- ①所属機関が個票データ等を利用した研究等又は高等教育を行うことを承認していることを証明するもの
- ②個票データ等を利用して作成した集計結果について著作権を主張しない旨記載したもの
- ③申出者の氏名、生年月日、住所、所属機関名、職名及び連絡先等の申出書の記載事項を確認できるもの（本人確認書類の写しにより確認できるものを除く。）
- ④代理人が申出手続きを行う場合、代理人の氏名、生年月日、住所、所属、職名及び連絡先等を記載した書類
- ⑤代理人が申出手続きを行う場合、代理人の氏名、生年月日、住所、所属、職名及び連絡先等を記載した書類の記載事項を確認できるもの（代理人による本人確認の書類の写しにより確認できるものを除く。）
- ⑥個票データの申出を行う場合、必要に応じ、研究等又は高等教育の内容に関連する資料、利用者の関連論文及び著作物一覧
- ⑦個票データの申出を行う場合、必要に応じ、過去の研究等又は高等教育の実績を証明する書類
- ⑧必要に応じ、個票データ等の利用者が所属する機関の在職（在学）証明書
- ⑨必要に応じ、委託先機関との間で交わされた守秘・非開示契約等の秘密保持のための契約書の写し
- ⑩必要に応じ、当該利用目的の公益性を裏付ける書類
- ⑪その他必要な書類

(4) 本人確認に必要な書類

- ①運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード等の官公署が発行した書類
- ②外国人が申出を行う場合には、外国政府が発行する旅券、運転免許証明書
- ③氏名、生年月日、住所が記載されているが、顔写真が付いていない本人確認書類しかない場合、ある

いは顔写真が付いていても、氏名、生年月日及び住所の全てを確認できない本人確認書類しかない場合には、氏名、生年月日、住所の全てが確認できる、2種類以上の官公署等が発行した本人確認書類（健康保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証明書、住民票の写し等）

(5) 本人確認に必要な書類の確認方法

①受付窓口で本人が訪問する場合

申出者より、受付窓口で、(4)に定める本人確認に必要な書類の提示があった場合には、申出書の内容と照合した上で、顔写真と申出者を比較し、本人に間違いがないことが確認できれば、当該書類の提示をもって、本人確認とする。なお、本人確認書類が提示された場合には、受付窓口において、当該書類の複写を行い、申出書の関係書類として扱う。

(4)の③について、当日は一種類の書類しか持ち合わせていない場合には、後日、別の種類の本人確認書類の写し（住民票の写しも可）を送付することを求める。この場合、受付窓口で当該書類の送付があった時点で、申出を受け付けたものとする。

②書類の写しを郵送する場合

申出者の氏名、生年月日及び住所を確認できる本人確認書類について、2種類以上の写し（健康保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証明書、住民票の写し等。ただし、「個人番号カード」の写しを送付する場合は、表面のみの写しとすること。）を同封し、受付窓口で郵送するものとする。なお、郵送の方法としては、郵送時の事故等を鑑み、追跡可能な簡易書留等とすることを推奨する。

③代理人が申出を行う場合

代理人による本人確認の方法は、本ガイドライン第5の6の(5)①又は②に準じるものとする。

第6 申出に対する審査・決定について

文部科学省は、申し出られた個票データ等の貸与の可否について、有識者会議により審査を行った上で、決定するものとする。

1 貸与データが個票データの場合の審査について

個票データの利用申出に係る審査は、申出者が提出する本ガイドライン第5に規定する書類に基づいて、あらかじめ定められた以下の審査基準に基づき、有識者会議において行う。有識者会議は、審査終了後に意見を取りまとめ、文部科学省に提出し、最終的な貸与の可否は文部科学省が決定する。

なお、有識者会議は貸与の判断に当たって、申出者又は利用者に対し条件を付することができる。この場合、文部科学省は、申出者に対し当該条件の内容を通知する。また、本ガイドラインに定めるものの他、審査方法及び決定手続き等の詳細は、有識者会議において定める。

2 個票データの審査基準について

(1) 利用目的

個票データの利用目的が、第3の1の規定に基づき行われる学術研究の発展に資するもの又は公的機関による施策の推進に適切に反映されるものであること。

(2) 利用の必要性

個票データを利用する必要性が、次の事項に即し、認められること。

- ① 利用する個票データの範囲及び個票データから分析を行う事項が、研究等の内容から判断して必要最小限であること。また、データの分析方法が特定個人を識別する内容でないこと。
- ② 個票データを利用して行う統計的手法による研究（例えば、集団の傾向等の把握のために回帰分析を行う等の研究）のみならず、個別の調査客体の情報に着目した個別事例研究を行う場合であって、個々の学校名又は設置者名を明らかにしたデータを利用する場合については、有識者会議において当該研究の必要性や合理性があること。（有識者会議による審査を行った上で、個票データの貸与前及び研究成果の公表前に当該学校の設置管理者の同意を得ること。）
 - (i) 個々の児童生徒の解答用紙番号は貸与しないこととする。
 - (ii) 特に必要であると認められない限り、学校名又は設置者名を明らかにしたデータは貸与しないことを原則とする。
 - (iii) 個々の学校名又は設置名を明らかにしたデータについては、個票データの貸与前に当該学校の設置管理者の同意を得られた場合でない限り、貸与しないこととする。
 - (iv) 学校コード、設置者コード及び学校名又は設置者名を明らかにしたデータについては、それらが既に公開されている場合又は個別の同意がある場合を除き、公表される成果物の中には盛り込まないこととする。
- ③ 個票データの性格に鑑み、情報の利用に合理性があり、他の情報では研究等の目的の達成が困難であること。
- ④ 個票データの利用期間と研究等の計画・公表時期が整合的であること。
- ⑤ 個票データの利用について、申し出られている研究等の内容を現時点で行うことに合理的な理由があること。

(3) 過去の実績等

申出内容が、申出者の過去の研究実績等並びに所属機関の過去の研究実績等及び人的体制を勘案して、実行可能であること。

(4) 個票データの利用場所、保管・管理方法

利用者の利用形態を勘案した上で、以下の①から⑥までの事項が適切に措置されていること。

- ① 個票データの利用場所は国内であり、保管・管理する場所は、あらかじめ申出書に記載された施錠可能な物理的スペースに限定されており、原則として持ち出されないこと。
- ② 個票データを複写した情報システムは、インターネット等の外部ネットワークに接続しないこと。
- ③ 個票データはあらかじめ申出書に記載された利用者のみが利用すること。
- ④ 個票データについては、個人情報を含む情報の安全管理と同等の措置が講じられていること。
- ⑤ 所属機関が具備すべき条件は以下のとおり。
 - (i) 個人情報の保護
 - (a) 個人情報保護に関する方針を策定し、公開していること。
 - (b) 個人情報を取り扱う情報システムの安全管理に関する方針を策定していること。
 - (c) 貸与される個票データについても、当該方針に沿った対応を行うこと。

(ii) 情報セキュリティマネジメントシステムの実践

- (a) 情報システムで扱う情報を全てリストアップしていること。
- (b) リストアップした情報を、安全管理上の重要度に応じて分類を行い、常に最新の状態を維持していること。
- (c) 情報システムの安全管理者は、上記のリストを必要に応じて速やかに確認できる状態で管理しておくこと。
- (d) リストアップした情報を、リスク分析し、その結果得られた脅威に対して適切な対策を行っていること。

(iii) 組織的安全管理対策の実施

- (a) 情報システム運用責任者の設置及び担当者（システム管理者を含む）の限定を行うこと。
- (b) 個人情報参照可能な場所においては、来訪者の記録・識別、入退の制限等の入退管理を定めること。
- (c) 情報システムへのアクセス制限、記録、点検等を定めたアクセス管理規程を作成すること。
- (d) 個人情報の取扱いを委託する場合、委託契約において安全管理に関する条項を含めること。
- (e) 運用管理規程において次の内容を定めること。
 - ・ 理念（基本方針と管理目的の表明）
 - ・ 利用者等の体制
 - ・ 契約書・マニュアル等の文書の管理
 - ・ リスクに対する予防、発生時の対応の方法
 - ・ 機器を用いる場合は機器の管理
 - ・ 記録媒体の管理方法
 - ・ 監査
 - ・ 苦情・質問の受付窓口

(iv) 人的安全対策の措置

- (a) 利用者が所属する組織の管理者は、個人情報の安全管理に関する施策が適切に実施されるよう措置するとともにその実施状況を監督する必要があり、以下の措置をとること。
 - ・ 法令上の守秘義務のある者以外を事務職員等として採用するに当たっては、雇用及び契約時に守秘・非開示契約を締結すること等により安全管理を行うこと。
 - ・ 定期的に従業員に対し個人情報の安全管理に関する教育訓練を行うこと。
 - ・ 従業員の退職後の個人情報保護規程を定めること。
- (b) 利用者が所属する組織の事務、運用等を外部の事業者へ委託する場合は、これらの機関の内部における適切な個人情報保護が行われるように、以下の措置を行うこと。
 - ・ 受託する事業者に対する包括的な罰則を定めた就業規則等で裏付けられた守秘・非開示契約等を締結すること。
 - ・ 保守作業等の情報システムに直接アクセスする際には、作業員・作業内容・作業結果の確認を行うこと。
 - ・ 清掃等の直接情報システムにアクセスしない作業の場合においても、作業後の定期的なチェックを行うこと。
 - ・ 委託事業者が再委託を行うか否かを明確にし、再委託を行う場合は委託事業者と同等の個

個人情報保護に関する対策及び契約がなされていることを条件とすること。

(c) プログラムの異常等で、保存データを救済する必要があるとき等、やむを得ない事情で外部の保守要員が個人情報にアクセスする場合は、罰則のある就業規則等で裏付けられた守秘・非開示契約等の秘密保持の対策を行うこと。

(v) 情報の破棄の手順等の設定

(a) 個人情報保護方針の中で把握した情報種別ごとに破棄の手順を定めること。手順には破棄を行う条件、破棄を行うことができる従業員の特定、具体的な破棄の方法を含めること。

(b) 個票データを利用又は保存する情報処理機器自体を破棄する場合、必ず専門的な知識を有する者が行うこととし、残存し、読み出し可能な情報がないことを確認すること。

(c) 外部保存を受託する機関に破棄を委託した場合は、更に委託する利用者等が確実に情報の破棄が行われたことを確認すること。

(vi) 運用管理

本ガイドライン第6の2(4)で示す個人情報の取扱いについて、申出者が対応を行っていること
申し出た事項が適切に運用管理規程等に含められていること。

⑥ 個票データの利用に際し具備すべき条件は以下のとおり。

(i) 物理的安全対策

(a) 個票データが保存されている機器の設置場所及び記録媒体の保存場所には施錠すること。

(b) 個票データを参照できる区画には、利用者以外の者の無断立入りを防ぐ対策を講じること。
また、個票データを参照できる端末が設置されている区画は、施錠等、運用管理規程に基づき許可された者以外立ち入ることができない対策を講じること。

(c) 個票データの物理的保存を行っている区画への入退管理を実施すること。例えば、以下のことを実施すること。

- ・ 入退者には名札等の着用を義務付け、台帳等に記入することによって入退の事実を記録する。
- ・ 入退者の記録を定期的にチェックし、妥当性を確認する。

(d) 個票データが保存されている端末等の重要な機器に盗難防止用チェーンを設置すること。

(e) 窃視防止の対策を実施すること。

(ii) 技術的安全対策

(a) 個票データを利用する情報システムへのアクセスにおける利用者の識別と認証を行うこと。

(b) 上記(a)の利用者の識別・認証にユーザIDとパスワードの組合せを用いる場合には、それらの情報を、本人しか知り得ない状態に保つよう対策を行うこと。

(c) 利用者が個票データを利用する情報システム端末から長時間、離席する際に、あらかじめ認められた利用者以外の者が利用するおそれがある場合には、クリアスクリーン等の防止策を講じること。

(d) 個票データを利用する情報システムへのアクセスの記録及び定期的なログの確認を行うこと。アクセスの記録は少なくとも利用者のログイン時刻、アクセス時間及びログイン中に操作した利用者が特定できること。

(e) 個票データを利用する情報システムには、アクセス記録機能を備えること。(アクセス記録機能を備えていない場合には、業務日誌等で操作の記録(操作者及び操作内容)を行うこと。)

(f) 個票データを利用する情報システムにアクセスログへのアクセス制限を行い、アクセスログの不当な削除、改ざん、追加等を防止する対策を講じること。

(g) 上記(f)のアクセスの記録に用いる時刻情報は信頼できるものであること。

(h) 原則として、個票データを利用する情報システムには、適切に管理されていないメディアを接続しないこと。また、個票データを利用する情報システムにメディアを接続する場合には、ウイルスチェック等の検査を行うこと。

(i) 個票データが複写された情報システムが複数の者によって利用され、パスワードを利用者識別に使用する場合には、当該システム内のパスワードファイルでパスワードは必ず暗号化され、適切な手法で管理及び運用が行われること。

(j) 個票データの保存・利用に際しては、インターネット等の外部ネットワークに接続した情報システムを使用しないこと。

(k) 個票データの利用の終了後には、情報システム内に記録された個票データに関する情報及び中間生成物を消去することに加え、消去後に当該機器を外側ネットワークに接続する際にはあらかじめコンピュータウイルス等の有害ソフトウェアがないか検索し、ファイアーウォールを導入し、適切なアクセス制御を実施するなど、安全対策に十分配慮すること。

(iii) 情報及び情報機器の持ち出しについて

貸与された個票データの情報の利用、管理及び保管は、申出書に記載された場所でのみ行うこと。ただし、外部委託や共同研究の場合など、やむを得ず、利用者間で最小限の範囲で中間生成物等の受渡しを行う場合には、運用管理規程において情報及び情報機器の持ち出しに関する方針、管理方法を定めるなど、情報漏えいを防止するための適切な措置を講じること。

(5) 個票データの分析結果の公表の有無

第3の1の規定に基づき行われる学術研究の発展に資することを目的として利用する場合においては、学術論文等の形で研究成果が公表される予定であること。また、研究成果の公表予定日が申出書等に記載され、当該予定日が利用期間と比較して整合していること。また、公表される内容が適切であること。

公的機関に所属する者による利用であって、施策の推進に適切に反映されると認められる場合においては、その成果が何らかの方法で公表されることが望ましい。

(6) 申出書及び添付書類の記載事項の確認

① 申出者の氏名等の確認

申出者の氏名、生年月日、住所、所属機関名、職名及び連絡先等の申出書の記載事項を添付書類及び第5の7(4)に規定する「本人確認に必要な書類」による書類の写しにより確認できること。

② 代理人の氏名等の確認

代理人が申出手続きを行う場合には、代理人の氏名、生年月日、住所、所属、職名及び連絡先等の添付書類の記載事項を、他の添付資料及び第5の7(4)に規定する「本人確認に必要な書類」による書類の写しにより確認できること。

③ 貸与を希望するファイルの種類、項目及び期間

文部科学省が貸与することが可能な個票データのファイルの種類(児童生徒ローデータ又は学校ロー

データ)、項目及び貸与を希望する期間等が記載されていること。また、利用目的の内容が、個票データの内容と照らし合わせて、不必要と判断される内容が含まれていないこと。また、貸与を希望する期間は、その利用に必要な最小限の期間となっていること。利用目的から見て、合理的な理由により利用期間が1年以上となる場合は、公的機関に所属する者による利用であって、施策の推進に適切に反映されると認められる場合に限り、利用期間を1年以上とすることができる。

なお、継続的に行われる研究等であって、3年以内の範囲で将来実施予定の研究等の複数年分の個票データを利用する場合、個票データごとに利用期間を申し出ることができる。

④必要ファイル数

原則として、複写は、コンピュータのハードディスク等へのインストールなどについて、1回限りとされていることを踏まえ、利用者数及び利用方法と、必要なファイルごとのファイル数との関係で齟齬がないこと。

⑤利用者

利用者について氏名、所属が申出書に記載されており、研究等の目的及び内容に照らし、利用者数が最小限であり、利用者の中に不要な者が含まれていないこと。また、利用期間の一部でも、本ガイドライン第14に規定する貸与を禁止する期間と重なる者の利用は認めない。

また、学生（大学院生を含む。以下同じ。）の利用は原則として認めない。ただし、文部科学省科学研究費補助金を受けて行う研究において、研究者として明らかにされているような場合に限っては、利用を認める。

⑥他のデータとの照合を行う場合

原則として、特定の個人、学校又は設置管理者が識別される可能性がある他のデータとの照合を行わないこと。他のデータとの照合を行う場合には、他のデータとの照合を行う必要性が、研究等の目的に照らして合理的であり、かつ、特定の個人、学校又は設置管理者が識別されないこと。学校又は設置管理者が識別されるデータとの照合を行う場合には、当該学校の設置管理者に事前の同意を得ること。

⑦外部委託等を行う場合

利用者は、原則として所属機関に所属している者であることを要するが、外部委託等を行う場合には、外部委託等を行う内容及び必要性が、研究等の目的及び内容に照らして合理的であること。また、外部委託等により所属機関以外の者が利用者となる場合には、外部委託等が必要な理由が明記されていること。また、受託機関の利用者の職名及び氏名が記載されていること。

(7)所属機関の承認

申出者が当該申出を行うことを所属機関が承認していることを添付書類により確認できること。

(8)個票データの貸与方法

個票データの貸与方法が、個票データの規模等を勘案し、文部科学省又は申出者において用意することができる媒体（CD-R、DVD-R等）であること。また、貸与の手続きは直接の受渡しを原則としつつ、貸与先から必要とされる切手を送付される場合にあっては書留による送付にも対応するものとする。

(9)その他必要な事項

上記の(1)から(8)の項目以外に、特に有識者会議が設定した審査事項がある場合には、その承認基準

を満たしていること。

3 貸与データが匿名データの場合の審査・決定について

匿名データの利用申出に係る審査は、あらかじめ定められた以下の審査基準に基づき、有識者会議において行う。有識者会議は、審査終了後に意見を取りまとめ、文部科学省に提出し、最終的な貸与の可否は文部科学省が決定する。なお、本ガイドラインに定めるものの他、審査方法及び決定手続き等の詳細は、有識者会議において定める。

4 匿名データの審査基準について

(1)利用目的

匿名データの利用目的が、第3の1の規定に基づき行われる学術研究若しくは大学院生の教育目的の利用等の高等教育の発展に資するものであること又は公的機関による施策の推進に適切に反映されるものであること。なお、匿名データを利用して行う研究等は、統計的手法による研究（例えば、集団の傾向等の把握のために回帰分析を行う等の研究）によるものとする（個別の調査客体の情報に着目した個別事例研究は含まれない。）。

(2)利用の必要性

匿名データを利用する必要性が、次の事項に即し、認められること。

- ①データの分析方法が、特定の個人、学校名、設置者名を識別する内容でないこと。
- ②匿名データの性格に鑑み、匿名データに係る情報の利用に合理性があり、他の情報では研究等又は高等教育の目的の達成が困難であること。
- ③匿名データの利用期間と研究等又は高等教育の計画・公表時期が整合的であること。
- ④匿名データの利用について、申し出られている研究等又は高等教育の内容を現時点で行うことに合理的な理由があること。

(3)匿名データの利用場所、保管・管理方法

利用者の利用形態を勘案した上で、以下の①から⑦までの事項が適切に措置されていること。

- ①匿名データの利用場所は国内であり、保管する場所は、あらかじめ申出書に記載された施設可能な物理的空間に限定されていること。
- ②匿名データを複写した情報システムは、インターネット等の外部ネットワークに接続しないこと。
- ③匿名データはあらかじめ申出書に記載された利用者のみが利用すること。
- ④貸与される匿名データに加え、作業等によって生成される匿名データを含む中間生成物及び廃棄物についても、漏えい等の事故を防止するために適正な管理が行われること。
- ⑤第3の1の規定に基づき行われる高等教育の発展に資することを目的として利用する場合、匿名データは教員（教育責任者）が保管・管理し、利用者たる学生には保管・管理させないこと。また、教育責任者は、利用者たる学生に対し、あらかじめ利用に必要な教育（制度、遵守事項、不適切利用への措置等）を行うこと。
- ⑥所属機関が具備すべき条件は以下のとおり。

- (i)情報の安全管理

(a) 匿名データを取り扱う情報システムの安全管理に関する方針を策定していること。

(b) 貸与される匿名データについても、適正な管理を行うことができること。

(ii) 情報セキュリティマネジメントシステムの実践

(a) 情報システムで扱う情報を全てリストアップしていること。

(b) リストアアップした情報を、安全管理上の重要度に応じて分類を行い、常に最新の状態を維持していること。

(c) 情報システムの安全管理者は、上記のリストを必要に応じて速やかに確認できる状態で管理しておくこと。

(d) リストアアップした情報を、リスク分析し、その結果得られた脅威に対して適切な対策を行っていること。

(iii) 組織的安全管理対策の実施

(a) 情報システム運用責任者の設置及び担当者（システム管理者を含む）の限定を行うこと。

(b) 匿名データを参照可能な場所においては、来訪者の入退管理を適切に行うこと。

(c) 情報システムへのアクセス制限、記録、点検等を定めたアクセス管理規程を作成すること。

(d) 匿名データに係る情報の取扱いを委託する場合、委託契約において安全管理に関する条項を含めること。

(e) 運用管理規程において次の内容を定めること。

- ・ 理念（基本方針と管理目的の表明）
- ・ 利用者等の体制
- ・ 契約書・マニュアル等の文書の管理
- ・ リスクに対する予防、発生時の対応の方法
- ・ 機器を用いる場合は機器の管理
- ・ 匿名データと同程度の安全管理が必要な情報の記録媒体の管理方法
- ・ 監査
- ・ 苦情・質問の受付窓口

(iv) 人的安全対策の措置

(a) 利用者が所属する組織の管理者は、匿名データに係る情報の安全管理に関する施策が適切に実施されるよう必要な措置を講じるとともに、その実施状況を監督すること。

(b) 利用者が所属する組織の事務、運用等を外部の事業者へ委託する場合は、これらの機関の内部における適切な情報の安全管理が行われるよう、罰則のある就業規則等で裏付けられた守秘・非開示契約の締結その他の必要な措置を行うこと。

(c) プログラムの異常等で、保存データを救済する必要があるとき等、やむを得ない事情で外部の保守要員が匿名データに係る情報にアクセスする場合は、罰則のある就業規則等で裏付けられた守秘・非開示契約等の締結その他の秘密保持の対策を行うこと。

(v) 情報の破棄の手順等の設定

(a) 匿名データに係る情報の破棄の手順を定めること。手順には破棄を行う条件、破棄を行うことができる従業者の特定、具体的な破棄の方法を含めること。

(b) 匿名データを利用又は保存する情報処理機器自体を破棄する場合、必ず専門的な知識を有する者が行うこととし、残存し、読み出し可能な情報がないことを確認すること。

(c) 外部保存を受託する機関に破棄を委託した場合は、更に委託する利用者等が確実に匿名データに係る情報の破棄が行われたことを確認すること。

⑦ 匿名データの利用に際し具備すべき条件は以下のとおり。

(i) 物理的安全対策

(a) 匿名データが保存されている機器の設置場所及び記録媒体の保存場所には施錠すること。

(b) 匿名データを参照できる端末が設置されている区画は、利用時間帯以外は施錠する等、運用管理規程に基づき許可された者以外立ち入ることができない対策を講じること。

(c) 匿名データの物理的保存を行っている区画への入退管理を実施すること。例えば、以下のことを実施すること。

- ・ 入退者には名札等の着用を義務付け、台帳等に記入することによって入退の事実を記録する。
- ・ 入退者の記録を定期的にチェックし、妥当性を確認する。

(d) 匿名データが保存されている端末等の重要な機器に盗難防止用チェーンを設置すること。

(e) 窃視防止の対策を実施すること。

(ii) 技術的安全対策

(a) 匿名データを利用する情報システムへのアクセスにおける利用者の識別と認証を行うこと。

(b) 上記(a)の利用者の識別・認証にユーザIDとパスワードの組合せを用いる場合には、それらの情報を、本人しか知り得ない状態に保つよう対策を行うこと。

(c) 利用者が匿名データを利用する情報システム端末から長時間、離席する際に、あらかじめ認められた利用者以外の者が利用するおそれがある場合には、クリアスクリーン等の防止策を講じること。

(d) 匿名データを利用する情報システムへのアクセスの記録及び定期的なログの確認を行うこと。アクセスの記録は少なくとも利用者のログイン時刻、アクセス時間及びログイン中に操作した利用者が特定できること。

(e) 匿名データを利用する情報システムには、アクセス記録機能を備えること。（アクセス記録機能を備えていない場合には、業務日誌等で操作の記録（操作者及び操作内容）を行うこと。）

(f) 匿名データを利用する情報システムにアクセスログへのアクセス制限を行い、アクセスログの不当な削除、改ざん、追加等を防止する対策を講じること。

(g) 上記(f)のアクセスの記録に用いる時刻情報は信頼できるものであること。

(h) 原則として、匿名データを利用する情報システムには、適切に管理されていないメディアを接続しないこと。また、匿名データを利用する情報システムにメディアを接続する場合には、ウイルスチェック等の検査を行うこと。

(i) 匿名データが複写された情報システムが複数の者によって利用され、パスワードを利用者識別に使用する場合には、当該システム内のパスワードファイルでパスワードは必ず暗号化され、適切な手法で管理及び運用が行われること。

(j) 匿名データの保存・利用に際しては、インターネット等の外部ネットワークに接続した情報システムを使用しないこと。

(k) 匿名データの利用の終了後には、情報システム内に記録された匿名データに関する情報及び中間生成物を消去することに加え、消去後に当該機器を外部ネットワークに接続する際には

あらかじめコンピュータウイルス等の有害ソフトウェアがないか検索し、ファイアーウォールを導入し、適切なアクセス制御を実施するなど、安全対策に十分配慮すること。

(iii) 情報及び情報機器の持ち出しについて

貸与された匿名データの情報の利用、管理及び保管は、申出書に記載された場所でのみ行うこと。ただし、外部委託や共同研究の場合など、やむを得ず、利用者間で最小限の範囲で中間生成物等の受渡しを行う場合には、運用管理規程において情報及び情報機器の持ち出しに関する方針、管理方法を定めるなど、情報漏えいを防止するための適切な措置を講じること。

(4) 匿名データの分析結果の公表の有無

第3の1の規定に基づき行われる学術研究及び高等教育の発展に資することを目的として利用する場合においては、学術論文等（高等教育での利用の場合は、卒業論文、修士論文又は博士論文）の形でその成果が公表される予定であること。また、学術研究又は高等教育の成果の公表予定日が申出書等に記載され、当該予定日が利用期間と比較して整合していること。また、公表される内容が適切であること。公的機関に所属する者による利用であって、施策の推進に適切に反映されると認められる場合においては、その成果が何らかの方法で公表されることが望ましい。

(5) 申出書及び添付書類の記載事項の確認

① 申出者の氏名等の確認

申出者の氏名、生年月日、住所、所属機関名、職名及び連絡先等の申出書の記載事項を添付資料及び第5の7(4)に規定する「本人確認に必要な書類」による書類の写しにより確認できること。

なお、匿名データについて、第3の1の規定に基づき行われる高等教育の発展に資することを目的として利用する場合の申出者は、教員（教育責任者）に限るものとする。

② 代理人の氏名等の確認

代理人が申出手続きを行う場合には、代理人の氏名、生年月日、住所、所属、職名及び連絡先等の添付書類の記載事項を、他の添付資料及び第5の7(4)に規定する「本人確認に必要な書類」による書類の写しにより確認できること。

③ 貸与を希望するファイルの種類及び期間

貸与を希望するファイルの種類（児童生徒ローデータ又は学校ローデータ）及び期間等が記載されていること。また、利用目的の内容が、匿名データの内容と照らし合わせて、不必要と判断される内容が含まれていないこと。また、貸与を希望する期間は、その利用に必要な最小限の期間となっていること。利用目的から見て、合理的な理由により利用期間が1年以上となる場合は、公的機関に所属する者による利用であって、施策の推進に適切に反映されると認められる場合に限り、利用期間を1年以上とすることができる。

なお、継続的に行われる研究等又は高等教育であって、3年以内の範囲で将来実施予定の研究等の複数年分の匿名データを利用する場合、匿名データごとに利用期間を申し出ることができる。

④ 必要ファイル数

原則として、複写は、コンピュータのハードディスク等へのインストールなどについて、1回限りとし、利用者数及び利用方法と、必要なファイルの種類ごとのファイル数との関係で齟齬がないこと。

⑤ 利用者

利用者について氏名、所属が申出書に記載されており、研究等又は高等教育の目的及び内容に照らし、利用者数が最小限であり、利用者の中に不要な者が含まれていないこと。また、利用期間の一部でも、本ガイドライン第14に規定する貸与を禁止する期間と重なる者の利用は認めない。

また、匿名データについて、第3の1の規定に基づき行われる高等教育の発展に資することを目的として利用する場合の利用者は、高等教育機関において正規の授業科目として承認されている場合にそれを受講する学生が想定される。

なお、教員（教育責任者）が個人的に実施する補習等を受講する学生による利用は認められない。

⑥ 他のデータとの照合を行う場合

原則として、特定の個人、学校又は設置管理者が識別される可能性がある他のデータとの照合を行わないこと。他のデータとの照合を行う場合には、他のデータとの照合を行う必要性が、研究等の目的に照らして合理的であり、かつ、特定の個人、学校又は設置管理者が識別されないこと。学校又は設置管理者が識別されるデータとの照合を行う場合には、当該学校の設置管理者に事前の同意を得ること。

⑦ 外部委託等を行う場合

利用者は、原則として所属機関に所属している者であることを要するが、外部委託等を行う場合には、外部委託等を行う内容及び必要性が、研究等又は高等教育の目的及び内容に照らして合理的であること。また、外部委託等により所属機関以外の者が利用者となる場合には、外部委託等が必要な理由が明記されていること。また、受託機関の利用者の職名及び氏名が記載されていること。

(6) 所属機関の承認

申出者が当該申出を行うことを所属機関が承認していることを添付書類により確認できること。

(7) 匿名データの貸与方法

匿名データの貸与方法が、文部科学省又は申出者において用意することができる媒体（CD-R、DVD-R等）であること。また、貸与の手続きは直接の受渡しを原則としつつ、貸与先から必要とされる切手を送付される場合にあっては書留による送付にも対応するものとする。

(8) その他必要な事項

上記の(1)から(7)の項目以外に、特に有識者会議が設定した審査事項がある場合には、その承認基準を満たしていること。

5 有識者会議の審査を省略することができる利用

過去に同様の種類の審査を行っている等、有識者会議が審査の省略を特に認めた場合については、有識者会議の審査を省略できるものとする。ただし、この場合にあっては、申出者及び利用者において本ガイドライン等で定める適切な利用を行う必要がある。また、定期的に利用実績について、有識者会議に報告し、公表することとする。

第7 審査結果の通知

文部科学省は、有識者会議による申出書の審査結果を踏まえ、貸与の可否を決定し、申出者に対し文書により、貸与の可否について通知する。

1 申出について承諾する場合

文部科学省が定める個票データ等の貸与に関する承諾通知書に次の事項を記載の上、通知する。なお、やむを得ない事情により、本ガイドライン第7の1の規定に基づき通知した貸与予定時期より実際の貸与時期が遅れることが見込まれる場合には、速やかに申出者に連絡する。

- ①個票データ等の貸与を行う旨
- ②貸与予定時期及び貸与期間
- ③貸与するに当たり、付した条件がある場合には、当該条件の内容
- ④その他文部科学省が必要と認める事項

2 申出について承諾しない場合

文部科学省が定める個票データ等の貸与に関する不承諾通知書にその理由を記載して申出者に通知する。

第8 貸与決定後の個票データ等の貸与の手続について

1 貸与決定後の提出書類

申出について承諾された者は、以下の書類を提出する。文部科学省は、申出者に対して、以下の書類の様式を入手することができるホームページアドレスを連絡する。

- (1)依頼書
- (2)所属機関確認のための登録事項証明書若しくは印鑑登録証明書又はこれらに準ずるもの（6か月以内に作成されたものに限る。）
- (3)利用条件（利用規約等）及び個票データ等の利用に関する誓約書（利用者が利用条件（利用規約等）を遵守する旨記載し署名又は記名押印したもの）（以下「誓約書」という。）

2 個票データ等の貸与方法

上記1の(1)から(3)の書類を受理した後、文部科学省は、申出について承諾された者に対し、原則として、受付窓口における直接の受渡しにより、個票データ等を貸与する。ただし、申出について承諾された者から必要とされる切手を送付された場合にあつては、文部科学省は書留による送付にも対応するものとする。個票データ等の貸与を受けた申出者は、速やかに受領書を受付窓口へ提出する。

また、個票データ等の貸与に際しては、万が一、漏えいした場合の漏えい経路を特定するために、有識者会議の意見も踏まえ、文部科学省は貸与する個票データ等のファイルごとに必要な措置を講じることができる。

第9 申出書の記載事項等の変更

1 申出書の記載事項の変更

文部科学省の承諾がなされた申出書に係る記載事項（本ガイドライン第10に規定する利用期間の延長に関する事項は除く。）について、申出者側の都合により変更する場合には、次のとおり対応する。

(1)有識者会議の審査を要しない変更

次の事項について変更が生じた場合には、申出者は所属等変更届出書に変更事項を記載の上、直ちに文部科学省に届け出るものとする。

なお、③の利用者を除外する場合、利用者が利用していた個票データ等が存在するときは、申出者が適切に管理し、他の個票データ等の返却時に、本ガイドライン第11の規定に基づき、文部科学省に返却する。

- ①利用者の人事異動等に伴う所属及び連絡先に変更が生じた場合
- ②利用者の姓に変更が生じた場合
- ③利用者を除外する場合
- ④成果の公表形式を変更する場合（例：公表する学会誌の変更等）
- ⑤文部科学省の指摘に基づき、利用者がセキュリティ要件を修正する場合
- ⑥利用者が申出内容の基本的な方針に影響を及ぼさないような抽出条件の微細な修正を行う場合
- ⑦その他の文部科学省が認めた利用目的、要件に影響を及ぼさないと判断される場合

(2)有識者会議の審査を要する変更

(1)以外の場合は、再度審査を行う必要があるものとし、原則として改めて申出書を提出する。ただし、申出書の記載事項のうち、1項目のみを変更する場合など変更内容が限定されている場合には、記載事項変更依頼申出書により申出を行うことができる。

文部科学省は、申出書又は記載事項変更依頼申出書を受理した場合には、当該申出書について有識者会議による審査を本ガイドライン第6の審査基準に準拠して行い、その承諾・不承諾について本ガイドライン第7の取扱いに準じて申出者に通知する。

なお、利用者が追加又は変更された場合については、上記の通知後、追加又は変更される者の誓約書の提出をもって、利用を認めるものとする。

2 申出書以外の提出書類の記載事項に変更が生じた場合

審査の事務処理に必要なものとして、申出書以外に提出した書類（組織的安全対策に係る書類等）の変更が生じた場合、速やかに変更後の書類を文部科学省へ提出するものとする。

第10 利用期間の延長

申出者が、やむを得ない理由により、利用期間の延長を希望する場合、文部科学省は、以下の手続きにより、延長を認めることができる。

1 延長依頼申出書又は変更届の提出

延長を希望する申出者は、原則、利用期間終了の2か月前までに、延長が必要な理由及び希望延長期間を記載した延長依頼申出書を文部科学省に提出する。ただし、利用期間の延長を希望する時点で、公表に係る手続きが進行中の場合等、有識者会議が審査の省略を特に認めた場合については、申出者は所属等変更届出書に変更事項を記載の上、直ちに文部科学省に届け出るものとする。

2 延長の申出の審査基準

延長依頼申出書が提出された場合、有識者会議は次の審査基準により審査を行い、文部科学省へ意見を述べる。文部科学省は、当該意見を踏まえ、延長の可否について決定する。

- ①延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由があること。
- ②利用目的、利用者の範囲、場所、セキュリティ要件等の他の事項に変更がなされていないこと。

- ③延長理由から判断して、延長期間が最小限度であること。
- ④利用期間の延長を希望する個票データ等について、初回の延長申出であること。

3 諾否の通知

文部科学省は、延長を承諾する場合はその旨を、延長を承諾しない場合はその理由と併せてその旨を、申出者に通知する。

4 通知後の手続き

(1) 延長が認められた場合

延長が認められた場合、それに伴い、利用条件（利用規約等）及び誓約書に修正が必要な場合には、文部科学省は、再度、申出者に対してその内容を通知し、依頼書及び誓約書等の必要な書類の提出を求める。

(2) 延長が認められなかった場合

延長が認められなかった場合、当初の承諾された利用期間の満了時まで、申出者は個票データ等の返却、コンピュータに保存されている個票データ等及び中間生成物等の消去、利用実績報告書、データ措置報告書の提出その他の所要の措置を行う。

第11 利用後の措置等

申出者は、個票データ等の利用を終了した場合（当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む）、直ちに、集計等のためにハードディスク等の記憶装置に保存又は紙媒体等に出した個票データ等及び中間生成物を消去する。

その上で、データ措置報告書を添えて、電子媒体を文部科学省に提出する。この際、受付窓口での直接の受渡しによることを原則とするが、書留（提出依頼者の送料負担）による送付にも対応する。なお、将来、研究等又は高等教育の成果について、再検証等が必要になった場合には、その都度、個票データ等の貸与の申出を行うこととし、文部科学省は過去に貸与した個票データ等の情報等について適切に記録を保存することとする。

第12 申出者による研究成果等の公表

1 研究成果等の公表

本ガイドライン第6の規定に基づき有識者会議により審査を行った上で、研究成果等の公表を行うことを条件として個票データ等の貸与を行うことを文部科学省が決定した場合には、申出者は、個票データ等を利用して行った研究等又は高等教育の成果を申出書に記載した公表時期、方法に基づき、公表する。

公表に当たっては、事前に公表を予定する研究等又は高等教育の成果について任意の様式で文部科学省へ報告し、文部科学省は、

- ①当該研究等又は高等教育の成果とあらかじめ承諾された公表形式が総合的であるか
- ②貸与する個票データ等に係る調査年度の実施要領において、一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど全国学力・学習

状況調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるもの（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする情報）が含まれていないか（既に公開されている場合又は個別の同意がある場合を除き、閲覧又は転写した結果をそのまま公表することは認められない。）

- ③個人情報保護の観点から本ガイドライン第12の2の「公表に当たっての留意点」の公表形式の基準を満たしているか
- ④本ガイドライン第12の3の「公表に当たっての配慮事項」に違反する内容が含まれていないかを確認する。

2 公表に当たっての留意点

研究等又は高等教育の成果の公表に当たっては、既に公開されている場合又は個別の同意がある場合等を除き、原則として、利用者は、公表される研究等又は高等教育の成果によって特定の個人、学校又は設置管理者が第三者に識別されないように、次の公表形式の基準に基づき、十分に配慮しなければならない。なお、学校の属性情報に関する個別の同意については、学校の設置管理者が、当該学校と、公表される内容や方法等について事前に十分相談した上で、同意の可否について決定するものとする。

- ①公表される研究等又は高等教育の成果物において、児童生徒の数が原則として10未満になる集計単位が含まれていないこと。また、集計単位が市町村の場合には、公表される成果物において、児童生徒の数が10以上であっても、他の情報と結びつけることができ、それにより、個人が特定される可能性がある集計単位が含まれていないこと。
- ②公表される研究等又は高等教育の成果物において、学校又は設置管理者の属性情報による集計数が原則として3未満となる集計単位が含まれていないこと。また、その集計数が3以上であっても、他の情報と結びつけることができ、それにより、学校又は設置管理者が特定される可能性のある集計単位が含まれていないこと。

3 公表に当たっての配慮事項

全国学力・学習状況調査の調査結果については、調査の目的を達成するため、国及び教育委員会の教育施策の改善・充実、児童生徒の学力、学習状況又は生活習慣の把握・改善につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱う必要があることから、調査結果の個票データ等を活用した研究等又は高等教育の成果の公表に際しては、以下の事項に配慮しなければならない。

- ①全国学力・学習状況調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の側面であることなどを踏まえること。
- ②序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮すること。

4 研究成果等が公表できない場合の取扱い

研究等又は高等教育の成果等の公表を行うことを条件として個票データ等の貸与を行うことを文部科学省が決定したにもかかわらず、申出者又は利用者の死亡、法人組織の解散、研究等又は高等教育の計画の中止その他のやむを得ない事情により、当該研究等又は高等教育の成果を公表できない場合には、その理由を利用実績報告書により文部科学省に報告する。

公表ができなかった事由が不適切である場合には、その内容に応じ、本ガイドライン第14の不適切利用

に該当することとなる。また、申出書に記載した公表方法で公表されなかった研究等又は高等教育の成果の利用は認めないものとする。これに違反した場合、本ガイドライン第14の不適切利用に該当することとなる。

第13 利用実績報告書の作成・提出

1 利用実施状況報告書の提出

(1) 研究等又は高等教育の成果を公表した場合

申出者は、研究等又は高等教育の成果を公表した場合には、公表後速やかに、その公表も含めた成果の概要について文部科学省に対し利用実績報告書により報告する。

(2) 調査研究の成果の公表を条件としていない場合

文部科学省が公的機関に所属する者による利用について調査研究の成果の公表を条件とせず個票データ等の貸与を決定した場合には、申出者は、個票データ等の利用期間又は施策の企画立案若しくは評価のための調査研究の計画期間の終了後速やかに、その成果の概要について文部科学省に対し利用実績報告書により報告する。

(3) 研究等又は高等教育の成果の公表ができない場合

研究等又は高等教育の成果等の公表を行うことを条件として個票データ等の貸与を行うことを文部科学省が決定したにもかかわらず、申出者又は利用者の死亡、法人組織の解散、研究等又は高等教育の計画の中止その他のやむを得ない事情により、当該研究等又は高等教育の成果を公表できない場合には、その理由を利用実績報告書により文部科学省に報告する。

2 利用実績の公表

文部科学省は、報告を受けた利用実績を取りまとめ、有識者会議に報告するとともに、必要に応じて利用実績をホームページ等により公表する。

第14 不適切利用への対応

1 契約違反の場合

(1) 違反内容

文部科学省は、申出者又は利用者が、次のような契約違反等を行った場合には、その内容に応じて、有識者会議の意見を踏まえ対応を行う。なお、申出者以外の者が違反を行った場合であっても、申出者には、管理責任等の観点から、申出者が違反を行ったものとしてみなすことができるものとする。

- ①返却期限までに個票データ等の返却等の措置を行わない。
- ②個票データ等を申出書と異なるセキュリティ要件の下で利用しセキュリティ事故の危険に曝した。
- ③個票データ等を紛失・漏えいした。
- ④承諾された利用目的以外の利用を行った。(又は承諾された公表形式以外の形式で公表を行った。)(それらにより不当な利益を得た場合を含む。)
- ⑤その他(上記以外の法令違反、契約違反及び国民の信頼を損なう行為を行った場合など)

(2) 対応内容

①文部科学省は、その貸与した個票データ等の利用に関し、契約違反等として、(1)の①から⑤の事態が生じていることが判明した場合は速やかに申出者に連絡し、原則として利用の取消し、個票データ等の情報の返却、複写データの消去を求めるとともに、有識者会議に報告する。また、②～④の場合については、利用者による成果物の公表も禁止する。

②有識者会議は、(1)の①～⑤の違反事実について、次に挙げる措置を講じることを審議することとし、文部科学省は当該審議を踏まえた対応を講じることとする。なお、契約違反等が所属機関の責に帰すべき特段の事情がある等、有識者会議が特に認める場合には、所属機関に属する他の申出者及び利用者に対しても、個票データ等の貸与を行わない。

(i) 返却期限までに個票データ等の返却等の措置を行わない場合

返却が行われるまでの間、申出者及び利用者に対して、他の個票データ等の貸与を行わない。その上で、返却日以降、利用期間の満了時点から返却までの間の日数に該当する期間についても、個票データ等の貸与を行わない。

なお、文部科学省は、事前に申出者及び利用者の意見を聞いた上で、有識者会議の議論を踏まえ、必要な場合には申出者及び利用者の氏名及び所属機関名を公表することができる。

(ii) 個票データ等を申出書と異なるセキュリティ要件の下で利用しセキュリティ事故の危険に曝した場合

有識者会議の議論を踏まえ、申出者及び利用者に対して、貸与した個票データ等の速やかな返却を求めるとともに、一定期間個票データ等の貸与を禁止する。

なお、文部科学省は、事前に申出者及び利用者から事故に至る経緯及び意見を聞いた上で、有識者会議の議論を踏まえ、必要な場合には申出者及び利用者の氏名及び所属機関名を公表することができる。

(iii) 個票データ等を紛失・漏えいした場合

有識者会議の議論を踏まえ、申出者及び利用者に対して、引き続き保管している個票データ等がある場合には、当該データ等の速やかな返却を求めるとともに、一定期間個票データ等の貸与を禁止する。

なお、文部科学省は、事前に申出者及び利用者から紛失・漏えいに至る経緯及び意見を聞いた上で、有識者会議の議論を踏まえ、必要な場合には申出者及び利用者の氏名及び所属機関名を公表することができる。

(iv) 承諾された利用目的以外の利用を行った場合(又は承諾された公表形式以外の形式で公表を行った場合)(それらにより不当な利益を得た場合を含む)

有識者会議の議論を踏まえ、申出者及び利用者に対して、貸与した個票データ等の速やかな返却を求めるとともに、一定期間個票データ等の貸与を禁止する。

なお、文部科学省は、事前に申出者及び利用者から不適切利用の状況及び経緯並びに意見を聞いた上で、有識者会議の議論を踏まえ、必要な場合には申出者及び利用者の氏名及び所属機関名を公表することができる。

また、当該不適切な利用により申出者、利用者又はこれらと関係する者が不当な利益を得た場合には、利用条件(利用規約等)に基づき、申出者はその利益相当額を国に支払うことを約することとする。

(v)その他の場合（上記以外の法令違反、契約違反及び国民の信頼を損なう行為を行った場合など）
その他、法令違反、契約違反、国民の信頼を損なう行為を行った申出者及び利用者に対しては、
上記の対応を参考として、所要の措置を講じるものとする。

2 他の制度との連携

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 33 条に基づく調査票情報の提供、同法第 34 条に基づく委託による統計の作成又は同法第 36 条に基づく匿名データの提供において、法令又は契約違反により提供禁止措置等がとられている場合、同様の期間、提供禁止措置等が取られている範囲の者に対して、個票データ等の貸与を行わないものとする。

第 15 文部科学省による実地監査

申出者又は利用者は、文部科学省が必要に応じ、個票データ等の利用場所への立入りを求めることがあり得ること及びその場合には、文部科学省の職員及び文部科学省が適切と認めた第三者による利用場所及び保管場所への立入りを認めることを、あらかじめ利用規約で承認することとする。

第 16 文部科学省による利用についての適用除外

以下の場合については、本ガイドラインの適用を除外し、その他必要な規程を定めることができる。

- (1)文部科学省が、その所掌する事務の範囲内で、政府が開催する審議会等に提出する資料作成のために利用する場合
- (2)文部科学省が全国学力・学習状況調査の目的の達成に資する分析を自ら行うために利用する場合
- (3)文部科学省が施策の企画立案又は評価のための調査研究を自ら行うために利用する場合
- (4)文部科学省が大学等の研究機関の研究者に調査研究を委託するために利用する場合
- (5)文部科学省が大学等の研究機関の研究者と共同研究を行うために利用する場合

第 17 ガイドラインの施行時期

本ガイドラインは、平成 29 年 8 月 1 日より施行する。ただし、匿名データの貸与に係る規定については、匿名データが作成されるまでの間、適用しない。